

廣島市報

No. 73

發行
昭和27年5月20日
(火曜日)

電話

- 發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三十九
- 中三五(一) 市會事務局
 - 中一六(二) 建設局總務課
 - 中一六(三) 秘書課
 - 中一六(四) 會計課
 - 中一六(五) 庶務課
 - 中一六(六) 總務局總務課
 - 中一六(七) 教育委員會
 - 中三五(八) 建設局總務課
 - 中三五(九) 商工課
 - 中三五(一〇) 労働課
 - 中三五(一一) 徴収課
 - 中三五(一二) 保健課
 - 中三五(一三) 工務課
 - 中三五(一四) 警備課
 - 中三五(一五) 消防課
 - 中三五(一六) 東部復興事務所
 - 中三五(一七) 中央卸賣市場

目次

- 廣島市公印保管使用規則の全文改正 三三二
- 廣島市収入証紙規則の一部改正 三三三
- 廣島市々管住宅使用條例施行細則の一部改正 三三三
- 廣島市公印使用規則 三三三
- 農林水産業統計調査員の任命について 三三三
- 漂流物拾得について 三三三
- 不動産公賣公告について 三三三
- 公賣公告について 三三三
- 百日せき及びシフテリアの予防接種について 三三三
- 五月臨時議會召集について 三三三
- 五月臨時議會付議事件について 三三三
- 建築に関する公開聽聞について 三三三
- 建築に関する公開聽聞の訂正について 三三三
- 固定資産税徵收令等送達不能について 三三三
- 耕地整理法第三十五條に基、換地予定地指定について 三三三
- 教育委員會規則 三三三
- 廣島市立學校給食供事部手當支給規則 三三三
- 雜令 三三三

規則

廣島市公印保管使用規則をここに公布する。
昭和二十七年五月一日
廣島市長 濱井 信三

廣島市規則第三十九号

廣島市公印保管使用規則(昭和二十三年五月十七日廣島市規則第十三號)の全部を次のように改正する。

- (目的)
- 第一條 廣島市における公印の保管及び使用その他公印に關し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
- (公印の種類等)
- 第二條 公印の種類、ひな形、寸法、保管課及び使用区分等は、別表の通りとする。
- (公印の保管及び使用の責任)
- 第三條 公印の保管及び使用については、公印を保管する課長(出張所長を含む。以下同じ。)が、その責に任ずる。
- (總務課長の任務)
- 第四條 總務局總務課長(以下總務課長という。)は、公

印保管簿(別記第一號様式)を備え、各課(出張所を含む。以下同じ。)保管の公印に關し、必要な事項を一括整理しなければならない。

2 總務課長は、期間を定め、各課の公印の保管及び使用その他公印に關し、必要な事項を調査し、その状況を市長に報告しなければならない。

3 總務課長は、前項の調査について必要があるときは、公印を保管する課長をして、事務の報告をさせ、書類又は公印使用簿を提出させることができる。

(退總時限後の保管及び使用)

第五條 退總時限後は、總務局總務課保管の公印は、宿直室に置くものとする。

2 前項の公印の保管及び使用については、宿(當)直の上席の職員がその責に任ずる。

(公印使用簿)

第六條 第二條別表に定める各課は、公印使用簿(別記第二號様式)を備え付けなければならない。

(公印の使用)

第七條 公印を使用するときは、押なつたしよとする文書に決裁済の原簿書添え、當該公印を保管する課長又は宿(當)直員に提示し、原簿書と契印し、公印を受け、公印使用簿に登記しなければならない。但し、特別の用途に供する文書にあつては、この手續を省略することができる。

(公印の新調、再調整及び廃棄)

第八條 公印の新調及び磨滅して使用に耐えないための再調整並びに廃棄處分は、総務課長に届けなければならない

附則 この規則は、公布の日から施行する。

Table with columns: 公印の種類 (Type of Seal), ひな形 (Shape), 寸法 (Dimensions), 保管所 (Storage Location), 使用 (Usage), 区分 (Division), 印材 (Material), 個數 (Quantity). Rows include various municipal seals like '市長印' (Mayor Seal), '市役所印' (Municipal Office Seal), etc.

Table with columns: 公印のひな形 (Shape of Seal), 廣島市 (Hiroshima City), 廣島縣 (Hiroshima Prefecture). Rows list different seal types such as '市長印', '市役所印', '収入役印', etc.

Table for '別記第一號様式 公印保管簿' (Form 1: Seal Storage Ledger). Columns include '公印の種類' (Seal Type), '使用区分' (Usage Division), '再調整' (Re-adjustment), '廃棄' (Disposal), and dates.

Table for '別記第二號様式 公印使用簿' (Form 2: Seal Usage Ledger). Columns include '使用公文日番號' (Document Number), '件名' (Subject), '提出先' (Recipient), and '文書係' (Clerk).

廣島市収入証紙規則の一部を改正する規則 (Hiroshima City Receipt Paper Regulation Amendment). Article 1: The Mayor, Council, and Councilors shall amend the regulation. Article 2: The amendment is effective from May 1, 1948.

廣島市管住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則 (Hiroshima City Residential Use Regulation Amendment). Article 1: The Mayor, Council, and Councilors shall amend the regulation. Article 2: The amendment is effective from May 10, 1948.

Table for '若草町乙住宅' (Kagasaki Town Type B Residential). Columns: 附則 (Amendment), 一號 (Type 1), 二號 (Type 2), 三號 (Type 3), 四號 (Type 4), 五號 (Type 5). Lists various residential types and their specifications.

廣島市規則第四十二號 (Hiroshima City Regulation No. 42). Article 1: Purpose. Article 2: The Mayor, Council, and Councilors shall amend the regulation. Article 3: The amendment is effective from May 20, 1948.

三六回斐町六部農區	古田町高須農區	三六回斐町六部農區	古田町高須	仁保町向洋青崎	仁保町向洋青崎一九九三	仁保町向洋青崎	仁保町向洋青崎一九九三	仁保町向洋青崎	仁保町向洋青崎一九九三
三七回古田町高須農區	庚午北町一丁目より十丁目まで	三七回古田町高須農區	古田町高須	仁保町向洋中町	仁保町向洋中町二七五九	仁保町向洋中町	仁保町向洋中町二七五九	仁保町向洋中町	仁保町向洋中町二七五九
三八回庚午北町一丁目より十丁目まで	庚午北町一丁目より十丁目まで	三八回庚午北町一丁目より十丁目まで	古田町高須	仁保町向洋大原町一部	仁保町向洋大原町一部二〇五〇	仁保町向洋大原町一部	仁保町向洋大原町一部二〇五〇	仁保町向洋大原町一部	仁保町向洋大原町一部二〇五〇
三九回庚午北町一丁目より十丁目まで	庚午北町一丁目より十丁目まで	三九回庚午北町一丁目より十丁目まで	古田町高須	仁保町本浦東西農區分劃	仁保町本浦東西農區分劃	仁保町本浦東西農區分劃	仁保町本浦東西農區分劃	仁保町本浦東西農區分劃	仁保町本浦東西農區分劃
四〇回庚午北町一丁目より十丁目まで	庚午北町一丁目より十丁目まで	四〇回庚午北町一丁目より十丁目まで	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四一回古田町高須農區	古田町高須	四一回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四二回古田町高須農區	古田町高須	四二回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四三回古田町高須農區	古田町高須	四三回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四四回古田町高須農區	古田町高須	四四回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四五回古田町高須農區	古田町高須	四五回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四六回古田町高須農區	古田町高須	四六回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四七回古田町高須農區	古田町高須	四七回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四八回古田町高須農區	古田町高須	四八回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
四九回古田町高須農區	古田町高須	四九回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五〇回古田町高須農區	古田町高須	五〇回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五一回古田町高須農區	古田町高須	五一回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五二回古田町高須農區	古田町高須	五二回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五三回古田町高須農區	古田町高須	五三回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五四回古田町高須農區	古田町高須	五四回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五五回古田町高須農區	古田町高須	五五回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五六回古田町高須農區	古田町高須	五六回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五七回古田町高須農區	古田町高須	五七回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五八回古田町高須農區	古田町高須	五八回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
五九回古田町高須農區	古田町高須	五九回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦
六〇回古田町高須農區	古田町高須	六〇回古田町高須農區	古田町高須	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦	仁保町本浦

廣島市告示第三十七号
昭和二十七年四月二十二日
廣島市長 濱井 信三

酒流物拾得について
左記のものについて、江田島町長より拾得の通知があったから心當りの方は廣島市役所社会課迄申し出られたい。

記
拾得年月日 昭和二十七年三月二十八日
拾得の場所 江田島町秋月沖合
拾得物件 長さ一、五メートル、七寸のワイロー
拾得者 江田島町秋月 大宮 逸夫

廣島市告示第三十九号

昭和三十七年五月二十二日
廣島市長 濱井 信三
公 告
左記のものは、市税滞納に因り差押財産入札の方法を以て公表するから買受希望者は、入札心得書(徴収票備付)並びに現物承知の上別記条件に依り富市徴収課に入札書を出されたい。

（書面による聽聞）
第九條 被聽聞者又は第六條の代理人が出席できない場合には、公聽會の前日までに、申請に附帯する各種事項に關する被聽聞者の供述書又は陳述書を提出することができぬ。

第十條 聽聞關係者は、議長の許可を受けなければ公聽會において發言できない。

第十一條 議長は、發言者が前項の範圍をこえたときは、その發言を制止することができる。

第十二條 議長又は第五條に規定する者が、次の各號に該當する場合は、發言することができない。

（關係出席者及び傍聽人の制限）
第十三條 議長は、その命に従わない者又は聽聞を妨害する者に對し、退場を命ずることができぬ。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

廣島市告示第三十号の四

調査區	担・當	調査	區	城
一 三條本町四丁目、新庄町	三條本町四丁目、新庄町		住	調
二 三條本町一丁目、二丁目、三丁目、横川町一圓	三條本町一丁目、二丁目、三丁目、横川町一圓		所	查
三 大 芝 町	大 芝 町		氏	名
四 楠木町一圓	楠木町一圓		川	原
五 三瀧町中原農區(山手川を境に東側)	三瀧町中原農區(山手川を境に東側)		西	野
六 三瀧町上山手農區(山手川を境に西側)	三瀧町上山手農區(山手川を境に西側)		倉	本
七 打越町南部、中部	打越町南部、中部		登	本
八 打越町東部、西部	打越町東部、西部		西	本
九 山 手 町	山 手 町		武	中
〇 牛田町早稲田區	牛田町早稲田區		山	谷
一 牛田町東區、南區、本町	牛田町東區、南區、本町		國	信
二 牛田町旭區、丹土區、神田區	牛田町旭區、丹土區、神田區		田	佐
三 牛田町新町	牛田町新町		西	本
四 尾長町三本松、岩鼻、曙町一圓	尾長町三本松、岩鼻、曙町一圓		吉	井
五 尾長町字片河	尾長町字片河		西	田
六 尾長町西山根、東山根	尾長町西山根、東山根		田	本
七 矢賀町(上農區)	矢賀町(上農區)		西	井
八 矢賀町(中農區)	矢賀町(中農區)		好	宮
九 矢賀町(下農區)	矢賀町(下農區)		植	木
〇 大須賀町、二葉の里、松原町、白鳥町一圓	大須賀町、二葉の里、松原町、白鳥町一圓		飯	田
一 寺町、廣瀬北町より堺町、塚本町間の町一圓	寺町、廣瀬北町より堺町、塚本町間の町一圓		藤	田
二 廣 島 町	廣 島 町		西	田
三 廣 島 町	廣 島 町		平	村
四 廣 島 町	廣 島 町		山	本
五 廣 島 町	廣 島 町		岩	本
六 廣 島 町	廣 島 町		山	本
七 廣 島 町	廣 島 町		橋	本
八 廣 島 町	廣 島 町		西	本
九 廣 島 町	廣 島 町		西	本
〇 廣 島 町	廣 島 町		好	宮
一 廣 島 町	廣 島 町		植	木
二 廣 島 町	廣 島 町		飯	田
三 廣 島 町	廣 島 町		藤	田
四 廣 島 町	廣 島 町		西	田
五 廣 島 町	廣 島 町		平	村
六 廣 島 町	廣 島 町		山	本
七 廣 島 町	廣 島 町		岩	本
八 廣 島 町	廣 島 町		山	本
九 廣 島 町	廣 島 町		橋	本
〇 廣 島 町	廣 島 町		西	本
一 廣 島 町	廣 島 町		西	本
二 廣 島 町	廣 島 町		好	宮
三 廣 島 町	廣 島 町		植	木
四 廣 島 町	廣 島 町		飯	田
五 廣 島 町	廣 島 町		藤	田
六 廣 島 町	廣 島 町		西	田
七 廣 島 町	廣 島 町		平	村
八 廣 島 町	廣 島 町		山	本
九 廣 島 町	廣 島 町		岩	本
〇 廣 島 町	廣 島 町		山	本

廣島縣農林水産業統計調査規則に基く農林水産業統計調査員の担當區域、及び住所氏名を左記の通り告示する。
昭和二十七年四月一日
廣島市長 濱井 信三

廣島市西觀音町三三番地
 家屋番號全町一五五番ノ五
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十九坪二合五勺
 廣島市西觀音町一丁目三八三番地ノ四
 家屋番號全町二〇一番
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 二十坪三合七勺
 別記
 條件
 一、入札及開札年月日 入札開札昭和二十七年五月二十六日午前十一時
 一、入札場所 廣島市役所徴收課
 一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積價格の百分の五以上(銀行保証小切手又は銀行發行小切手は可)
 一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部を公賣しない事がある
 一、契約保証金は、契約不履行のときは没収する
 一、公賣代金は、現金を以つて五月三十日迄に納付する事(銀行保証小切手又は銀行發行小切手は、可)

廣島市告示第四十号

昭和二十七年五月十二日

廣島市長 濱井信三

公賣公告
 左記の者は、市税滞納處分による差押財産入札の方法を以つて公賣するから、買受希望者は、入札心得書(徴收課備付)並びに現物承知の上、別記條件に依り當市徴收課に入札書を差し出されたい。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------|--|--------------------------|--|-------------------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--|----------------------------|---------------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------|------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|--|----------------------------------|----------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---|
| 廣島市東觀音町二丁目
(2)ミシン 一 (3)ベルト 一 | 廣島市東觀音町二丁目
(4)柱時計 一 | 廣島市東觀音町二丁目
(5)柱時計 一 (6)ラジヲ 一 (7)水屋 一 (8)フスマ 二 | 廣島市東觀音町二丁目
(10)電氣時計 一 | 廣島市大洲町四六
(11)電氣時計 一 (12)台秤 一 (13)ゴムホース 一 (14)エヤートランスミキス 一 | 廣島市宇品町八幡通り七丁目
(16)下駄箱 一 (17)火鉢 一 | 廣島市竹屋町一七
(18)繪画 六 | 廣島市京橋町
(19)女下着 一 (20)名古屋帯 一 | 廣島市京橋町
(21)柱時計 一 (22)手持金庫 一 | 廣島市段原浦町
(23)冷蔵庫 一 (24)蚊帳 一 (25)火鉢 六 | 廣島市宇品町
(26)掛時計 一 (27)茶タンス 一 (28)掛時計 一 | 廣島市東觀音町二丁目
(29)食卓テーブル 一 | 廣島市宇品町
(30)掛軸 一 (31)柱時計 一 (32)鏡台 一 | 廣島市土手町
(33)ミシン 一 | 廣島市下柳町二二
(34)乳母車 一 (35)ギター 一 | 廣島市廣瀬元町
(36)鏡台 一 | 廣島市廣瀬元町四七
(37)タンス 一 | 廣島市中町二二四
(38)玄武醍醐味 四箱 (39)玄武D.K.S 一 (40)玄武靴クリーム 一 (41)カ粉白粉 一 (42)ククリム 一 | 廣島市舟入本町
(44)ラジヲ 一 | 廣島市東雲町
(45)ラジヲ 一 (46)鏡台 一 (48)假物 一 | 廣島市袋町二二
(49)タンス 一 (50)水屋 一 (51)ラジヲ 一 (52)衣笠箱 一 (53)食台 一 | 廣島市大須賀町
(55)九テーパー 一 (56)タンス 一 | 廣島市西觀音町
(57)ラジヲ 一 | 廣島市京橋町
(58)タンス 一 (59)ユカタ (60)柱時計 一 | 廣島市廣瀬橋町
(61)テーブル 一 | 廣島市段原浦町
(62)掛時計 一 (63)タンス 一 | 廣島市段原浦町三三
(64)ラジヲ 一 (67)茶タンス 一 (68)掛時計 一 |
|---------------------------------|------------------------|--|--------------------------|--|-------------------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--|----------------------------|---------------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------|------------------------|--|----------------------|---------------------------------------|--|----------------------------------|----------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---|

- | | | |
|---|---|--|
| 廣島市京橋町十三番地
家屋番號全町二〇五番
一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
建坪 十五坪二合五勺
廣島市西觀音町十一番地
家屋番號全町一三八番
一 木造瓦葺二階建居宅 壹棟
建坪 六坪二合五勺
外二階 九坪二合五勺
附屬 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
建坪 七坪五勺
廣島市東觀音町十九番地
家屋番號全町一五八〇番
一 木造瓦葺二階建事務所 壹棟
建坪 五十坪三合二勺
外二階 四十九坪
廣島市三條本町一丁目
一 宅地 五十七坪
廣島市猿猴橋町二十三番地五組
一 木造粉葺平屋建別宅 壹棟
建坪 六坪
廣島市西地方町
一 宅地 六十五坪五合二勺
廣島市東觀音町三三番地
家屋番號全町一五三番
一 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
建坪 三坪
廣島市東觀音町二十四番地
一 宅地 二十六坪七合四勺
一 宅地 六十五坪五合二勺 | 廣島市中町七番地
家屋番號全町十七番
一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
建坪 九坪五合
一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
建坪 十七坪七合五勺
廣島市中町七番地ノ一
一 宅地 十三坪四合八勺
全町七番地ノ八
一 宅地 四十二坪五合六勺
廣島市中町七番地ノ十三
一 宅地 十三坪五合二勺
廣島市比治山本町一六二番地
一 宅地 四十二坪五合六勺
廣島市基町一番地
家屋番號全町一五八〇番
一 木造瓦葺二階建事務所 壹棟
建坪 五十坪三合二勺
外二階 四十九坪
廣島市三條本町一丁目
一 宅地 五十七坪
廣島市猿猴橋町二十三番地五組
一 木造粉葺平屋建別宅 壹棟
建坪 六坪
廣島市西地方町
一 宅地 六十五坪五合二勺 | 廣島縣安佐郡祇園町一六四番地
株式會社廣島英和商工社
一 木造瓦葺二階建居宅 壹棟
建坪 十五坪七合五勺
二階 六坪
廣島市小網町一〇五番地
一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
建坪 十六坪
一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
建坪 四坪七合五勺
廣島市小網町甲七番地ノ二九
一 宅地 九十四坪二合九勺
全市全町甲七番地ノ三〇
一 宅地 十七坪八合七勺
廣島市西引御堂町七十二番地
一 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
建坪 二十五坪五合
廣島市中廣町九二五番地
一 木造粉葺二階建居宅及寄宿舎 壹棟
建坪 五〇坪七合五勺
外二階 十二坪七合五勺
廣島市西觀音町一丁目三八三番地ノ四
家屋番號全町二〇一番
一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟 |
|---|---|--|

廣島市京橋町十三番地
 家屋番號全町二〇五番
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 十五坪二合五勺
 廣島市西觀音町十一番地
 家屋番號全町一三八番
 一 木造瓦葺二階建居宅 壹棟
 建坪 六坪二合五勺
 外二階 九坪二合五勺
 附屬 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 七坪五勺
 廣島市東觀音町十九番地
 家屋番號全町一五八〇番
 一 木造瓦葺二階建事務所 壹棟
 建坪 五十坪三合二勺
 外二階 四十九坪
 廣島市三條本町一丁目
 一 宅地 五十七坪
 廣島市猿猴橋町二十三番地五組
 一 木造粉葺平屋建別宅 壹棟
 建坪 六坪
 廣島市西地方町
 一 宅地 六十五坪五合二勺

廣島縣安佐郡祇園町一六四番地
 株式會社廣島英和商工社
 一 木造瓦葺二階建居宅 壹棟
 建坪 十五坪七合五勺
 二階 六坪
 廣島市小網町一〇五番地
 一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
 建坪 十六坪
 一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
 建坪 四坪七合五勺
 廣島市小網町甲七番地ノ二九
 一 宅地 九十四坪二合九勺
 全市全町甲七番地ノ三〇
 一 宅地 十七坪八合七勺
 廣島市西引御堂町七十二番地
 一 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 二十五坪五合
 廣島市中廣町九二五番地
 一 木造粉葺二階建居宅及寄宿舎 壹棟
 建坪 五〇坪七合五勺
 外二階 十二坪七合五勺
 廣島市西觀音町一丁目三八三番地ノ四
 家屋番號全町二〇一番
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟

廣島市京橋町十三番地
 家屋番號全町二〇五番
 一 木造瓦葺二階建居宅 壹棟
 建坪 十五坪七合五勺
 二階 六坪
 廣島市小網町一〇五番地
 一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
 建坪 十六坪
 一 木造粉葺平屋建居宅店舖 壹棟
 建坪 四坪七合五勺
 廣島市小網町甲七番地ノ二九
 一 宅地 九十四坪二合九勺
 全市全町甲七番地ノ三〇
 一 宅地 十七坪八合七勺
 廣島市西引御堂町七十二番地
 一 木造粉葺平屋建居宅 壹棟
 建坪 二十五坪五合
 廣島市中廣町九二五番地
 一 木造粉葺二階建居宅及寄宿舎 壹棟
 建坪 五〇坪七合五勺
 外二階 十二坪七合五勺
 廣島市西觀音町一丁目三八三番地ノ四
 家屋番號全町二〇一番
 一 木造瓦葺平屋建居宅 壹棟

定に基き、職員の出発免除及び入役等の賠償の責任に

定に基き、職員の出発免除及び入役等の賠償の責任に

廣島市告示第四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第五十四條に基づき左記の通り公開による聽開を行う。

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

一、聽開期日 昭和二十七年五月二十三日午前十時
 二、聽開場所 廣島市國壽寺町三九廣島市組合内社會黨議員控室
 三、申請者住所 廣島縣佐伯郡五日市海老塩濱字大新開
 四、申請者氏名 河合榮市
 五、建築場所 廣島市千田町二丁目六五〇ノ一 六四八ノ一
 六、用途概要 絨縫工場、木造二階建、延八六、三八二坪

廣島市告示第四十四号の二

建築基準法に基く公開による聽開の告示(昭和二十七年五月十九日廣島市告示第四十四號)の一部を左記のとおり訂正する。

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四十五号

廣島市松原町坂本秀吉外九七一名に對する昭和二十七年度第一期固定資産税徵稅令書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公告す。

昭和二十七年五月二十日

廣島市長 濱井信三

一、聽開場所を次のように改める。
 廣島市大手町八丁目 廣島市消防局講堂(二階)

廣島市告示第四十六号

昭和二十七年五月二十日

廣島特別都市計畫事業復興東部土地地区画整理施行者 廣島市長 濱井信三

廣島特別都市計畫事業復興東部土地地区画整理施行地区内の別紙土地所有者佐伯卓造外一名に對する特別都市計畫法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否、その他のため送達不能につき、併地整理法第三十五條の規定により、公告する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計畫事業復興東部土地地区画整理施行地区内の貴殿所有又は關係の土地に對し、特別都市計畫法第十三條の規定により別紙調書及び圖面の通り指定する。

一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は、使用出来ない。

二、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になったもの、また道路、公園その他、公共用地になったものについては、おつて調査の上移轉方通知する。

三、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、

それ等の建物及び工作物の移轉が完了するまで、その土地を使用することができない。それまでの間從前の土地が使えるかと言えどもそれも又使えないことになる。又従前の土地に建物其他工作物があるときはこれを取除くまでは換地予定地を使用することができない現在道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは、使用収益ができないこれ等の土地の使用開始の時期は通知する。

一、従前の土地に借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も當然ついでゆくの土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せられたい。

一、換地予定地に建築物を新築、改築、増築等する場合に、當方の現場明示を必ず受けること。

一、換地予定地指定地区内の土地を賣買、譲渡する場合は當方に連絡し協議できない不測の御迷惑を生ずる事がある。

一、調査及び圖面記載の坪数は、將來多少増減することがある。

一、その他不審の點は、廣島市東部復興事務所にお問い合わせされたい。

土地所有 廣島市東部復興事務所		土地所有 佐伯卓造	
換地予定地	面積(坪)	換地予定地	面積(坪)
152	152	152	152

廣島市告示第四十一号

今回予防接法(昭和二十三年法律第六十八號)の規定に基づき百日せき及びシフテリアの予防接種を左記の通り施行する。

昭和二十七年五月十五日

廣島市長 濱井信三

一、日時 自昭和二十七年五月十九日
 至昭和二十七年八月三十日(診療時間中)
 二、接種費 百日せき(一回接種)一回につき四十圓
 シフテリア(一回接種)一回につき十圓
 三、接種を受ける人
 百日せき 1. 生後三ヶ月から生後六ヶ月に至る期間。
 三週間を隔て三回接種のこと
 2. 前次定期後十二ヶ月から十八ヶ月に至る期間。
 (追加接種一回接種)
 四、その他 1. シフテリアの注射を生後一回も受けていない者は今回は三回接種のこと
 2. 各接種のすんだ人は、左記病院または醫院で証明書をお受取り下さい。
 希望の人も受けられます。

五、接種場所

牛田町	大田醫院	大手町七丁目	藏本醫院
矢野新町	中岡	水主町	迫井
愛宕町	浅海	江波本町	米深
南段原町一丁目	原田	舟入幸町	藤巻
仁保町瀧崎	佐武	舟入仲町	香川
仁保町堀越	鹽田	西九軒町	田中
的場町	石田	横川町二丁目	秋山
大須賀町	本郷	南觀音町二丁目	玉珥
字品町七丁目	竹内	己斐町	津田
丹那	松田	古田町高須	前田

廣島市告示第四十二号

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

左記の通り臨時廣島市議會を招集する

一、招集日時 昭和二十七年五月二十六日午後一時
 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第四十三号

昭和二十七年五月十九日

廣島市長 濱井信三

五月二十六日招集の臨時廣島市議會に對する事件は左記の通り

一、廣島市議會定例會條例制定について
 廣島市證明及び閱覽手数料條例の一部改正について
 一、日本國との平和條約の効力發生に伴う職員懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く免除に關する條例制定について
 一、廣島海員會館條例制定について
 一、昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市市民病院費才入出予算

皆實町三丁目 伊藤醫院 庚午北町 世木田醫院
 斜屋町 山本 草津南町 下永
 上流川町 湯淺 向洋本町 大橋
 磯庭町 東 東白鳥町 三好
 基町 灰塚
 字品町 國立病院 字品町 縣立病院
 千田町 日赤 油屋町 記念
 基町 選信 尾長町 鐵道
 舟入幸町 保健所分室(舟入病院内)

◎教育委員會規則

廣島市立學校給食炊事婦手當支給規則をここに公布する
昭和二十七年四月二十一日
廣島市教育委員會
委員長 吉本壽一

廣島市立學校給食炊事婦手當支給規則

第一條 廣島市立學校の給食に従事する炊事婦に對し、この規則により手當を支給する。
第二條 手當金は、月額三千五百圓とする。
第三條 手當金の支給方法に關しては、市立學校職員給與支給の例による。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
2 廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事婦手當支給規則(昭和二十三年四月二十日廣島市規則第十一號)は、廢止する。

◎辭令

地方公務員法第二十八條第二項第一號により昭和二十七年十月三十一日まで林職を命ずる
昭和二十七年五月一日
廣島市財務調査委員會委員を解く
廣島市財務調査委員會委員を委嘱する
昭和二十七年五月一日

事務吏員 多田博
永田百太郎
秋田正之
技術吏員 宗里實

廣島市建築審査會幹事を命ずる
事務吏員 森保秀彦
高東正義

廣島市建築審査會書記を命ずる
昭和二十七年五月十三日

◎雜報

出張所管區域別人口及び世帯状況について
(昭和二十七年五月一日現在)

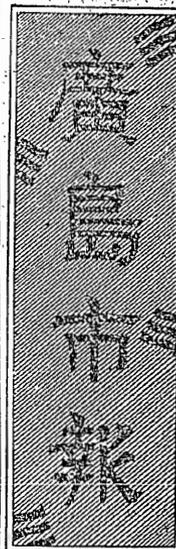
出張所別	人口	世帯	同上前月との比較
牛田	九、二七五	一、六三三	△
尾長	一三、六五五	一、八一	△
青崎	九、六八三	一、二七五	△
段原	二、四八一	一、一七	△
比治山	一、七四三	一、八二	△
仁保	五、三三二	一、五〇	△
大河	一、三三三	一、二二	△
皆賀	一、六六七	一、六一	△
字品	二、四七六	一、六一	△
似島	二、一〇五	一、五〇	△
基町	二、八八四	一、五〇	△
元中央	四、〇〇八	一、四三	△
十日市	二、五四六	一、三三	△
舟入	一、四四八	一、〇七	△
觀音	一、九四九	一、〇七	△
己斐	一、九〇七	一、〇三	△
三條	一、七七一	一、〇三	△
草津	一、三九三	一、〇三	△
計	五〇、六七三	二、九二六	△

戸籍上の市勢

(昭和二十七年四月分)

種別	件数	同上一日分		前年同月分	
		最大	最小	平均	増減
婚姻	二〇四	二一七	二一三	二〇〇	一三
離婚	二二	四四	一	一〇	一三
出生	一〇一	一〇九	一〇三	一〇〇	一
死亡	一〇三	一〇九	一〇三	一〇〇	一
寄留届	四〇	三三	一〇	一〇	一
出寄留届	二五	二六	一〇	一〇	一
謄抄本請求	七九	四六	一	一	一
印鑑届	一、一四三	一、〇七	一〇	一〇	一
身分證明	七八	七〇	一〇	一〇	一
戸籍閲覧	三、〇〇	三、〇〇	一〇	一〇	一
印鑑照	五、一〇八	五、〇六	一〇	一〇	一

備考 一、各項左側の数字は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十六日分で計算したもの



◎財政事情公表

広島市告示第五十二号

地方自治法第二百四十四條の規定並びに「財政事情」の
 作製及び公表に關する條例により、本市の「財政事情」を
 次のように公表する。

昭和二十七年五月三十一日

廣島市長 廣 井 信 三

ここに、昭和二十六年度財政の状況を公表し、市民各位
 の御批判と御理解をにより、本市財政確立のため、なお
 一層の御協力をお願いする次第である。

一 本市財政の歩み

昭和二十六年度予算歳入出状況

二 公營企業歳入出状況

三 市税について

四 財産公積及び一時借入金金の現在高

(一) 市有財産

(二) 公債

(三) 一時借入金

五 七 借入

一 本市財政の歩み

前同公表の際、昭和二十四年度、昭和二十五年度及び昭

外 行
 昭和27年5月31日
 (土曜日)

發行人所 廣島市役所
 廣島市國泰寺町三九

電話 (代表)
 中三三三(市長) 中三三二(副市長) 中三三一(秘書) 中三三〇(庶務) 中三二九(工務) 中三二八(衛生) 中三二七(消防) 中三二六(教育) 中三二五(社会) 中三二四(建設) 中三二三(農林) 中三二二(水産) 中三二一(労働) 中三二〇(保健) 中三一九(福祉) 中三一八(文化) 中三一七(観光) 中三一六(交通) 中三一五(情報) 中三一四(その他)

和二十六年度と、本市財政の推移について説明した通り、
 劃期的な規制の改革で、平衡交付金制度の新設等、自治体
 財政逐直の一大方針が講ぜられた。その後激次になつた
 る國及び縣よりの委任事務、職員給与改訂、経済情勢の
 變動による諸物件費の増加等に加え、本番その他の災害に
 よる財政需要額が、多額の経費を必要とし、獨自財源に限度
 のある本市としては、經常経費以外の、これら臨時の諸経費
 財源は大部分、國及び縣に依存するの外ない實情を含め
 て、昭和二十六年度を迎えたのである。

昭和二十六年度予算の編成にあつては、經常経費の節
 減と、不急事業の徹底的整理を斷行し、生産事業の効果を
 擧げるべく、格段の努力を傾注し、都市建設の基本方針を
 堅持した次第である。
 その後の整理運営に當つては、従来の整理制度を改築し
 予算訓令制度に改め、極力経費の節約と追加予算の計上
 を、差し控える措置をとつた。社会状況の變動と臨時突
 發的経費の必要を生じた等の結果、左表に示す如く、

會計別	最終予算額	當初予算額	増	差引増減	減	備考
一 一般會計	1,234,567,890	1,000,000,000	234,567,890	234,567,890	—	
建設費	500,000,000	400,000,000	100,000,000	100,000,000	—	
公益費	300,000,000	250,000,000	50,000,000	50,000,000	—	
奨學費	100,000,000	80,000,000	20,000,000	20,000,000	—	
天満町外部落着財源	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
用品調達費	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
水道事業費	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
小計	1,000,000,000	800,000,000	200,000,000	200,000,000	—	
公債	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
一時借入金	100,000,000	100,000,000	—	—	—	
合計	1,234,567,890	1,000,000,000	234,567,890	234,567,890	—	

全會計を通じ當初予算額貳拾壹億九千四百八拾四万九千
 五億貳千六百九拾万九千餘圓の追加を生じ、最終予算額
 は貳拾七億貳千七百七拾四万九千餘圓となつてゐる。
 追加更正の措置をしたものは、一般會計において五億八
 千七百參拾六万參千餘圓で、公營企業水道事業費の五百八
 拾四万六千餘圓で、特別會計建設事業費については、事業
 認定の決定に伴う更正減額、六千六百參拾万餘圓となつて
 いる。

一般會計追加予算の主なるものは、諸支用金において、特別會計建設事業費(震災復興費)に對する繰入金と、第六回國民体育大會開催諸費その他を合わせ、壹億九千九拾六万參千餘円を計上して追加総額の三三%、キヤ、ルース台風に對する災害復事業費壹億四千參百四拾貳万貳千餘円で二四%、生活保護及び厚生援護等の諸計費を計上している。社會勞動施設費の七千參百四拾四万九千餘円で一三%、保健衛生費五千貳百六拾九万餘円で九%、土木費參千貳百九拾參万餘円で六%、産業經營費參千八百五拾貳万五千餘円で五%、教育費千五百六拾四万六千餘円の三%等であり、このうち、給與改訂により新たに人件費として追加した額は、四千七百拾五万貳千餘円である。

なお、これが追加更正予算に伴う財源措置は、左記の通りである。

一般會計

區分	昭和二十六年		追加更正		最終予	
	算額	百分比	算額	百分比	算額	百分比
市獨自財源	六七,四〇六,〇〇〇	一〇〇	一三,八〇六,六六六	二〇	八三,六一九,六六六	一〇〇
國縣依存分	三六,九七三,三三三	二	四,八二二,二二二	一三	四一,七九五,五五五	一〇〇
その他	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一	三,〇〇〇,〇〇〇	三	一三,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇
計	一,〇七三,三七八	一〇〇	一六,六二八,八八八	一〇〇	一二三,八一五,二二二	一〇〇

建設費

區分	昭和二十六年		追加更正		最終予	
	算額	百分比	算額	百分比	算額	百分比
市獨自財源	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一三〇	二三,〇〇〇,〇〇〇	二三〇
國縣依存分	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇
その他	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇
計	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇	三三〇	六三,〇〇〇,〇〇〇	六三〇

合計(純會計)

區分	昭和二十六年		追加更正		最終予	
	算額	百分比	算額	百分比	算額	百分比
市獨自財源	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一三〇	二三,〇〇〇,〇〇〇	二三〇
國縣依存分	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇
その他	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇
計	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇	三三〇	六三,〇〇〇,〇〇〇	六三〇

一般會計においては、七五%の國及び縣依存を示し、その内訳は、地方財政平衡交付金の二億六千八百拾八万千餘円、國及び縣補助、一億一千七百六拾二万九千餘円並びに市債の五千二百八拾万四となつてゐる。市獨自財源としては、市税の一億千七百七十九千餘円、前年度繰越金千二百七拾一万四千餘円で二一%、その他の収入四%となつてゐる。

建設費については、國の事業認定決定に伴う國及び縣補助金の削減額二億四千七百九拾八万八千餘円を、一般會計よりの繰入金一億七千三百二十拾万四千餘円、その他の収入八百四拾六万三千餘円をもつて、補充してゐる。

會計(純會計)について見ると、五五%を國及び縣に依存し、市獨自財源三六%、その他九%となつてゐる。

以上、最終予算において、一般會計は、市獨自財源四九%、國及び縣依存分四八%、その他三%となつており、建設費は、一般會計を、合わせた純會計で見た場合、國及び縣依存分は五九%、市獨自財源は三八%、その他三%で、國及び縣依存に高率を見ており、これを昭和二十五年最終予算と比較すると、

一般會計

科 目	昭和二十六年 度最終予算額	昭和二十七年三月三十一日現在 支出総額	最終予算額に 對する支出総 額の百分比
一 議會費	100,000,000	100,000,000	100
二 役所費	100,000,000	100,000,000	100
三 警察消防費	100,000,000	100,000,000	100
四 土木費	100,000,000	100,000,000	100
五 教育費	100,000,000	100,000,000	100
六 保健費	100,000,000	100,000,000	100
七 福利費	100,000,000	100,000,000	100
八 文化費	100,000,000	100,000,000	100
九 公園費	100,000,000	100,000,000	100
十 緑地費	100,000,000	100,000,000	100
十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
二十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
三十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
四十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
五十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
六十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
七十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
八十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十一 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十二 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十三 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十四 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十五 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十六 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十七 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十八 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
九十九 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100
一百 河川維持修繕費	100,000,000	100,000,000	100

昭和二十六年度予算執行状況調査
 一般會計 昭和二十七年三月三十一日現在 單位円

右表の通りで、社會情勢の變動と、經濟事情による物價高騰のため、自立財政を確立することは極めて困難と言ひざるを得ない實情である。次に予算の執行状況は、一般會計歳出において、義務的経費が最も高率であるが、以下、各費目毎についての執行状況は、左表の通りである。

區 分	二十五年度 最終予算額	総額に對する 百分比	二十六年 度最終予算額	総額に對する 百分比	備 考
市獨自財源	100,000,000	100	100,000,000	100	
國庫依存分	100,000,000	100	100,000,000	100	
その他	100,000,000	100	100,000,000	100	
計	300,000,000	100	300,000,000	100	
合 計(純會計)	300,000,000	100	300,000,000	100	

研究諸費	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
社會教育費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
原爆犠牲者補償費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
六 社會勞動施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
生活保護費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
民生委員費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
社會福祉事務所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保障施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保嬰院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保生諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
公團費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
兒童福祉費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
母子寮費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
失業對策事業費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
乳兒院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保育所施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
職災者救済援護施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
兒童遊園地施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
身体障害者福祉費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
厚生援護施設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
七 保健衛生費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保健所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
性病診療所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
傳染病予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
マダガスカル子防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
トランプ子防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
結核予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
舟入法院費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
衛生試験検査費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
診療所費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
下水道費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
下水道調査費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
汚物處理費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
居場費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
火葬場費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
結核予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
体育費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
衛生諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
狂犬病予防費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
保嬰所復舊費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
社會保健福祉院建設準備費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
舟入病院建設費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
八 産業經濟費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
配給諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
商工諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

農水産諸費	2,626,220	1,702,830	923,390
農林委員会費	1,111,110	1,111,110	0
農林調整委員会費	510,110	510,110	0
家畜市場費	5,000	5,000	0
漁業所費	2,000,000	2,000,000	0
工業指導所費	1,111,110	1,111,110	0
觀光港灣諸費	2,626,220	2,626,220	0
中央卸賣市場費	1,111,110	1,111,110	0
國藥綜合指導所費	1,111,110	1,111,110	0
土地改良費	1,000,000	1,000,000	0
農業水利事業費	1,000,000	1,000,000	0
中央卸賣市場増築費	1,111,110	1,111,110	0
農地災害復舊費	1,111,110	1,111,110	0
農業委員会費	1,111,110	1,111,110	0
九 財 産 費	2,626,220	2,626,220	0
基本財産造成費	1,111,110	1,111,110	0
財産管理費	1,111,110	1,111,110	0
施設費	1,111,110	1,111,110	0
十 統計調査費	1,111,110	1,111,110	0
十一 選挙費	1,111,110	1,111,110	0
選挙費	1,111,110	1,111,110	0
啓蒙宣傳費	1,111,110	1,111,110	0
市長及市議会議員選挙公費	1,111,110	1,111,110	0
市長及市議会議員選挙執行費	1,111,110	1,111,110	0
縣議会議員選挙公費	1,111,110	1,111,110	0
縣議会議員選挙執行費	1,111,110	1,111,110	0
ク	1,111,110	1,111,110	0
農業委員選挙執行費	1,111,110	1,111,110	0
十二 公 債 費	1,111,110	1,111,110	0
元利償還金	1,111,110	1,111,110	0
利 子	1,111,110	1,111,110	0
十三 輸 送 費	1,111,110	1,111,110	0
十四 監査委員費	1,111,110	1,111,110	0
十五 災害土木復舊費	1,111,110	1,111,110	0
十六 公平委員会費	1,111,110	1,111,110	0
十七 災害復舊費	1,111,110	1,111,110	0
土木復舊費	1,111,110	1,111,110	0
下水復舊費	1,111,110	1,111,110	0
公園復舊費	1,111,110	1,111,110	0
港灣復舊費	1,111,110	1,111,110	0
住宅その他復舊費	1,111,110	1,111,110	0
教育施設復舊費	1,111,110	1,111,110	0
総合その他復舊費	1,111,110	1,111,110	0
十八 諸支用金	1,111,110	1,111,110	0
公金取扱費	1,111,110	1,111,110	0
郵 送 費	1,111,110	1,111,110	0
遊納區分費	1,111,110	1,111,110	0

昭和二十六年度予算歳入出状況

一般會計 歳 入

(單位円)

出金七四%、縣支出金六四%、市債四三%、その他雑収入一六二%等となつてゐる。

建設費歳入中、國庫支出金八八%、市債七四%、換地清算徴収金二五三%、雑収入二八%及び寄附金六五%となつており、一般會計よりの繰入金は、出納閉鎖期日までに収入することになつてゐる。

以上の収入確保については、日夜懸命の努力を傾注して、二十六年度財政の確立を圖つたのであるが、事業認証の低率と、市債の不承認等、政府の施策による止むを得ない歳入欠陥を來たし、二十六年度財政運営に重大なる支障を、生ずる結果となつたのである。

政府においては、現下の地方自治体財政窮迫の實情を察知せられ、昭和二十七年年度庫子算の一部を繰上充用の上、一時融資の措置をとる等、自治体財政の赤字補填に出來得る限りの盡力をされてゐるのであるが、本市財政の現状は、上述の措置によつても解決は、し難い實情であるので、年度末までの財政運営には、なお、一段の創意工夫を加え、赤字財政克服のため、懸命の努力を傾注してゐる次第である。

科 目	常初予算額	最終予算額	最終予算額に對する百分		自四月収入額	自十月収入額	収入総額	最終予算額に對する百分	
			比	比				比	比
一市	5,000,000	5,000,000	100	100	1,000,000	2,000,000	400	80	
普通稅	3,000,000	3,000,000	100	100	500,000	1,000,000	33	66	
舊法による稅收入	1,000,000	1,000,000	100	100	200,000	400,000	20	40	
二地方財政平衡交付金	1,000,000	1,000,000	100	100	300,000	600,000	30	60	
三公企業及財産收入	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
四使用料及手数料	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
五國庫支出金	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
六縣支出金	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
七寄附金	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
八繰入金	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
九繰越金	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
一〇雜收入	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
一一市債	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
歳入合計	10,000,000	10,000,000	100	100	2,000,000	4,000,000	400	80	
一議會費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
二役所費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
三警察消防費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
四土木費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
五教育費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
六社會労働施設費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
七保健衛生費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	
八庶務經費費	1,000,000	1,000,000	100	100	100,000	200,000	10	20	

二給水工事費收入	1,121,537.38	1,121,537.38	100.00
三雑 收 入	1,174,977.32	1,174,977.32	100.00
四公企業及財産收入	2,710,000.00	2,710,000.00	100.00
五雑 入 金	—	—	—
六國庫支出金	13,340,000.00	13,340,000.00	100.00
七市 債 債	1,824,000,000.00	1,824,000,000.00	100.00
八繰 越 金	—	—	—
歳入合計	8,070,514.70	8,070,514.70	100

歳 出

科 目	当初予算額	最終予算額	最終予算 総額に對 する百分	自四月 支出額	自十月 支出額	支出総額	最終予算 額に對す る支出總 額の百分
一 水道費	1,021,000.00	1,021,000.00	100	1,021,000.00	1,021,000.00	1,021,000.00	100.00
給水管工事費	10,000,000.00	10,000,000.00	100	10,000,000.00	10,000,000.00	10,000,000.00	100.00
水道事務費	1,000,000.00	1,000,000.00	100	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	100.00
水道復舊事業費	—	—	—	—	—	—	—
水道修繕費	1,000,000.00	1,000,000.00	100	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	100.00
水道修繕事業費	—	—	—	—	—	—	—
水道修繕改良事業費	—	—	—	—	—	—	—
災害復舊事業費	—	—	—	—	—	—	—
二給 債 費	2,710,000.00	2,710,000.00	100	2,710,000.00	2,710,000.00	2,710,000.00	100.00
三諸 支 出 金	1,000,000.00	1,000,000.00	100	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	100.00
四予 備 費	—	—	—	—	—	—	—
歳出合計	15,731,000.00	15,731,000.00	100	15,731,000.00	15,731,000.00	15,731,000.00	100

三、市税について

市民各位には既に御承知の如く、昭和二十五年八月の劃期的な税制改正により、本市の税源は、市民税及び固定資産税の二大税目に分割され、これが財政運営の根本的要素となつた次第である。しかしながら過去一十年余に亘るこれら市税負擔の状況を見るに、従來、市民各位に對する市民税は、極端に膨張し市税に對する重大關心を喚起するに至つたのであるが、税制改革に對應する踏襲勢の整備不足、新税制に對する周知徹底を欠いた結果、収入増は不振を極め、加えて平衡交付金制度による國及び縣補助金の廢止、起債許可の制限等により、本市財政は不測の窮乏に達著し、昭和二十五年決算期において一億二千万円程度の赤字繰越しを余儀なくされたのである。

昭和二十六年年度においては、諸團勢の急激整備と人容の強化を圖り、徵稅機構を改正して各出張所單位に徵收員を配設して、極力市税收入の確保に努力した結果、遂次良好なる成績を納めつつある。

昭和二十六年度市税収入状況は左表の通りである。

(昭和二十七年三月三十一日現在)

市 民 税	1,464,638,000.00	1,464,638,000.00	100.00	1,464,638,000.00	1,464,638,000.00	1,464,638,000.00	100.00
固定資産税	301,000,000.00	301,000,000.00	100	301,000,000.00	301,000,000.00	301,000,000.00	100
自動車税	100,000,000.00	100,000,000.00	100	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100
荷 車 税	100,000,000.00	100,000,000.00	100	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100
未収入額	—	—	—	—	—	—	—
予算に對する収入額の百分	—	—	—	—	—	—	—
測定額に對する収入額の百分	—	—	—	—	—	—	—

電氣ガソ税	1,111,000	1,111,000	100
廣告税	1,111,000	1,111,000	100
接客入税	1,111,000	1,111,000	100
普通税	1,111,000	1,111,000	100
計	4,444,000	4,444,000	100

三月末現在予算額に對し七六%が收入済で、二六%が未收入となつており、國庫依存分の實收を隔るは勿論、市税の完全收納に對しても日夜懸命の努力を傾注してゐることは申すまでもないことである。

しかしながら、これが成績の良否は、かかつて市民各位の本市復興に對する御熱意如何にあるのであつて、今後の本市發展のため、格段の御協力をお願いする次第である。

四、財産、公債及び一時借入金の現在高

(一) 市有財産

- 土地 四拾八万五千五百五拾九坪八合貳勺
- 建物 拾万千六百參拾四坪參合五勺
- 基金資金の現在高 貳百五拾万八千貳百六拾參坪四九拾參畝

(二) 公債

- 借入先別市債現在高調
- 借入先 現在高 總額に對する百分比
- 大政省資金運用部 八〇〇,〇〇〇 〇.〇八
- 簡易保險局 六〇〇,〇〇〇 〇.〇六
- その他一般金融機關 一〇〇,〇〇〇 〇.〇一
- 計 一,〇〇〇,〇〇〇 〇.一〇

費目別市債現在高調

費目	現在高	總額に對する百分比	備考
警備消防費	1,111,000.00	11.11	
土木費	1,111,000.00	11.11	
教育費	1,111,000.00	11.11	
社會勞動施設費	1,111,000.00	11.11	
産業經濟費	1,111,000.00	11.11	
保健衛生費	1,111,000.00	11.11	
災害復舊費	1,111,000.00	11.11	
建設費(警備復興費)	1,111,000.00	11.11	
水道赤染費	1,111,000.00	11.11	
その他	1,111,000.00	11.11	
計	10,000,000.00	100	

(三) 一時借入金

財政調整資金

(昭和二十三年現在) 單位千円

借入先	借入額	償還金額	残額	借入年月日	利率	備考
大蔵省資金運用部	3,000,000	2,000,000	1,000,000	元、10、16	一錢八厘	
廣島銀行	2,000,000	2,000,000	—	元、10、16	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	3,000,000	1,000,000	2,000,000	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000	10,000	—	元、11、10	二錢五厘	
大蔵省資金運用部	10,000	10,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000	10,000	—	元、11、10	二錢五厘	
廣島銀行	3,000,000	3,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
大蔵省資金運用部	10,000	10,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000	10,000	—	元、11、10	二錢五厘	
廣島銀行	3,000,000	3,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000	10,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000	10,000	—	元、11、10	二錢五厘	
計	32,000,000	21,000,000	11,000,000			

起債前借資金

借入先	借入額	長期債に借替 又は償還額	残額	借入(償還)年月日	利率	備考
大蔵省資金運用部	10,000,000	10,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	10,000,000	10,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
廣島銀行	1,000,000	1,000,000	—	元、11、10	一錢八厘	
計	35,000,000	35,000,000	—			

五、むすび

講和教効を契期として我國經濟の様相も、獨立後の前途勢を整備するため各段の飛躍を遂げ、民主政治の基礎となる自治体行財政も、益々、自立趨勢を露請也

られるにいたつたのである。

しかしながら内外の諸事情を見るに、一応安定を保つておるかの様であるが、生活経済ともに或種の危機をばらんでおることは、否めない事實であり、獨り我が國のみを平穩裡におかず、世界平和の呼聲はいたずらに空響を流れるに過ぎない實情であつて、平和への道は遠く、我々の使命は今後益々重く、且つ大と云わなければならぬのである。

終戦以來「ヒロシマ」の名は平和のシンボルとして、廣く世界に喧傳され、訪日の各國名士もぞつて本市を歴訪されている現状であるが、翻つて本市復興の實狀を見るに、その途上にはなお幾多の困難なる問題が山積の狀態であり、行財政の面においても相當の困難が予想せられるので、各位には今後一層、市政の運営に御協力を賜るようお願いする次第である。

廣島市報

No. 74

發行
昭和27年6月20日
(金曜日)

電話

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

中三五二(代表)
中三五六(市會事務局長)
中三五七(秘書課長)
中三五八(會計課長)
中三五九(庶務課長)
中三六〇(總務課長)
中三六一(教育委員會)
中三六二(保健課長)
中三六三(工務課長)
中三六四(衛生課長)
中三六五(消防課長)
中三六六(警務課長)
中三六七(入病部)
中三六八(警察本部)
中三六九(消防本部)
中三七〇(警務本部)
中三七一(東部復興事務所)
中三七二(中央卸賣市場)

【目次】

◎條例

- 日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する條例……………一頁
- 廣島市海員會館條例……………二
- 社會保險廣島市民病院條例……………三
- 社會保險廣島市民病院院使用料及び手数料條例……………三
- 廣島市住宅管理條例……………三
- 廣島市議會令條例の一部改正……………三
- 廣島市證明及び問置手数料條例の一部改正……………六
- 廣島市議會令條例……………六
- 廣島市納税奨励條例の一部改正……………六
- 廣島市事務分掌條例の一部改正……………六
- 廣島市運輸局事務局條例……………七
- 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例……………七

◎規則

- 廣島市住宅管理條例施行規則……………七
- 廣島市事務分掌規則の一部改正……………一五
- 廣島市中央卸賣市場取引改善委員會規則……………一五
- 廣島市手帳、決算及び會計規則の一部改正……………一七
- 廣島市中小企業融資委員會規則……………一七

◎告示

- 漂流物拾得について……………一八
- 第三十回換地予定地変更指定の發表について……………一八
- 公示送達について……………一八
- 建築に関する公開聴聞について……………一八
- 水道工事責任技術者の資格試験の実施について……………一八
- 昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市民院費歳入出予算……………一八
- 公示送達について……………一九
- 昭和二十七年廣島市特別會計運輸事業費歳入出予算について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 建築基準法に基く公開聴聞について……………一九
- 公示送達について……………一九
- 公示公告について……………一九
- 公示送達について……………一九

◎訓令

- 社會保險廣島市民病院規程……………二二
- 廣島市農業生産施設再建融資諮問委員會規程……………二二
- 旅費請求書に添付する明細書に関する規程……………二二

◎選定管理委員會告示

五月定例市議會議決事件について……………二七

昭和二十七年年度予算執行上の要請による退職者で市長の定めるものについて……………二九

出張所管区域別人口状況について……………二九

戸籍上の市勢について……………二九

◎條例

日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する條例ここに公布する。

昭和二十七年五月二十七日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第三十六号

日本國との平和條約の効力發生に伴う職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に関する條例

第一條 この條例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第十七号)第三條及び第五條の規定に基き、職員の懲戒免除及び収入役等の賠償の責任に基く債務の免除に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)の懲戒免除
 第二條 職員(この條例施行の日前に職員でなくなつた者を含む)のうち、昭和二十七年四月二十八日前行爲について、法令、條例及び規則に規定する懲戒処分を受けたものに対しては、將來に向つてその懲戒を免除し、同日前行爲について、まだ法令、條例及び規則に規定する懲戒処分を受けていないものに対しては、懲戒を行わない。
 (収入役等の賠償の責任に基く債務の免除)
 第三條 収入役その他法令の規定に依りて現金又は物品を保管する職員(この條例施行の日前にこれらの職員でなくなつた者を含む)の賠償の責任に基く債務で、昭和二十七年四月二十八日前行爲によるものは、將來に向つてその債務を免除する。
 附則
 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。
 廣島海員會館條例をここに公布する。
 昭和二十七年五月二十七日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第三十七号
 廣島海員會館條例

(目的及び設置)
 第一條 海員の福利増進を図ると共に、廣島港の發展に寄與するために、廣島海員會館(以下「會館」という)を設置する。
 (位置)
 第二條 會館は、廣島市宇品町五八一番地の三に置く。
 (事業内容)
 第三條 會館は、第一條の目的を達成するために左の事業を行う。
 一 宿泊、食堂、図書、娯樂、理髮及び洗濯等の各施設

を置き、海事関係者の公共的利用に供すること。
 (職員)
 第四條 會館に、職員若干名を置く。
 第五條 職員及び嘱託員は、所属課長の命を受けて館務に従事する。
 (執務時間)
 第六條 會館の職員は、執務時間及び休日、本館の例による。但し、臨時休館日は、その都度公示する。
 (使用)
 第七條 會館を使用しようとする者は、左の事項を具し、市長の許可を受けなければならない。
 一 使用者の住所、氏名(船名、職名)。
 二 使用目的及び日時。
 三 その他市長の必要とする事項。
 第八條 左の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。
 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 二 建物又は附屬物を損傷するおそれがあると認めるとき。
 三 管理上支障があると認めるとき。
 四 その他市長が必要と認めるとき。
 第九條 左の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消することができる。
 一 使用者がこの條例(この條例に基く規則を含む)に違反したとき。
 二 前條の各号の一に該当する事実が発生したとき。
 第十條 左の各号の一に該当するものは、會館の中に入ることをできない。
 一 傳染病又は、他人の嫌う疾患のあるもの。
 二 精神病者又は、泥酔者。
 三 兇器、劇・毒藥、その他危険物を携帯するもの。
 四 その他、市長が不適当と認められたもの。

廣島市條例第三十八号
 社會保險廣島市民病院條例

(目的及び設置)
 第一條 健康保險被保險者、被扶養者その他一般民衆の公的医療機関として、社會保險医療の模範的診療を垂範し、その向上と円滑なる進展をはかるとともに、公衆衛生思想の普及及び健康の増進に寄與するため、社會保險廣島市民病院(以下「病院」という)を設置する。
 (位置)
 第二條 病院は、廣島市基町一番地に置く。
 (診療科目)
 第三條 病院において取り扱う診療科目は内科、外科、小兒科、産婦人科、皮膚泌尿科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科及び齒科とする。
 (職員)

第四條 病院に次の職員を置く。
 一 院長 二 副院長 三 事務局長 四 部長 五 藥劑部長 六 看護婦長 七 醫師 八 藥劑師 九 主事 十 技師 十一 書記 十二 技手 十三 榮養士 十四 看護婦 十五 事務員 十六 技術員 十七 その他の職員
 (職務)
 第五條 院長は、上司の命を受けて院務を総理し、所属員を指揮監督する。
 第六條 副院長は、院長を補佐し、診療科及び病室を掌理し、院長に事故があるときはその職務を代理する。
 第七條 事務局長は、院長の命を受け、全般の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第八條 部長は、院長の命を受け、担当職務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第九條 藥劑部長は、院長の命を受け、藥務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十條 看護婦長は、院長の命を受け、看護婦を指揮監督する。
 第十一條 技師は、院長の命を受け、技術業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十二條 書記は、院長の命を受け、事務業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十三條 技手は、院長の命を受け、技術業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十四條 榮養士は、院長の命を受け、榮養業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十五條 事務員は、院長の命を受け、事務業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十六條 技術員は、院長の命を受け、技術業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十七條 看護婦は、院長の命を受け、看護業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
 第十八條 本院の執務時間及び休日は、本館の例による。但し、施設上の特別の事情があるときは、この限りでない。
 (診療時間)
 第十九條 本院において治療を受けようとするときは、所定の手續により診療券の交付を受けなければならない。
 (入院)
 第二十條 患者は、所定の手續により入院することができる。
 (市長の委任)
 第二十一條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。
 附則
 一 この條例は、公布の日から施行する。
 二 第三條に定める診療科目は、当分の間、内科、外科、

廣島市條例第三十九号
 社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例

昭和三十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三
 小兒科及び産婦人科とする。
 社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例をここに公布する。
 昭和三十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三
 第一條 社會保險廣島市民病院(以下「病院」という)において診療、検査その他の業務を行うときは、この條例により使用料及び手数料を徴収する。
 第二條 病院の使用料及び手数料の額は、左の各号に規定する額による。
 一 使用料及び手数料
 昭和三十八年二月八日厚生省告示第六十六号「健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」の規定する範囲内の額。
 二 前号の規定によりがたいときは、その実費に相当する額。
 第三條 前條の使用料及び手数料は、前納しなければならない。但し、健康保險等の被保險者及び被扶養者の一部負担金を除く費用並びに市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 第四條 前條の使用料及び手数料は、市長が特別の事由があると認める者に対しては、減免することができる。
 第五條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。
 附則
 この條例は、公布の日から施行する。
 廣島市営住宅管理條例をここに公布する。
 昭和二十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十号
 社會保險廣島市民病院條例

(損害の賠償)
 第十一條 故意又は、過失によつて建物その他物品を滅失又は損じたときは、市長は、その定める損害額を賠償させることができる。
 (使用料)
 第十二條 會館の使用料については、別に定める。
 (委託經營)
 第十三條 會館は、海員厚生事業經營者に經營を委託することができる。
 (市長への委任)
 第十四條 この條例の施行に關して、必要な事項は市長が定める。
 附則
 この條例は、公布の日から施行する。
 社會保險廣島市民病院條例をここに公布する。
 昭和二十七年六月一日
 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市營住宅管理條例

(目的)
 第一條 この條例は、公營住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という)及び同法施行令(昭和二十六年政令第二百四十四号。以下「令」という)に基き、又は基かない廣島市營住宅の管理に關して定めることを目的とする。
 (用語の定義)
 第二條 この條例において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 「廣島市營住宅」とは、以下「住宅」という。とは、市が住民に貸し管理する住宅(第一種住宅、第二種住宅、第三種住宅及び用地を含む)及びその附帯施設をいう。
 二 「第一種住宅」とは、令第五條第一項第一号に規定する基準の収入ある者に対して貸付する令第二條第一項に規定する規格の住宅をいう。
 三 「第二種住宅」とは、令第五條第一項第二号及び第三号に規定する基準の収入のある者に対して貸付する令第二條第二項に規定する規格の住宅をいう。
 四 「第三種住宅」とは、市が、國の補助を受けることななく、独自の予算で建設し、又は贈與等により市の管理に属する住宅をいう。
 五 「共同施設」とは、法第二條第七号及び令第三條に規定する兒童遊園、共同浴場、集會所及び管理事務所をいう。
 六 「住宅管理員」とは、法第二十三條の規定により市長が任命する者をいう。
 (この條例の適用)
 第三條 住宅及び共同施設の管理については、法及び地方自治法並びにこれらに基く命令の定めるところによる。但し、この條例の定めるところによる。但し、第三種住宅については、第四條乃至第九條及び第十條の規定は適用しない。
 (入居者の公募の方法)

第四條 市長は、入居者の公募を左の各号に掲げる方法のうち二つ以上の方法によつて行うものとする。

一 市公報登載
二 新聞公告
三 ラジオ放送
四 市廳舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
五 建設場所、戸数、規格、家賃、入居資格申込及び選考方法の概略並びに入居時期その他必要な事項を公告する。
(入居資格)
第五條 住宅に入居することができる者は、法第十七條に定める資格を有するものの外、左の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
二 この條例に基いて定める家賃及び敷金を支拂う能力を有する者であること。
三 市町村民税を完納している者であること。但し、市町村民税を免除されている者はこの限りでない。
四 前項に定めるもののほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合、その他特に必要があると認めるときは、入居資格について制限を加えることができる。
(入居の申込及び許可)
第六條 前條に規定する入居資格のある者で、住宅に入居しようとする者は、公募の都度一世帯一箇所限りとして、市営住宅入居申込書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居者の選考)
第七條 入居の申込をした者の数が、入居させるべき住宅の戸数をこえる場合の入居者の選考は、左の各号に掲げる者について行う。
一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。
二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者。
三 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者。
四 正当な理由に因る立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基く場合を除く)。
五 住宅がないため勤務場所から遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して、著しく過大な家賃の支拂を余儀なくされている者。
六 前各号に該当する者の外、現に住宅に困窮していることが明らかなる者。
(入居者審議會)
第八條 市長は、別に規則で定める入居者選考審議會に諮り、前條に該当する者のうちから入居者を選考する。
(入居予定者)
第九條 市長は、第七條の規定に基いて入居者を決定する場合において、入居決定者の外に、補欠として、別に入居順位を定めて、必要と認める数の入居予定者を定めることができる。
一 市長は、入居の許可を受けた者が住宅に入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者決定の日までに住宅を立退いたときは、前項の入居予定者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。
(住宅入居の手続)
第十條 住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から五日以内に、左の各号に掲げる手続をしなければならない。
一 市内に居住し独立の生計を営み、市長が適当と認める連帯保証人二人の連署する請書を提出すること。
二 敷金として家賃二箇月分に相当する金額を納付すること。但し、敷金には利子を附さない。
三 住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情に因り、前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十一條 住宅の使用期間は、三年とする。但し、使用期間は更新することができる。
(家賃の決定)
第十二條 住宅の家賃は、法第十二條第一項及び第二項並びに令第四條に規定する算出方法により算出した額の範囲内において市長が定める。
(家賃の延納又は減免)
第十三條 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、入居者に対して、当該家賃を延納させ又は減免することができる。
(家賃の変更)
第十四條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、建設大臣の承認を得たときは、家賃を変更し又は第十二條及び前條の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
一 物價の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
二 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
(家賃の徴収)
第十五條 家賃は、第十條の入居手続が完了した日から徴収する。
一 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。
二 市長は、特別の事情があると認められた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
三 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退かないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十三條 市長は、前項届出により、やむを得ない事情があると認めるときは、入居の手続期間を延期することができる。
第十四條 市長は、住宅の入居を許可された者が、第一項又は第三項に規定する期間内に、第一項各号の手続をしないときは、住宅入居の許可を取消することができる。
(住宅の使用期間)
第十一條 住宅の使用期間は、三年とする。但し、使用期間は更新することができる。
(家賃の決定)
第十二條 住宅の家賃は、法第十二條第一項及び第二項並びに令第四條に規定する算出方法により算出した額の範囲内において市長が定める。
(家賃の延納又は減免)
第十三條 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、入居者に対して、当該家賃を延納させ又は減免することができる。
(家賃の変更)
第十四條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、建設大臣の承認を得たときは、家賃を変更し又は第十二條及び前條の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。
一 物價の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
二 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
(家賃の徴収)
第十五條 家賃は、第十條の入居手続が完了した日から徴収する。
一 家賃は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。
二 市長は、特別の事情があると認められた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
三 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退かないときは、その旨を市長に届出なければならない。

第十四條 市長は、特別の事情があると認められた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
第十五條 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退かないときは、その旨を市長に届出なければならない。
(住宅の明渡)
第十六條 市長は、左の各号の一に該当する場合は入居者に対して使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。
一 不正の行為により入居したとき。
二 家賃を三箇月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。
四 住宅又は共同施設を故意に損じたとき。
五 正当な事由に因らないで第二十五條第一項の規定に基く住宅の立入検査を拒んだとき。
六 第十一條の規定にかかわらず市長が住宅の管理上必要があると認められたとき。
七 この條例又はこれに基く市長の指示命令に違反したとき。
第十七條 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、直ちに住宅を明渡しなければならない。この場合入居者は損害賠償その他の請求をすることができない。
第十八條 第一項各号に該当し、明渡しの請求を受けた入居者は、明渡しの請求を受けた翌日から明渡しの日までの家賃相当額の損害賠償をしなければならない。
第十九條 敷金の額は未納の家賃又は損害賠償金の額に満たないときは入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
(住宅管理員及び住宅管理者)
第二十四條 住宅管理員は、市長が市吏員のうちから五人以内の範囲において任命する。
第二十五條 市長は、住宅管理員の職務を補助するために住宅管理員を置く。

いた場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は日割計算とする。
第五條 入居者が第二十一條第一項に規定する手続を経ないで無断で住宅を立ち退いた場合は、その事実を知つた日までの使用料を徴収する。
(入居者の費用負担義務)
第十六條 左の各号の費用は入居者の負担とする。但し、市長が必要と認めるときは、第一号に規定する修繕に要する費用の全部又は一部を市が負担することができる。
一 家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段の修繕を除外、障子、ふすまの張替、ガラスのはめ替、畳の表替等(裏返しを含む)に要する費用。
二 電気、ガス及び水道の使用料。
三 糞、尿及びじんかい処理に要する費用。
四 共同施設の使用に要する費用。
五 入居者の責に帰すべき事由に因つて家屋の壁、柱、床、はり、屋根、階段を修繕する必要があるときは、前項第一号の規定にかかわらず入居者が修繕しなければならない。
(入居者の保管義務)
第十七條 入居者は、当該住宅又は共同施設(管理事務所を除く)の使用について、必要な注意を拂ひ、近隣の迷惑となる行為をしないよう、これらを正常な状態において維持しなければならない。
第十八條 入居者が自己の責に帰すべき事由によつて、住宅又は共同施設を滅失し、又は損じたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
第十九條 入居者は、住宅に破損その他の事故を生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに管理者を通じて又は直接所管課に報告しなければならない。
(租税の禁止)
第二十八條 入居者は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(許可事項)

第十九條 入居者は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。但し、市長の承認を得たときはこの限りでない。
一 使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させること。
二 住宅の一部を住宅以外の用途に使用すること。
三 住宅を模様替し又は増築すること。
四 住宅の敷地内に工作物を設置すること。
(あき住宅の入居及び入居者の入替)
第二十條 市長は、左の各号の一に該当する場合において、第四條及び第十一條の規定にかかわらずあき住宅に入居若しくは移轉させ又は入居者が使用している住宅を相互に交換させることができる。
一 市長が災害その他特別の事情により入居を必要と認める者があるとき。
二 第一種住宅の入居者の毎月の収入が令第五條第一号に規定する規準の収入額より減少したため現に入居している住宅の家賃を支拂うことが困難であるとき。
三 交換しようとする入居者相互の合意によるとき。
第二十一條 市長は、第一種住宅の入居者の毎月の収入が令第五條第一号に規定する規準の収入額より著しく増大した場合において、必要があるときは、当該入居者に対して、その住宅の立退を勧奨することができる。
(住宅の返還)
第二十二條 入居者は、その住宅を立退こうとするときは、七日前までに市長に届け出て住宅管理員又は市長の指定するものの検査を受けなければならない。
第二十三條 前項の場合において、第十九條第一項の規定により承認された雇人及び同居者は、入居者と共に住宅を立退かなければならない。
第二十四條 第一項の場合において、第十九條第三号第四号の工作物があるときは、入居者はこれを撤去して原状に復すなければならない。
第二十五條 前項の撤去に要した費用は入居者の負担とする。

第二十二條 市長は、左の各号の一に該当する場合は入居者に対して使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。
一 不正の行為により入居したとき。
二 家賃を三箇月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。
四 住宅又は共同施設を故意に損じたとき。
五 正当な事由に因らないで第二十五條第一項の規定に基く住宅の立入検査を拒んだとき。
六 第十一條の規定にかかわらず市長が住宅の管理上必要があると認められたとき。
七 この條例又はこれに基く市長の指示命令に違反したとき。
第二十三條 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、直ちに住宅を明渡しなければならない。この場合入居者は損害賠償その他の請求をすることができない。
第二十四條 第一項各号に該当し、明渡しの請求を受けた入居者は、明渡しの請求を受けた翌日から明渡しの日までの家賃相当額の損害賠償をしなければならない。
第二十五條 敷金の額は未納の家賃又は損害賠償金の額に満たないときは入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
(住宅管理員及び住宅管理者)
第二十四條 住宅管理員は、市長が市吏員のうちから五人以内の範囲において任命する。
第二十五條 市長は、住宅管理員の職務を補助するために住宅管理員を置く。

第二十六條 市長は、左の各号の一に該当する場合は入居者に対して使用許可を取り消し又は住宅の明渡しを請求することができる。
一 不正の行為により入居したとき。
二 家賃を三箇月以上滞納したとき。
三 正当な事由によらないで十五日以上住宅に入居しないとき。
四 住宅又は共同施設を故意に損じたとき。
五 正当な事由に因らないで第二十五條第一項の規定に基く住宅の立入検査を拒んだとき。
六 第十一條の規定にかかわらず市長が住宅の管理上必要があると認められたとき。
七 この條例又はこれに基く市長の指示命令に違反したとき。
第二十七條 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、直ちに住宅を明渡しなければならない。この場合入居者は損害賠償その他の請求をすることができない。
第二十八條 第一項各号に該当し、明渡しの請求を受けた入居者は、明渡しの請求を受けた翌日から明渡しの日までの家賃相当額の損害賠償をしなければならない。
第二十九條 敷金の額は未納の家賃又は損害賠償金の額に満たないときは入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。
(住宅管理員及び住宅管理者)
第二十四條 住宅管理員は、市長が市吏員のうちから五人以内の範囲において任命する。
第二十五條 市長は、住宅管理員の職務を補助するために住宅管理員を置く。

3 住宅管理者は、住宅管理員の指揮をうけて管理に関する事務の一部を行う。

4 住宅管理員及び住宅管理者に関し必要な事項は規則で定める。

(立入検査)

第二十五條 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理員若しくは特に指定した者に随時住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適當な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に當る者は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第二十六條 市長は、入居者が詐欺その他の不正の行爲により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、二千円以下の過料を科する。

(提訴)

第二十七條 市長は、第二十二條の規定による住宅の明渡しに應ぜず、又は不正によるすべての行爲について、その責任を果さない悪質と認めざるを相手とし、訴訟を提起することができる。

(施行規則の制定)

第二十八條 この條例の施行に必要な事項は市長が定める。

附則

1 この條例は公布の日から施行する。

2 廣島市市営住宅使用條例(昭和二十四年十一月九日廣島市條例第五十六号)は、廃止する。

3 この條例施行の際、現に市が住民に賃貸するため管理している住宅及び市が住民に賃貸するため昭和二十六年度において、國の補助を受けて建設して管理する住宅

廣島市條例第四十号

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

は、法附則第三項の規定に基き、第一種住宅又は第二種住宅とみなして、この條例の規定を適用する。この場合においては、この條例施行以前において、この條例に規定する事項について、旧條例の規定に基いて決定したものは、この條例の規定に基いて決定したものとみなす。

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十一号

廣島市議會委員會條例の一部を改正する條例

廣島市議會委員會條例(昭和二十四年四月一日條例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條 次のように改める。

第十五條 常任委員會委員の任期は、一年とする。但し、後任者が就任するまで在任する。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市証明及び閱覽手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十二号

廣島市証明及び閱覽手数料條例の一部を改正する條例

廣島市証明及び閱覽手数料條例(昭和二十二年九月一日廣島市條例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項を次のように改める。

前項の手数料は、市長が特に必要と認めるときは免除することができる。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市議會定例會條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十三号

廣島市議會定例會條例

廣島市議會の定例會は二月、四月、六月、八月、十月及び十二月にこれを開く。但し、必要ある場合は繰り下げて開會することができる。

附則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2 廣島市議會定例會條例(昭和二十一年十一月十八日條例第十四号)は、廃止する。

廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十四号

廣島市納稅獎勵條例の一部を改正する條例

廣島市納稅獎勵條例(昭和二十六年條例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削る。

第三條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同條第二項を削る。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十五号

廣島市事務分掌條例の一部を改正する條例

廣島市事務分掌條例(昭和二十六年六月十九日廣島市條例第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中總務局財務課の事務分掌に次の一号を加える。

三 競輪競馬事務局に關すること

同條中産業局商工課の事務分掌の第六号を削り、第七号を第六号とし、厚生局衛生課の事務分掌の第一号の次に次の一号を加え、第二号を第三号とし、以下順次繰り下げる。

二 社會保險廣島市民病院に關すること

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市競輪競馬事務局條例をここに公布する。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十六号

廣島市競輪競馬事務局條例

第一條 自轉車競技法及び競馬法に基く、競輪競馬事業を行うため、廣島市競輪競馬事務局(以下事務局という)を設けしめる。

第二條 前條の目的を遂行するため、事務局において取り扱う事務は、次の通りとする。

一 競輪及び競馬事業に關すること。

第三條 事務局に左の職員を置き、市長が任命する。

局長 若手若

副局長 若手若

第四條 局長は、上司の命を受けて事務を掌理し、局長を

指揮監督する。

局長に事故あるときは、上司の係長がその職務を代理する。

係長及び局員は、局長の命を受けて局務に従事する。

第五條 この條例施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第四十七号

廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例

廣島市職員退職手当支給條例(例昭和二十四年十一月九日廣島市條例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の次に次の二項を加える。

5 昭和二十七年度予算実行上の要請により昭和二十七年四月一日から同年六月十日までの間において退職する者で市長の定めるものに対する一般の退職手当の額は第三條及び第四條の規定にかかわらず、その者の給料日額に、第二條第一号の規定を「第二号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間一年につき三十日の割合で計算した日数」と読み替へて、同條各号の規定を適用して計算した日数を乗じて得た額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

6 前項の規定に該当する者で、左の各号に掲げるものに對する同項の規定による退職手当の額が、その者の退職當時における給料、扶養手当及び勤続手当の月額の合計額にそれぞれ当該各号に掲げる月数を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手当の額とする。

廣島市規則第五十四号

廣島市市営住宅管理條例施行規則

第一條 この規則は、廣島市市営住宅管理條例(昭和二十七年條例第四十号、以下條例という)第二十八條の規定に基き、廣島市市営住宅の管理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 條例第六條の規定による入居の申込書は、市長がその都度定める様式によるものとする。

第三條 市長は、必要と認めるときは、前條の申込書に証明書その他必要な書類を添えて提出し、又は提示させることができる。

2 前項の申込書を受領したときは、市長は、申込人に対して、別記様式第一号による申込済票を交付するものとする。

第四條 條例第六條の規定による入居許可書は、別記様式第二号によるものとする。

第五條 條例第二十條第一号により、空き住宅に入居させることができる者は、左の各号の一に該当し、既に住宅を必要とする者に限る。

一 大災又は災害等のため住宅を失つた者。

廣島市規則第五十四号

廣島市市営住宅管理條例施行規則

第一條 この規則は、廣島市市営住宅管理條例(昭和二十七年條例第四十号、以下條例という)第二十八條の規定に基き、廣島市市営住宅の管理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 條例第六條の規定による入居の申込書は、市長がその都度定める様式によるものとする。

第三條 市長は、必要と認めるときは、前條の申込書に証明書その他必要な書類を添えて提出し、又は提示させることができる。

2 前項の申込書を受領したときは、市長は、申込人に対して、別記様式第一号による申込済票を交付するものとする。

第四條 條例第六條の規定による入居許可書は、別記様式第二号によるものとする。

第五條 條例第二十條第一号により、空き住宅に入居させることができる者は、左の各号の一に該当し、既に住宅を必要とする者に限る。

一 大災又は災害等のため住宅を失つた者。

規則

一 勤続期間 一年未満の者 二・七月

二 勤続期間 一年以上二年未満の者 三・六月

三 勤続期間 二年以上三年未満の者 四・五月

四 勤続期間 三年以上の者 五・四月

附則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

規則

廣島市市営住宅管理條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年七月三日

廣島市長 浜 井 信 三

Table of rental permits with columns for address, permit type, date, and fees. Includes sections for '江波沖町住宅' and '松原店舖住宅'.

Form (様式第一号) for rental permit application. Includes fields for applicant name, address, date, and official stamps. Text: '市営住宅入居申請書'.

Form (様式第三号) for rental permit application. Includes fields for applicant name, address, date, and official stamps. Text: '市営住宅入居許可書'.

(様式第四号) 市営住宅家賃減免申請書

氏名	続柄	年令	家賃 その他	減免希望額	減免期間
	月	月			
状況の家族			先月	月	摘要
家賃の延納、減免を受けようとする理由					
民生委員の意見及び同氏名証印					
住宅管理者の意見及び同氏名証印					

右相違ありませんので家賃の延納を御願ひ致します。

昭和 年 月 日 使用名義者 (氏名) ㊦

昭和 年 月 日 申請者 (氏名) ㊦

廣島市長 (氏名) 殿

(様式第四号の二) 市営住宅家賃減免許可書

発行責任者管財課 ㊦

(様式第五号) 市営住宅同居承認申請書

現住	住所	同居しようとする者の氏名	年令	使用名義者との続柄	職業	同居しようとする理由
同居しようとする住宅名						

右御承認を得ました上は、廣島市営住宅管理條例、同施行規則その他市の指示命令は堅く遵守致します。なお使用名義者が立退く場合は、必ず同時に立退きます。若し立退先がない場合等は、使用名義者又は保証人において必ず同居者の身柄を引取ることと誓約致します。よつてこの同居を御承認下さるよう申請致します。

昭和 年 月 日 申請者 (氏名) ㊦

昭和 年 月 日 使用名義者 (氏名) ㊦

廣島市長 (氏名) 殿 保証人 (氏名) ㊦

右により同居を承認する。 廣島市長 (氏名) ㊦

註 保証人は、入居許可に伴う請書の保証人又は同保証人と同一の資格があると認めらる者でなければならぬ。

(様式第六号) 市営住宅加工承認申請書

加工の種類	構造	坪(左記図面の通り)
増設加工を必要とする理由	(家賃滞納の有無 係認印○)	
住宅管理者の意見及び同氏名証印		

右御承認下さるよう、左記条件を遵守することを誓約致し申請致します。

一 市の指示により撤去を要する場合及び住宅を立退く場合は、無条件で原形に復します。

一 原形に復することができない場合は、無条件で市にこれを寄附致します。この場合市において如何な処分をされても絶対に異議要求等一切申立てません。

昭和 年 月 日 住所(住宅名) 申請者 (氏名) ㊦

昭和 年 月 日 住所 保証人 (氏名) ㊦

廣島市長 (氏名) 殿

(様式第七号) 市営住宅継続使用申請書

住宅名	家族構成	世帯主との続柄	氏名	年令	職業及び月収	世帯主との続柄	氏名	年令	職業及び月収
入居満了期限	昭和 年 月 日	家賃滞納の有無 係認印○							
管理者の意見及び同氏名証印									

右継続使用致したので申請致します。

昭和 年 月 日 申請者 (氏名) ㊦

昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿

註 調査の上承認すべきものと認められた場合は、所定の請書を徴し承認書を交付する。

(様式第八号) 市営住宅入居者名義変更承認申請書

住宅名	旧名義人	新名義人	旧名義人との続柄	家賃滞納の有無
名義変更を要する理由				
管理者の意見及び同氏名証印				

右名義変更をお願い致しますので申請いたします。

昭和 年 月 日 新名義人 (氏名) ㊦

昭和 年 月 日 旧名義人 (氏名) ㊦

廣島市長 (氏名) 殿

右により加工を承認する。

昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) ㊦

註 保証人は、入居許可に伴う請書の保証人又は、同保証人と同一の資格があると認めらる者でなければならぬ。

廣島市長 (氏名) 殿
 右承認する。
 昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿
 註 調査の上承認すべきものと認められた場合は所定の請書を徴し承認書を交付する。
 (様式第九号)

市営住宅異動承認申請書

現住所	町	番地	方
転出(入)先	町	番地	方
転出(入)者氏名	年令	使用名義者との続柄	職業
			理
			由
住宅管理者の意見及び同氏名認印			家賃滞納の有無
			係認(○)

廣島市長 (氏名) 殿
 右は使用者名簿記載の人員を照査し差支えないものと認める。
 昭和 年 月 日 廣島市長 (氏名) 殿
 申請者 (氏名) (○)
 市営住宅破損報告書 (様式第十号)

住居者名	住所	破損状況	破損年月日	破損原因	破損箇所の概略	入居者の責任の有無	損害賠償の見込額	損害賠償の見込額	管理者の意見	及び氏名認印

右報告致します。

廣島市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年六月五日 廣島市長 浜井信三
廣島市規則第四十三号
 廣島市事務分掌規則の一部を改正する規則
 廣島市事務分掌規則(昭和二十六年六月十九日規則第二十号)の一部を次のように改正する。
 第一條 中厚生局社会課福利係の下に、授護係を加える。
 第八條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第七号を削り総務局財務課財務係の事務分掌の第四号の次に次の一号を加え、第五号を第六号とする。
 五 競輪競馬事務局に関する事。
 同條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第三号を次のように改め、第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、以下順次繰上げる。
 三 自動車等の臨時運行許可に関する事。
 同條 中厚生局社会課福利係の事務分掌の第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下順次繰上げ、福利係の事務分掌の次に次のように加える。
 授護係
 一 復員引揚に関する事。
 二 未復員者給與法及び特別未給還者給與法の施行に関する事。
 三 戦傷病者及び戦死者遺族授護に関する事。
 四 原爆関係死者授護に関する事。
 五 その他世話業務に関する事。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 廣島市中央卸賣市場取引改善委員会規則をここに公布す。

昭和二十七年六月五日 廣島市長 浜井信三
廣島市條例第四十四号
 廣島市中央卸賣市場取引改善委員会規則
 第一條 廣島市中央卸賣市場(以下「市場」という。)における円滑なる取引の実現と、業界の発展を図るため、廣島市中央卸賣市場取引改善委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 第二條 委員会は、市長の諮問に應じ、市場取引の改善・指導及び重要事項を審議し、市長に意見を具申することができる。
 第三條 委員会は、市場内に置く。
 第四條 委員会は、委員若干名をもつて組織する。
 第五條 委員会は、市関係吏員及び市場関係業者の中から、市長が任命又は委嘱する。
 第六條 市長は必要があると認めるときは、委員会に監察員を置くことができる。
 第七條 監察員は、市場関係業者の中から、市長が委嘱する。
 第八條 委員会は、委員長及び副委員長を置く。
 第九條 委員長には市場長を、副委員長には委員長の指命する者を充てる。
 第十條 委員長は會務を総理する。
 第十一條 委員長が事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
 第十二條 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
 第十三條 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ會議を開くことができない。
 第十四條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
 第十五條 監察員は、監察した事項について、委員長に報告し、意見を具申することができる。
 第十六條 委員及び監察員の任期は一年とする。但し、補充

委員及び補充監察員の任期は、前任者の残任期間とする。
 第十一條 委員及び監察員は無報酬とする。
 第十二條 委員会に書記を置くことができる。
 第十三條 書記は、委員長の命を受け庶務に従事する。
 第十四條 この規則に定めるものの外、必要な事項については、委員長が定める。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。
 廣島市予算、決算及び會計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜井信三
廣島市規則第四十五号
 廣島市予算、決算及び會計規則の一部を改正する規則
 廣島市予算、決算及び會計規則(昭和二十五年八月十四日、廣島市規則第三十七号)の一部を、次のように改正する。
 第二十九條 中「収入命令書(第九号様式)を、「収入命令書(第九号様式、第九号様式の二)」に改める。
 別記様式中第九号様式の次に、次の第九号様式の二を加える。

昭和 年 月 日 使用名義者 (氏名) 殿
 廣島市長 (氏名) 殿
 (様式第十号)
 市営住宅返還届
 一、返還理由
 一、返還年月日 昭和 年 月 日
 一、増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置
 一、移転先 縣 市 町 村 番地
 右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。
 昭和 年 月 日 廣島市 町市営住宅(一般住宅)第 号
 使用名義者 (氏名) 殿
 廣島市長 (氏名) 殿
 管理者 (氏名) 殿

註 住宅の返還届は必ず立ち退き七日前までに提出して下さい。
 (様式第十二号)
 第 号 昭和 年 月 日 交付(使用期間一カ年)
 職名 氏名
 廣島市営住宅管理條例第二十五條の規定に基き、
 実地検査証
 廣島市長(氏名) 殿
 建設局管財課

(表)
 廣島市営住宅管理條例第二十五條の規定に基き、
 実地検査証
 廣島市長(氏名) 殿
 建設局管財課
 (裏)
 第二十五條 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理員若しくは特任した者に隨時住宅の検査をさせ又は入居者に対して適當な指示をさせることができる。
 2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならぬ。
 3 第一項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならぬ。

第十三号様式を、削除する。
第二十六号様式を、次のように改める。

第二十六号様式 旅行命令書 対照済課 照合済課

概算拂精算及命令書 年〇度

精算者 局 課

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支出 年 月 日

命令第 号

精算を証認す 命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

概算額 精算額

川務 (追給又は返納理由) 期間 用務先

精算引過不足なし (計算内容は昭和 年 月 日命令第 号支出命令書に同じ)

精算引過給 別紙旅費明細書の通り

精算引過納

上記の通り精算(請求返納)します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の通り精算(徴収)しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

註
戻入金のあるときは、主標金額を朱書すること。
精算引過不足のないときは、主標金額を朱書し、不足金を請求するとき
は、主標金額は黒書し、本様式は使途に従い不用の文字を抹消して使用すること。

第九号様式(二)第二十九條

支出命令書 年〇度

支出 年 月 日

命令第 号

支出を命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支拂者 局 課

金 額

千 百 拾 万 千 百 拾 四 拾 銭

附 記

川 務 (旅費区分) 期間

川 務 先

別紙旅費明細書の通り

上記の金額を請求します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の金額を徴収しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

第九号様式(一)第二十九條

収入命令書 年〇度

支出 年 月 日

命令第 号

支出を命字

廣島市長 収入役

収入役代理 出納係長

主任 記帳

年 月 日

支拂通知 年 月 日

支拂証券収入役主任 市金庫支拂印

支拂者 局 課

金 額

千 百 拾 万 千 百 拾 四 拾 銭

附 記

川 務 (旅費区分) 期間

川 務 先

別紙旅費明細書の通り

上記の金額を請求します 局 課

年 月 日

廣島市長 殿

上記の金額を徴収しました 局 課

年 月 日

廣島市収入役 殿

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、命令書用紙は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

廣島市中小企業融資委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜 井 信 三

廣島市規則第四十六号

廣島市中小企業融資委員会規則

第一條 本市における中小企業の振興促進を図るため、廣島市中小企業融資委員会(以下委員会という)を設置する。

第二條 委員会は、中小企業の融資に関し、市長の諮問に應じ、主要事項を審議する。

第三條 委員会は、廣島市役所内に置く。

第四條 委員会は、左の委員をもって組織する。

一 市職員 三名

二 市議会議員 三名

三 学識経験者 三名

第五條 前項の委員は、市長が任命又は委嘱する。

第六條 委員会に委員長及び副委員長を置く。

第七條 委員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第八條 任期中辞任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第九條 委員長は會務を総理する。

第十條 副委員長は委員長を輔佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第十一條 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第十二條 委員会は、必要の都度委員が招集する。

第十三條 委員会は、委員の二分の一以上の出席がなければ會議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十條 委員会の事務は、廣島市産業局商工課において処理する。

第十一條 この規則の施行に關し必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 廣島市中小企業融資委員会規則(昭和二十六年六月七日規則第十八号の二)は、廢止する。

◎告示

廣島市告示第四十七号

昭和二十七年五月二十一日

廣島市長 浜井信三

漂流物拾得について

左記のものについて江田島町長より拾得の通知があつたから、心当りの方は廣島市役所社會課まで申し出られたい。

- 記
- 一、拾得物件 1 傳馬船一隻(長さ二間、巾四尺(舷側に立川の刻字))
- 2 レインコート一枚(ナイロン製男物)
- 二、拾得場所 江田島町小用沖トリガクビ海岸
- 三、拾得日時 昭和二十七年四月二十六日午前六時
- 四、拾得者 江田島町 新田文七

廣島市告示第四十八号

昭和二十七年五月二十一日

廣島市長 浜井信三

第三十回換地予定地変更指定の發表について

一、廣島特別都市計画事業復興東部地区劃整理施行に伴う左記の土地は、土地區劃整理委員会の諮問を経て換地予

定地を変更に決定したから、関係者は東部復興事務所で詳細承知されたい。

二、土地所有者に対する換地予定地の指定通知は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない者は、至急提出されたい。

三、今回發表の土地を、賣買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取返願ひたい。万一連絡がない場合は、決定した換地予定地を取消すこととなることあるから、是非連絡方実行されたい。

四、前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

西白鳥町四百一十一番地ノ三 鍋岡勝太郎

同 町四百一十一番地ノ二 横州俊男

關係圖書發覽場所 廣島市基町 廣島市建設局東部復興事務所

廣島市告示第四十八号の二

廣島市千田町一丁目石丸文男外三、二五三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期徵稅令書住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年五月二十二日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第四十九号

昭和二十七年五月二十三日

廣島市長 浜井信三

建築基準法第五十四條に基き左記の通り公開による聽聞を行う。

一、聽聞期日 昭和二十七年五月二十六日午前十時

記

二、聽聞場所 廣島市大手町八丁目 廣島市消防局講堂(二階)

三、申請者住所 廣島市十日市七一番地

四、申請者氏名 木村彌三

五、建築場所 廣島市十日市町六〇

六、用途、概要 製綿工場木造平家七五、九平方メートル

廣島市告示第五十号

廣島市指定水道工事店規則施行細則第五條により責任技術者の資格試験を左記要領にて実施するから遺漏なきよう期せられたい。

昭和二十七年五月二十八日

廣島市長 浜井信三

試驗要領 責任技術者試験

日時 六月三日午前九時

場所 廣島市基町一番地 廣島市水道局給水課

携帶品 三角定規、計算尺及び筆記用具

廣島市告示第五十一号

五月二十八日市議會の議決を經た昭和二十七年廣島市特別會計社會保險廣島市民病院費歳入出予算の要領は、次の通りである。

但し、この予算は、即日これを施行する。

昭和二十七年五月二十八日

廣島市長 浜井信三

- 歳入出予算
- 一、國庫支出金 金五百四万五千円
- 二、使用料及手数料 金參千參百七拾七万參千円
- 一、國庫支出金 金五百四万五千円
- 二、使用料及手数料 金參千參百七拾七万參千円

- 一、使用料 金參千參百七拾七万參千円
- 二、病院使用料 金千円
- 三、寄附金 金千円
- 四、雑収入 金千円
- 一、利子 金千円
- 二、雑入 金千円
- 五、繰入金 金千円
- 一、一般會計より繰入金 金千円
- 歳入合計 金參千八百八拾貳万貳千円
- 歳出
- 一、病院費 金參千八百參拾貳万貳千円
- 二、業務費 金參千八百參万千円
- 三、諸費 金貳拾九万千円
- 二、予備費 金五拾万円
- 一、子備費 金五拾万円
- 歳出合計 金參千八百八拾貳万貳千円
- 歳入出差引残金なし

廣島市告示第五十三号

廣島市寺町岡本順一外五、一四三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期督促状住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年五月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第五十四号

廣島市市町田上勇外一、四三三名に対する昭和二十七年固定資産税第一期徵稅令書住所不明のため送達不能に付、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年五月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第五十六号

六月四日市議會の議決を經た昭和二十七年廣島市特別會計業務費歳入出予算の要領は、次の通りである。

但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十七年六月四日

廣島市長 浜井信三

- 歳入出予算
- 一、競輪事業収入 金五億貳千五百貳拾九万円
- 一、入場料収入 金百八拾万円
- 二、投票券費上収入 金五億貳千五千万円
- 三、雑収入 金參百四拾九万円
- 歳入合計 金五億貳千五百貳拾九万円
- 歳出
- 一、競輪事業費 金五億貳千四百貳拾九万円
- 一、事務費 金五百七拾八万六千円
- 二、開催費 金四億七千參百四拾八万円
- 三、競輪場建設費 金四千五百貳万四千円
- 二、予備費 金百方円
- 一、子備費 金百方円
- 歳出合計 金五億貳千五百貳拾九万円
- 歳入出 差引残金なし

廣島市告示第五十七号

廣島市皆実町六四二ノ二島本修一、廣島市築研町一三片岡義則以上二名に關する二十六年固定資産税押調書、居所不明のため送達不能につき地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年六月十日

廣島市長 浜井信三

廣島市告示第五十八号

建築基準法第五十四條に基き左記のとおり公開による聽聞

廣島市告示第五十九号

廣島市稻荷町宇都宮彌平外一、三五〇件に対する昭和二十七年固定資産税自轉車税、荷車税の徵稅令書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年六月十六日

廣島市長 浜井信三

- 一、聽聞期日 昭和二十七年六月十六日 午前十時
- 二、聽聞場所 廣島市基町 廣島縣廣島復興事務所會議室
- 三、申請者住所 廣島市南竹屋町六八七番地
- 四、申請者氏名 武田万壽男
- 五、建築場所 廣島市已斐町山崎新開二五七三番地
- 六、用途、概要 機械器具製造工場(用途変更)延三一四、二平方米 動力四十五馬力

廣島市告示第六十号

昭和二十七年六月十七日

廣島市長 浜井信三

公賣公告

左記の者は、市稅滞納処分に入る差押財産入札の方法を以つて公賣するから買受希望者は、入札心得金(徵收課備付)並びに現物承知の上別記條件に依り市稅收課に入札書を提出されたい。

記

(1)應接机 (2)人形銅製 (3)花瓶 (4)花瓶

廣島市官島製衣町 帶納者 竹内芳助

- (5)掛軸布袋 一 (50)掛軸伊藤 一 (50)掛軸魚
- (51)掛軸一茶勺 一 (52)掛軸鴨 一 (53)掛軸山陽 一 (54)屏風孔雀 一 (55)灰皿 十一 (56)中型スビ
- (57)カニ (58)送話機 一 (59)小型振声機 六 (60)茶盤(石共) 二 (61)菓子器(盆共) 一 (62)飾棚 一 (63)下駄箱
- (64)二の膳 四〇 (65)會席膳 三〇 (66)茶盆(洋式) 五 (67)一文字 一 (68)大皿 二 (69)水大皿 一 (70)錦平皿 二 (71)雲月花皿 一 (72)大平台付 一 (73)蛇目皿
- (74)一〇 (75)鮎皿(大) 一六 (76)鮎皿(小) 十一 (77)深鉢(富士繪) 一 (78)黒塗煮物椀 一〇 (79)御飯八 一〇
- (80)下米繪大輪馬付 一〇 (81)向付 三〇 (82)茶碗蒸 四三 (83)小鉢物(蓋共) 九 (84)平皿 二九 (85)うまに皿 二九 (86)中付鉢(赤) 一〇
- (87)中付鉢(紺) 二〇 (88)天アラ皿(大) 一〇 (89)天アラ皿(小) 一〇 (90)あらい皿(大) 一〇 (91)あらい皿(小) 一〇
- (92)さしみ皿(ひょうたん小) 八 (93)さしみ皿(大) 九 (94)さしみ皿(小) 九 (95)さしみ皿(扇型) 三二
- (96)焼物皿 五六 (97)三本線皿 一八 (98)煮物皿 十五 (99)煮物皿 十五 (46)うずまき皿(蓋共) 一〇 (47)洗面(大) 小 九 (48)おかき皿 二〇 (49)付出入
- (50)ふぐちり取皿 二七 (51)徳利 二四 (52)うに皿(蓋共) 一九 (53)ちり鍋 二 (54)銚子袴 一〇 (55)さしみ皿(大) 小 九 (56)鮎皿 一〇
- (57)ラジオ 一 (58)應接卓子 一 廣島市東区平田町 中野友代
- (59)電氣時計 一 廣島市段原町 清水勝治
- (60)水屋 一 廣島市錦町二二三 井隅仁市

- (61)鏡台 一 (62)ウスタタ 一 (63)置物台 一 廣島市横川町一丁目 竹内繁市
- (64)置物(セトモノ) 四 (65)應接イス 二 廣島市宇品六区 澄川晃弘
- (66)イス 一 (67)モーター 一 廣島市仁保町大河 笠岡喜一
- (68)イス 一 廣島市中廣北町 横山宗吉
- (69)看板 一 廣島市東区研堀町 橋詰五郎
- (70)工業用ミシン(頭部のみ) 一 廣島市皆実町二丁目 芝 正夫
- (71)オーバー 一 (72)羽織 一 (73)着物 一 廣島市皆実町二丁目 関谷清五郎
- (74)洋服ダンス 一 (75)事務机 一 廣島市段原中町 坪野恵子
- (76)セトモノツボ 一 廣島市段原中町 井上輝二
- (77)掛時計 一 (78)タンス 一 廣島市京橋町 米原益雄
- (79)ユカタ 一 廣島市西蟹屋町

- (79)ラジオ(四球) 一 廣島市袋町二二 沖崎戒三
- (80)ラジオ(四球) 一 (81)衣裳箱 一 廣島市東雲町 櫻井武二
- (82)置物 一 廣島市舟入木町 洞山五郎
- (83)ラジオ(四球) 一 廣島市中町二二四 株式会社玄武商會
- (84)玄武醃調味(二打入) 四箱 (85)玄武DK.S(二〇ケ) 一箱 (86)玄武靴クリーム(二〇ケ) 一箱 (87)玄武粉白粉(二四〇ケ) 一箱 (88)玄武クリーム(十六打入) 一 廣島市廣瀬元町 松木 謙
- (89)四天タンス 一 廣島市廣瀬元町 松本ハツエ
- (90)鏡台 一 廣島市下柳町 尾島英正
- (91)ギター 一 廣島市土手町 佐藤知太
- (92)ミシン 一 廣島市宇品町 八木繁樹
- (93)ラジオ 一 (94)食卓テーブル 一 廣島市段原東浦八五六ノ二 永野静子

- (95)冷蔵庫 一 (96)蚊帳 一 (97)火鉢六 (98)計器 一 廣島市京橋町 新田隆記
- (99)手持金庫 一 廣島市京橋町 米原まさ子
- (100)女下着 一 (101)名古屋帯 一 廣島市宇品町八幡 渡辺直温
- (102)下駄箱 一 (103)火鉢 一 廣島市大洲町四六 大沢塗料有限会社
- (104)電氣時計 一 (105)ゴムホース 一卷 (106)エヤトランスキース 一 廣島市京橋町 清水健一郎
- (107)換 二 (108)火鉢 一 (109)水屋 一 入札昭和二十七年六月二十七日 開札 午前十一時
- 別記 條 件 一、入札場所 廣島市役所徴収課 二、時宜に依り公賣物件の全部又は一部を公賣しない事がある 三、公賣代金は現金を以つて即日納付する事 以上

廣島市告示第六十一号

廣島市宇品町御幸通四丁目三上與作に關する二十六年度不動産査定調査、受領拒否のため送達不能につき地方税法第二十条、並びに市税條例第十一條の規定により公示する。

昭和二十七年六月十八日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市訓令第三十四号

◎訓 令

社會保險廣島市民病院條例(昭和二十七年廣島市條例第三十八号)に基き、社會保險廣島市民病院規程を次のように定める。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜 井 信 三

社會保險廣島市民病院規程

第一條 社會保險廣島市民病院(以下病院という。)に、左の局、科、課、室及び係を置く。

一 事務局

庶務課 庶務係 業務係

會計課 調理係

二 内科

三 外科

四 小兒科

五 産婦人科

六 藥室

二 前項各号の外、各科共有の試験室、手術室及び病室を置く。

第二條 病院の事務分掌は、次の通りとする。

庶務 係

一 人事及び職員との給與に關すること。

二 文書の接受、発送、作成及び保管整理に關すること。

三 財産の管理に關すること。

四 院内の整備、取締及び清掃に關すること。

五 公印の管守に關すること。

六 課内庶務及び他のいずれの所管にも属しないものに關すること。

業務 係

一 患者の受付及び入院退院事務に關すること。

公印の種類 ひとびな形 一 書体一寸

病院の印 (一)てん書 方三〇相

病院長の印 (二)てん書 方二五相

二 社會保險及び一般医療事務に關すること。

三 診療録の整備統計に關すること。

三 物品の出納保管に關すること。

四 課内庶務に關すること。

調理 係

一 患者給食に關すること。

第三條 各科部長は、次の事項を掌理する。

一 診療に關すること。

二 診療録の作成に關すること。

三 給食の献立及び検査に關すること。

四 院内衛生管理に關すること。

五 医療の研究調査に關すること。

第四條 藥劑部長は、次の事項を掌理する。

一 調劑、製劑及び藥學的検査に關すること。

二 藥劑の購入計画及び保管に關すること。

三 麻藥及び劇毒藥の管理に關すること。

第五條 看護婦長は、各科部長の指示を受け左の事項を掌理する。

一 看護婦の勤務統制指導に關すること。

二 看護及び移送に關すること。

三 病室の管理に關すること。

第六條 社會保險廣島市民病院條例第七條に定める診療券は、別記様式による。

第七條 病院における職員の仕事に關する規定及びこの規程施行に必要な規則は、市長の承認を得て、病院長が定めることができる。

第八條 病院における公印は、次の通りとする。

病院名をもつて発する文書 木印

病院長名をもつて発する文書 木印

第1号様式

旅費明細書

(普通旅費・講習旅費)

Table with columns for 概算額, 精算額, 追給額, 返納額, and detailed breakdown of expenses like 食卓料, 宿泊料, 車賃, etc.

備考 本様式は使途に従い不用の文字は、まつ消して使用すること

第1号様式の2

旅費明細書

(市附近地即日帰着の旅費)

Table for daily return travel expenses with columns for 旅月, 鉄道貨, 船貨, 車賃, 日当, etc.

廣島市訓令第三十五号

農業局

廣島市農業生産施設再建融資諮問委員会規程を次のように定める。

昭和二十七年六月五日

廣島市長 浜井信三

第一條 本市における高級園藝の振興を因ため廣島市農業生産施設再建融資諮問委員会(以下委員会という)を設置する。

第二條 委員会は、市長の諮問に應じ廣島市農業生産施設再建融資制度の適正な運営を期することを目的とする。

第三條 委員会の事務局は、廣島市農水産課内に置く。

第四條 委員会は、第二條の目的達成のため左の事項を審議する。

ひな形 社会保険 廣島市民病院印

第九條 この規程に定めるものの外は、本廳の例による。

Form for social insurance stamp with fields for No., 診察券, 住所, 年令, 年職業, 本券自昭和年月日, 有効至昭和年月日, and 社会保険廣島市民病院.

一、廣島市農業生産施設再建融資制度の融資基本方針 二、融資制度による融資先の選定 三、その他融資に対する必要な事項

第五條 委員会の委員は、十名以内としあらかじめ廣島市農業協同組合長と協議して左の者のうちから市長が任命又は委嘱する。

市議會議員 二名 市関係吏員 二名 市農業委員 四名 学識経験者 一名 市農協組合 一名 市農協組合 一名

第六條 委員会に委員長及び副委員長一名を置く。委員長及び副委員長は、委員が互選する。

第七條 委員長は、会務を総理し必要に應じて委員会を招集する。委員会の議長は委員長が当る。

第八條 委員会に幹事若干名を置き委員長が委嘱する。幹事は委員長の指揮を受け会務を処理する。

第九條 委員長は専門的事項について必要と認める場合は委員以外の者を會議に出席させて意見を求めることができる。

第十條 委員会の審議内容について、特別の場合の外、極秘として一般に公表しないものとする。

廣島市訓令第三十八号

旅費請求書に添付する明細書の様式に関する規程を、次のように定め昭和二十七年六月二十日から施行する。

昭和二十七年六月十日 廣島市長 浜井信三

旅費請求書に添付する明細書の様式に関する規程

第一條 廣島市職員の旅費に関する條例(昭和二十七年廣島市條例第十七号。以下條例という)第十三條第一項に規定する旅費請求書(廣島市予算決算及び會計規則第十二号様式及び第二十六号様式)に添付する書類の様式は別記の通りとし左の区分によるものとする。

一、別記第一号様式によるもの。 二、別記第二号様式によるもの。 三、別記第三号様式によるもの。 四、別記第四号様式によるもの。 五、別記第五号様式によるもの。 六、別記第六号様式によるもの。 七、別記第七号様式によるもの。

條例第三十三條第一項に規定する赴任に係る旅費(他の條文においてこれらを準用するものを含む)。 條例第三十一條に規定する扶養親族移転料

條例第二十七條に規定する月額旅費 條例第二十七條に規定する日額旅費 條例第二十四條に規定する遺族の旅費

條例第三十四條に規定する遺族の旅費 條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

條例第三十三條第七項に規定する旅行取消又は死亡の場合の旅費

様式第5号 旅費明細書 (遺族の旅費)

請求者	住所 (又は所属部局課)	死亡者	所属部局課
	職業 (又は職名)		職名
	死亡者との続柄 (又は職務の級)		職務の級
	氏名		氏名
請求額		円	
算出根拠			

様式第6号 旅費明細書 條例3條第7項

請求者	所属部局課 (又は住所)	請求事由		
	職業 (又は職名)			
	職務の級 (又は職員との続柄)			
	氏名			
請求額		円		
区分	本人分	扶養親族分	計	内訳
鉄道貨	円	円	円	
船貨				
航空貨				
車貨				
移轉料				
その他				
計				
備考				

様式第7号 旅費明細書 條例3條第8項 事故旅費

請求者	所属部局課	職名	職務の級	氏名							
請求額	算根	喪失以後の旅行に必要な旅費額	喪失を免れた旅費額	差引額							
	出拠	円	円	円							
喪失以後の旅行に必要な旅費	年月日	経路	到着地	宿泊地	鉄道	船	航空	車	日当	宿泊料	食卓料
					路	運	貨	計	路	運	料
					程	賃	料	計	程	賃	金
					金	計	金	計	金	計	金
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
合計											

様式第2号 旅費明細書 (移轉旅費)

請求者	所属部局課	職	職務の級	氏名							
概算額	精算額	追給額	返納額								
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道	船	航空	車	日当	宿泊料	食卓料
					路	運	賃	計	路	運	料
					金	計	金	計	金	計	金
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円	円	円
合計											
移轉料	路程	定額	既給額	差引額	消後	日当	宿泊料	計	備考		
	円	円	円	円	円	円	円	円			
扶養親族料	区分	人員	鉄道貨	船貨	航空貨	車貨	日当	宿泊料	食卓料	消後	計
	十二才以上	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	六才以上十二才未満										
合計											

備考 1 本様式は用途に従い不用の文字は、まっ消して使用すること。
2 扶養親族移轉料だけを請求する場合には本人分の旅費を朱書すること。

様式第3号 月分 月額旅費明細書

支給額	出張日数	用務	その他	職	氏名
合計					

様式第4号 日額旅費明細書

出張日	日額旅費	用務先	宿泊地	用務	摘要	職	氏名
	円						
合計							

選挙管理委員会告示

廣選管告示甲第二号

政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。

Table with columns for party name, amount, and receipt date. Includes '政協協会その他' and '日本社会党廣島支部'.

四、主要な寄附者及び支出

Table listing donors and recipients with columns for name, amount, and address.

(一) 寄附者

Table listing donors with columns for party name, amount, and address.

命令

Table of appointments for various positions like '助役', '教育長', and '事務局長'.

雑報

五月定例市議会において左の通り議決された。

- List of council resolutions (議案) regarding school construction, social insurance, and other municipal matters.

選挙管理委員会告示

廣選管告示乙第二号

政治資金規正法第十二條の規定による報告書の要旨は次の通りである。

Table with columns for party name, amount, and receipt date. Includes '政協協会その他' and '日本社会党廣島支部'.

四、主要な寄附者及び支出

Table listing donors and recipients with columns for name, amount, and address.

(一) 寄附者

Table listing donors with columns for party name, amount, and address.

命令

Table of appointments for various positions like '助役', '教育長', and '事務局長'.

雑報

五月定例市議会において左の通り議決された。

- List of council resolutions (議案) regarding school construction, social insurance, and other municipal matters.

一、第六十八号議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 総務委員付託
 (六月四日)
 第六十七号議案 廣島市役所事務分掌條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
 第六十八号議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定について 同 右
 第六十九号議案 廣島市競輪競馬事務局條例制定について 同 右
 第七十号議案 昭和二十七年廣島市特別會計競輪事業費歳入出予算 原案可決
 第七十一号議案 特別會計設置について 同 右
 第七十二号議案 財産の処分について 同 右
 (六月五日)
 常任委員會議員並びに正副委員長選任について
 総務委員會 委員長 三宅 峯吉
 副委員長 中下 勝
 委員 吉本 壽一
 木村 智
 中邑 元
 秋田 正之
 内藤 徳松
 縫部 敬藏
 菊崎 正行
 新関 貞夫
 任都栗 一興
 以上十一名
 松谷 徳市
 大横田 義雄
 吉本 壽一
 田頭 新太郎
 堀江 守
 木野 藤雄
 田中 隆三
 網本 芳人

産業委員會 委員長 土岡 喜代一
 副委員長 榎垣 満
 委員 宮本 正夫
 津賀 春一
 中邑 元
 秋田 正之
 堀江 守
 猪原 光夫
 山田 辰夫
 新関 貞夫
 以上十一名
 増村 明一
 田頭 新太郎
 宮本 正夫
 榎垣 満
 網本 芳人
 村田 良一
 菊崎 正行
 大横田 義雄
 岩井 常吉
 以上九名
 八百 千頭夫
 内藤 徳松
 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

厚生委員會 委員長 増村 明一
 副委員長 田頭 新太郎
 委員 宮本 正夫
 榎垣 満
 網本 芳人
 村田 良一
 菊崎 正行
 大横田 義雄
 岩井 常吉
 以上九名
 八百 千頭夫
 内藤 徳松
 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

建設委員會 委員長 八百 千頭夫
 副委員長 内藤 徳松
 委員 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

懲罰委員會 委員長 中野 博実
 副委員長 田中 隆三
 委員 榎垣 満
 大横田 義雄
 中下 勝
 新関 貞夫
 以上七名

治安委員會 委員長 吉中 良雄
 副委員長 縫部 敬藏
 委員 伊藤 忠男
 中野 博実
 木山 正二
 木村 智
 津賀 春一
 波多野 秀男
 以上九名

水道委員會 委員長 谷本 正則
 副委員長 浜田 一実
 委員 中野 博実
 津賀 春一
 木村 智
 木山 正二
 田中 隆三
 池永 清眞
 波多野 秀男
 以上九名

山田 辰夫
 池永 清眞
 任都栗 一興
 以上十一名
 谷本 正則
 浜田 一実
 中野 博実
 津賀 春一
 木村 智
 木山 正二
 田中 隆三
 池永 清眞
 波多野 秀男
 以上九名
 吉中 良雄
 縫部 敬藏
 伊藤 忠男
 中野 博実
 木山 正二
 木村 智
 津賀 春一
 波多野 秀男
 以上九名
 八百 千頭夫
 内藤 徳松
 伊藤 忠男
 浜田 一実
 木野 藤雄
 浅尾 義光
 杉村 政太郎
 波多野 秀男

一、市議會副議長の辭職許可について
 以上決定
 許可

一、市議會副議長の選挙についで
 菊崎 正行 当選

廣島市長 浜井 信三

廣總職第一一六号

昭和二十七年六月五日

各任命権者殿

昭和二十七年年度予算実行上の要請による
 退職者で市長の定めるものについて

廣島市職員退職手当支給條例附則第五項の規定による市長の定めるものは、左記に掲げる職員以外の職員をいう。
 一、警察、消防及び消防団の職員
 二、農業委員會及び公平委員會の職員
 三、臨時に雇用する職員

出張所々管区域別人口及び世帯状況について
 (三七六、現在)

所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	三、三三三	△	三、三三三	△
尾長	一、七三三	△	一、七三三	△
青崎	九、七三三	△	九、七三三	△
比治山	一、七三三	△	一、七三三	△
仁保	五、八三三	△	五、八三三	△
大河	一、一三三	△	一、一三三	△
皆次	一、一三三	△	一、一三三	△
宇品	一、一三三	△	一、一三三	△
似島	一、一三三	△	一、一三三	△
基町	一、一三三	△	一、一三三	△
元中央	一、一三三	△	一、一三三	△

十日市
 舟入 二、六二九
 親音 一、四六四
 己斐 一、九三九
 計 五、一〇二

三條
 草津 一、七七一
 計 三、〇八九

戸籍上の市勢について (三七、五分)

種別	件数	同上		前年同	増△減	摘	要
		最大	最少				
婚姻	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	△		
離婚	三三	三三	三三	三三	△		
出生計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△		
出生男	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	△		
出生女	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	△		
死亡計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△		
死亡男	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇	△		
死亡女	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	△		
寄留届	三三	三三	三三	三三	△		
出寄留届	三三	三三	三三	三三	△		
抄本請求	三三	三三	三三	三三	△		
印鑑届	三三	三三	三三	三三	△		
印鑑照査	三三	三三	三三	三三	△		
身分証明	三三	三三	三三	三三	△		
戸籍閲覧	三三	三三	三三	三三	△		

市内の出生と増△減数
 死亡から見た増△減数
 前年同増△減数
 各項の数字は、本市以外地での事件を本籍地の本市へ移管したものを除く。死亡は、三十分で計算したもの。

廣島市報

No. 75

発行
昭和27年7月21日
(月曜日)

電話

廣島市役所
廣島市国泰寺町三九

発行人所 廣島市役所

代表 中三五二―三五五(代表)

中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七〇

中三五二(建設局総務課) 中三五三(建設局総務課) 中三五四(建設局総務課) 中三五五(建設局総務課) 中三五六(建設局総務課) 中三五七(建設局総務課) 中三五八(建設局総務課) 中三五九(建設局総務課) 中三六〇(建設局総務課) 中三六一(建設局総務課) 中三六二(建設局総務課) 中三六三(建設局総務課) 中三六四(建設局総務課) 中三六五(建設局総務課) 中三六六(建設局総務課) 中三六七(建設局総務課) 中三六八(建設局総務課) 中三六九(建設局総務課) 中三七〇(建設局総務課)

【目次】

廣島市事務分掌条例の一部改正	一
廣島市証明及び開電手数料条例の一部改正	二
廣島市印鑑条例の一部改正	二
廣島市住民登録施行条例	二
廣島市職員定数条例の一部改正	三
職員の分限に関する手続及び効果に 関する条例の一部改正	三
昭和二十七年年度における廣島市の公務員に 対する夏期手当の支給に関する条例	三
廣島市建築審査会条例の一部改正	四
廣島市警察官のつづき	四
廣島市災害対策規則	五
廣島市災害対策施行細則	七
廣島市臨時伝染病防疫対策委員会規則	八
廣島市手数料規則の一部改正	八
自動車臨時運行許可に関する取扱規則	八
廣島市住民登録施行規則	九
廣島市事務分掌規則の一部改正	九
昭和二十七年年度における廣島市の公務員に対する 夏期手当の支給に関する条例施行規則	六
廣島市営住宅管理條例施行規則	六
廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の 位級名称及び管轄区域等に関する規則の一部改正	六

◎公 示

廣島市食品衛生取扱規則の一部改正 三六

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部改正 三六

定例市議会招集について 三六

建築許可申請に関する公開聴聞について 三六

陽チラス、パラチラスの予防接種の施行について 三七

公示送達について 三七

漂流物拾得について 三七

昭和二十七年年度廣島市才入出予算追加更正について 三七

第三十一回換地予定地変更指定、第二十二回未指定地
補充予定地及び第八回換地予定地取消について 三六

建築許可に関する公開聴聞について 三六

廣島市指定水道工事店及び給水装置
技術合格者の発表について 三六

西観音町市営住宅の売却処分について 三六

公示送達について 三六

◎訓 令

廣島市養蠶競馬事務局処務規程 三五

廣島市災害救助対策委員会規約の附止 三五

廣島市臨時伝染病防疫対策規程 三五

廣島市職員身元保証規程 三五

廣島市役所出張所処務規程の一部改正 三五

廣島市文書取扱規程の一部改正 三五

廣島市役所出張所処務規程の一部改正 三五

◎公安委員会告示

緊急自動車指定について 三五

緊急自動車指定について 三五

道路交通取締法並びに道路交通取締令による
道路の交通に関する必要なる制限の一部改正 三五

緊急自動車指定について 三五

◎雑 報

六月定例市議会議決事件について 三五

廣島市教職員組合の役員の変更及び
事務所の所在地の変更について 三五

職員団体の登録について 三五

出張所々管区域別人口状況について 三五

戸籍上の市勢について 三五

◎条 例

廣島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布
する。
昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第四十八号
廣島市事務分掌条例(昭和二十六年六月十九日廣島市条
例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中総務局戸籍課の事務分掌の第一号を次のように改める。

- 一 戸籍及び住民登録に関すること
二 住宅金融公庫法に関すること
三 耐火建築促進法に関すること
四 建築土法に関すること
五 建築相談に関すること

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。
廣島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第四十九号

廣島市証明及び閲覧手数料条例の一部を改正する条例

- 第一条 特定の個人のために、左の各号に掲げる事務を行うときは、当該各号に定める手数料を徴収する。
一 印鑑(改印を含む)登録及びその記載事項変更届 一枚につき 五十円
二 印鑑証明 一枚につき 三十円
三 住民票並びに戸籍の附票の謄抄本及びそれに基づく証明 一枚につき 三十円
四 営業業務に関する証明 一枚につき 三十円
五 土地物件に関する証明 一枚につき 三十円
六 租税その他の公課に関する証明 一枚につき 三十円
七 身分資格に関する証明 一枚につき 三十円
八 渡航移住に関する証明 一枚につき 三十円

- 九 種痘その他衛生上の事項に関する証明 一枚につき 三十円
十 公簿照合の証明 一枚につき 三十円
十一 届書受理その他に関する証明 一枚につき 三十円
十二 公簿の閲覧 一回につき 二十円
第五条を次のように改める。

この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。
廣島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十号

廣島市印鑑条例の一部を改正する条例

- 第一条 廣島市に本籍又は寄留を有する者並びに「廣島市に本籍を有する者又は廣島市に住所を有し、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)若しくは外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)により登録をなした者及び」に改める。
第八条第二号中「又は寄留を転じたとき」を「又は住所を変更したとき」に改める。
第一号様式、第二号様式及び第三号様式中「寄留所」を「住所」にそれぞれ改める。
附則
1 この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 この条例施行前に調製した印鑑簿は、この条例により調製した印鑑簿とみなす。
廣島市住民登録施行条例をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十一号

廣島市住民登録施行条例(目的)

第一条 この条例は、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)の規定により廣島市において処理すべき事務に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(住民票の作成)
第二条 住民票に関する事務は、廣島市役所(以下「本庁」という。)又は廣島市役所出張所(以下「出張所」という。)において取り扱い、その所管に属する区域内に住所を有する者につき住民票を作成する。

(住民票の利用)
第三条 廣島市に住所を有する者についてなすべき行政事務の処理は、住民票に基づいてする。

(証明書)
第四条 法第十条第一項の規定により住民票に記載した事項に關する証明は、別記様式によつて作製する。但し、請求により適宜な様式によつて作製することを妨げない。

(転入届)
第五条 新たに廣島市に住所を定めた者の法第二十二條の規定による転入届は、新住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(転居届)
第六条 一の世帯に属する者の全部又は一部の者が、出張所の一の所管区域から他の所管区域に住所を変更したとき、法第二十三條の規定による転居届は、新住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(転居届記載事項)
第七条 前条の転居届には、法第四条に定める事項の外、廣島市に最初住所を定めた年月日を記載しなければならない。

らない。
(変更届)
第八条 法第二十四條の規定による変更届は、その届出義務者の住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(国外移住届)
第九条 法第二十五條の規定による国外移住届は、その届出義務者の住所の区域を所管する本庁又は出張所に提出しなければならない。

(閲覧、謄本抄本及び証明の手数料)
第十条 住民票又は戸籍の附票の閲覧、抄本若しくは抄本又は謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票若しくは戸籍の附票に記載した事項の証明の交付を請求する者は、廣島市証明及び閲覧手数料条例(昭和二十二年九月一日廣島市条例第十七号)の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(規則への委任)
第十一条 この条例に定めるものの外、住民登録事務の処理に關する必要な事項は、規則で定める。

附則
この条例は、昭和二十七年七月一日から施行する。
別記様式

Table with columns for name, address, and registration details. Includes a section for '住民登録証明書' and '廣島市長'.

廣島市条例第五十二号
廣島市職員定数条例の一部を改正する条例

廣島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日廣島市条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

- 一 市長の事務部局の職員 吏員一、〇九六八(内社、会、福、社、主、事、三、七、二、人)
二 議会の事務部局の職員 吏員相当職員一、七〇八人
三 選挙管理委員会の事務部局の職員 吏員相当職員一、七〇八人
六 消防の事務部局の職員 吏員相当職員二、八五五人
九 教育委員会の事務部局の職員 吏員相当職員二、九七〇人

この条例は、公布の日から施行する。
職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十七年七月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十三号

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例(昭和二十六年八月十一日廣島市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

- 第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五條第一項及び第二十八條第三項の規定に基づき、職員に對する休職の場合並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に關し規定することを目的とする。
(休職の場合)
第三条 法第二十八條第二項各号の一に該当して休職された職員が、その休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定数に欠員がない場合においては、その職に反してこれを休職することができ、任命権者が定めるものとする。

この条例は、公布の日から施行する。

昭和二十六年八月十一日廣島市条例第十六号)第二条に定める事由に該する。

廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十四号

職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例

当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

昭和二十七年七月一日
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十四号

昭和二十七年七月一日

（夏期手当の支給）

第一条 本市の公務員（常時勤務に服さない者であつて規則で定めるものを除く。）であつて昭和二十七年七月十日に在職するもの（以下「職員」という。）に対しては、昭和二十七年七月一日限り、この条例の定めるところにより夏期手当を支給する。

（夏期手当の額）

第二条 夏期手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十七年一月一日から昭和二十七年七月十日までの間における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

第三条 前条第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

（夏期手当の支給時期）
第四条 夏期手当は、昭和二十七年七月十日に支給する。
（夏期手当の支給細目）
第五条 第二条第二項及び前二条に規定するものの外、在職期間の計算方法その他夏期手当の支給に關し必要な細目、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十五号

昭和二十七年七月一日

（廣島市建築審査会条例の一部を改正する条例）

廣島市建築審査会条例（昭和二十七年廣島市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「五人」を「七人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。
廣島市長 浜井信三

廣島市条例第五十六号

昭和二十七年七月三日

（廣島市警察賞いゆつ金）

第一条 廣島市警察吏員の賞いゆつについては、別に定めるところの外、この条例の定めるところによる。
第二条 警察吏員が、危害を加えられ、又は災厄を被ることを予断できるのにかかわらず、これをかえりみることを

なく、その職務を遂行したことに基いて災害を受け、そのため不具瘵となり、又は死亡した場合において、賞いゆつ金を授与することができる。
第三条 前条の規定は、国家地方警察の警察官又は他の自治体警察吏員が、廣島市警察の要求によつて廣島市警察を援助した場合について、これを準用する。但し、この場合において当該国家地方警察又は他の自治体が、前条の賞いゆつと趣旨を同じくする賞いゆつを行つたときは、本条の規定による賞いゆつ金、その金額を減じ、又これを授与しないことができる。
第四条 賞いゆつ金の種類及び金額は、左の通りとし、別表の定めるところにより授与する。

一 殉職者賞いゆつ金

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族（一般職の職員の給与に關する条例（昭和二十六年三月二十日条例第六十二号）第九号第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。）の状況によつて定める。
二 不具瘵者賞いゆつ金

この額は、百万円以下とし、功績及び不具瘵の程度並びに扶養家族の状況によつて定める。不具瘵とは、廣島市職員公務災害補償条例（昭和二十六年八月十一日条例第二十号）別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定め

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第五条 殉職者賞いゆつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、廣島市職員公務災害補償条例第十三条及び第十四条の例による。
第六条 賞いゆつ金の授与は、廣島市公安委員会が行ふ。
第七条 賞いゆつ金の授与について審査を行うため、廣島市賞いゆつ審査委員会を置く。
第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

別表

Table with 3 columns: 功績の程度, 功績の程度, 金額. It lists various categories of merit and their corresponding monetary values.

1 (イ)又は(ロ)に相当するものであつて、職員の死亡当時の扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは一人につき五〇、〇〇〇円を増額する。

不具瘵者賞いゆつ金

2 これを受ける遺族が、廣島市職員公務災害補償条例第十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者であるときは、その二分の一に相当する額以内を減額することができる。

Table with 3 columns: 功績の程度, 功績の程度, 金額. It lists various categories of merit and their corresponding monetary values.

1 この表の等級又は金額の決定については、廣島市職員公務災害補償条例第十條第二項から第五項までの規定の例による。
2 扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族

規則

廣島市災害対策規則をここに公布する。
昭和二十七年六月二十一日
廣島市長 浜井信三

廣島市規則第四十七号

廣島市災害対策規則

第一章 總則

第一条 非常災害に際して、その予防対策及び救助対策その他緊急措置の適切円滑なる実施を図るため、廣島市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

第二条 本部は、廣島市役所内に設置する。

第三条 本部は、市各機関を以つて充て、分隊は、原則として各学区単位に設ける。

第四条 本部長は、市長を、副本部長は、助役を以つて充てる。

第五条 本部長は、本部諸般の事項を掌理する。

第六条 本部長に事故があるときは、本部長の定める順序により、副本部長がその職務を代理する。

第七条 副本部長がその職務を代理する。

第二章 組織

第八条 本部の組織は、左の通りとする。

本部長 若干名

副本部長 若干名

部長 若干名

副部長 若干名

課長 若干名

副課長 若干名

係長 若干名

係員 若干名

係員 若干名

係員 若干名

係員 若干名

係員 若干名

係員 若干名

- 三 輸送機関の燃料に関する事。
- 経理班
 - 一 本部の一般経理に関する事。
 - 二 県との連絡に関する事。
 - 給与班
 - 一 本部職員に対する一般給与に関する事。
 - 二 義捐金、義捐物資の取扱に関する事。
- 協力動員部
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の一般庶務に関する事。
 - 三 学校その他教育機関施設の取用に関する事。
- 動員班
 - 一 市民の動員に関する事。
 - 二 学徒の動員に関する事。
 - 三 罹災学徒の調査に関する事。
- 民生部
 - 庶務班
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の一般庶務に関する事。
 - 三 民生部に関係ある情報の蒐集及び必要事項の報告に関する事。
 - 四 市内の他の主管に属さないこと。
 - 援護班
 - 一 罹災者援護の一般的事項に関する事。
 - 二 救助物資の配分に関する事。
 - 三 県より支給を受ける援護物資に関する事。
 - 調査班
 - 一 罹災者の実態調査に関する事。
 - 救護防疫班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 医療関係者の動員に関する事。
 - 三 医療品調達、整理に関する事。
 - 四 本部員の医療救護に関する事。

- 五 負傷罹災者の急救措置に関する事。
- 六 負傷罹災者の調査に関する事。
- 七 罹災地の防疫に関する事。
- 八 飲用水の消毒に関する事。
- 九 罹災地の清掃に関する事。
- 十 死体処理に関する事。
- 経済部
 - 配給班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 配給班に属する情報の蒐集及び必要事項の報告に関する事。
 - 三 主要食糧、副食、調味料及び商工物資の調達計画に関する事。
 - 四 被服器具その他の調達計画に関する事。
 - 五 商工物資の調達保管に関する事。
 - 六 被服器具その他の調達保管に関する事。
 - 七 主要食糧、副食、調味料の調達保管に関する事。
 - 技術部
 - 庶務班
 - 一 市内の連絡統制に関する事。
 - 二 市内の招集に関する事。
 - 三 土木建築工事関係者の動員に関する事。
 - 四 資材及び器具の調達に関する事。
 - 五 市内の庶務に関する事。
 - 六 市内の他の主管に属さないこと。
 - 土木班
 - 一 道路、橋梁、堤防、河川の応急工作に関する事。
 - 二 応急工事の現場指導に関する事。
 - 三 砂防に関する事。
 - 四 市内の他の主管に属さない技術に関する事。
 - 営繕班
 - 一 応急建築に関する事。
 - 港灣班
 - 一 海上、港灣の防衛警戒対策及び応急復旧に関する事。

- 水道部
 - 下水道班
 - 一 下水道施設の防護に関する事。
 - 二 下水の浸水防止及び排水に関する事。
 - 三 下水道施設の応急復旧に関する事。
 - 浄水班
 - 一 浄水場内の一般庶務に関する事。
 - 二 場内警備に関する事。
 - 三 送、配水に関する事。
 - 四 水質に関する事。
- 警備部
 - 庶務班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 職員、義捐物資の配分に関する事。
 - 三 義捐金、義捐物資の配分に関する事。
 - 四 本部員の招集は、本部長が行う。
 - 五 本部員に事故があるときは、副本部長が行う。
 - 六 招集は、警報、電話、電報及び伝令によつて行なう。
 - 七 本部員は、非常災害の発生又は緊急事態の発生を知つたときは、第十二条の規定にかかわらず直ちに所定の場所に参集しなければならない。
 - 八 第十五条 部員の出勤に際しては、身分を表す腕章を携帯しなければならない。
 - 第五章 補則
 - 第十六条 この規則に定めるものの外、本部運営に関する必要な事項は、細則で定める。

- 一 災害情報の連絡に関する事。
- 二 消防非常警備に関する事。
- 第二警備班
 - 一 災害情報の連絡に関する事。
 - 二 消防非常警備に関する事。
- 警備工作部
 - 庶務班
 - 一 市内の一般庶務に関する事。
 - 二 市内の非常招集に関する事。
 - 三 情報伝達及び連絡に関する事。
 - 四 水防資材緊急調達に関する事。
 - 五 団員の医療救護及び諸給与に関する事。
 - 第一警備工作班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。
 - 第二警備工作班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。
 - 第三警備工作班
 - 一 団員の非常招集に関する事。
 - 二 警報伝達に関する事。
 - 三 水防応急工作に関する事。
 - 四 人命救助及び避難に関する事。
 - 五 その他監視、警戒、情報連絡に関する事。

- 分隊長 若干名
- 副分隊長 若干名
- 分隊付 若干名
- 班長 若干名
- 副班長 若干名
- 分隊長 若干名
- 分隊長及び副分隊長は、その区域内の住民で適当と認められる者を市長が委嘱する。
- 分隊付、班長及び分隊長は、分隊長が推薦した者の中から市長が委嘱する。
- 分隊長、副分隊長、分隊付、班長及び副班長の任期は一年とする。
- 前任者辞任の際は、後任者が任ずるまでその職を履行し、但し、補充により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 第十條 分隊長は、本部長の指揮監督を受け、分隊の職務を掌理する。
- 第十一條 分隊長は、分隊長を補佐し、分隊長に事故があるときは、分隊長の定める順序によりその職務を代理する。
- 第十二條 班長は、所属分隊長を指揮監督し、班務を掌理する。
- 第十三條 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
- 第十四條 分隊長は、上司の指揮を受けて隊務に従事する。
- 第十五條 分隊の隊務を分掌するため、左の班を置く。
- 第十六條 分隊の隊務を分掌するため、左の班を置く。
- 第十七條 各班の連絡統制に関する事。
- 第十八條 情報、宣伝、警備に関する事。
- 第十九條 動員計画に関する事。
- 第二十條 救出、避難及び交通整理に関する事。
- 第二十一條 衛生班
 - 一 医療救護、防疫に関する事。
 - 二 負傷者、罹災者の実態調査に関する事。
 - 三 救助物資の配分に関する事。

- 第二條 規則第四條第二項による本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の代理順序は、地方自治法第五十二條による市長代理順序（昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十一号）による。
- 第三條 各班長は、毎年十一月末日までに翌年度災害対策

広島市規則第四十八号
 広島市災害対策施行細則
 第一章 總則
 第一條 広島市災害対策規則（以下「規則」という。）第十六條に基き本市対策本部の運営については、この細則の定めるところによる。

第二章 本部
 第二條 規則第四條第二項による本部長に事故があるときは、その職務を代理する副本部長の代理順序は、地方自治法第五十二條による市長代理順序（昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十一号）による。

第九條 分隊の構成員は、左の通りとする。

分隊長 若干名
 副分隊長 若干名
 分隊付 若干名
 班長 若干名
 副班長 若干名
 分隊長 若干名

第三章 補則
 第十六條 この規則に定めるものの外、本部運営に関する必要な事項は、細則で定める。

計画を樹立し班員名簿と共に所属部長を経て、本部長に提出しなければならない。

第四條 本部長は、毎年一回以上各種訓練を実施し、対策計画の充実に努めなければならない。

第五條 本部長は、毎年一回各部保管の機械、器具、備品、資材その他備付物品の現況検査及び総合訓練を実施しなければならない。

第三章 分 隊

第六條 分隊の定員は、概ね二十戸につき一人を基準として定める。但し、一分隊五十名を下らないものとする。

第七條 分隊は、毎年三月末日までに編成を終り、四月十日までに分隊本部所在地及び編成名簿を隊長を経て本部長に提出しなければならない。

第四章 広島市役所出張所長の任務

第八條 広島市役所出張所長は、本部に直屬し、平時は本部各班と連絡し、特に総務部との連絡調整事務に任じ、災害時には、分隊長に協力し、区内罹災民の救助事務を迅速に遂行しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

広島市災害救助隊施行細則(昭和二十五年三月十三日規則第六十九号)は、廃止する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四十九号

広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則

第一条 伝染病に対する防疫及び治療対策、その他緊急措置に関する諸計画を樹立し、広島市臨時伝染病防疫対策部の運営実施を推進することを目的として、広島市臨時伝染病防疫対策委員会(以下委員会という。)を置く。

第二条 委員会は、広島市役所内に設置する。

第三条 委員会の委員は、左に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する。

広島市規則第五十号

広島市手数料規則の一部を改正する規則

広島市手数料規則(昭和二十六年六月一日広島市規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号から第六号の五までを削り、第六号の六を第三号とし、以下順次繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十一号

自動車臨時運行許可に関する取扱規則

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

(目的)

第一条 この規則は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。)の規定に基づき自動車の臨時運行の許可に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時運行の許可)

第二条 法第三十四条の規定により自動車の臨時運行をしようとする者は、申請書(別表第一号様式)を市長に提出して許可を受けなければならない。

2 市長は前項の申請書を受領したときは、臨時運行許可証(別表第二号様式)を交付し、臨時運行番号標を貸与しなければならない。

3 臨時運行許可証の有効期間が満了したとき、期間満了の日から五日以内に臨時運行許可証を添え、臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

4 臨時運行許可証又は臨時運行許可番号標を亡失した場合、速やかに警察署長の証明を添え、市長に届け出なければならない。

第三条 市長は、虚偽その他不正の手段により許可を受けたものであることを発見した場合、直ちにその許可を取消するものとする。

(罰則)

第四条 第二条第三項の規定に違反した者は、千円以下の過料を科する。

第五条 第二条第二項の規定により、貸与した臨時運行許可番号標を亡失又は損じた場合は、相当の価額を弁償させるものとする。

第六条 前二条の規定は、市長が特にやむを得ない事情に

よるものと認められた場合に限り適用しないことができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

2 自動車及び原動機は自転車の臨時運行許可並びに旅客軽車両の検査に關する取扱規則(昭和二十七年広島市規則第九号)は、廃止する。

3 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この規則施行の際現に自動車及び原動機付自転車の臨時運行許可並びに旅客軽車両の検査に關する取扱規則の規定により臨時運行の許可を受けたものは、その有効期間に限り、この規則により許可を受けたものとみなす。

広島市住民登録施行規則をここに公布する。

昭和二十七年六月三十日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五十二号

広島市住民登録施行規則

(目的)

第一条 この規則は、広島市住民登録施行条例(昭和二十七年条例第五十一号。以下「条例」という。)第十一条の規定に基づき、住民登録事務の処理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(戸籍の附票の作製)

第二条 戸籍の附票に關する事務は、戸籍課において取り扱ひ、広島市に本籍を有する者につき戸籍の附票を作製する。

(住民票の利用)

第三条 住民票には、その余白部分に選挙人名簿、法令等、予防接種台帳の調製、主食の配給その他行政事務との関

連を明らかにする符号又は記載をすることができる。

(転居届)

第四条 条例第六条に規定する転居届を受領した戸籍課又は出張所に通知しなければならない。

2 前項の通知を受領した戸籍課又は出張所は、その通知が、世帯の全部の者が住所を変更したものであるときは、遅滞なく通知を發した戸籍課又は出張所に住民票を送付しなければならない。

(届書の様式)

第五条 転入届は、別記第一号様式による。

2 転居届は、別記第二号様式による。

3 変更届は、別記第三号様式による。

4 国外移住届は、別記第四号様式による。

(届書及び通知書等の受付)

第六条 住民登録に關する届書、通知書その他の書類を受領したときは、受付印を押し、受付番号及び年月日を記入し、且つ、住民登録受付簿又は住民登録簿に記載しなければならない。

(住民票の記載等に基づく通知)

第七条 出張所は、住民票の記載又はその記載の更正をした場合に、戸籍課において、戸籍の附票の記載又はその記載の更正を要するときは、遅滞なく当該事項を戸籍課に通知しなければならない。

(戸籍の届出等に基づく通知)

第八条 戸籍課は、戸籍に關する届書、申請書その他の書類を受領し、又は職権で戸籍の記載をした場合に、出張所において、住民票の記載若しくは消滅又はその記載の更正を要するときは、遅滞なく当該事項を出張所に通知しなければならない。

(住所地から従前の住所地及び本籍地への通知)

第九条 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号。以下「法」という。)第六条及び第十六条の規定による左の各号に掲げる通知は、当該各号に定める通知書により通知しなければならない。

一 転入及び転居届を受領した場合(別記第五号様式) 転入(転居)通知書

二 転入及び転居届を受領した場合(別記第六号様式) 住所変更通知書

三 国外移住届を受領した場合(別記第七号様式) 戸籍の附票記載事項変更通知書

(本籍地から住所地への通知)

第十条 法第九条及び第十六条第二項の規定による左の各号に掲げる通知は、当該各号に定める通知書により、通知しなければならない。

一 出生及び死亡届を受領した場合(別記第八号様式) 出生(死亡)通知書

二 失踪宣告、国籍喪失、婚姻、離婚、縁組、離縁、復氏、入籍、分籍及び転籍等の通知(別記第九号様式) 住民票記載事項変更通知書

三 住所地から通知を受けた事項が戸籍の記載と合わない場合(別記第十号様式) 錯誤通知書

(本籍転居の場合の通知)

第十一条 法第十七条の規定による新本籍地への通知は、戸籍附票通知書(別記第十一号様式)により、通知しなければならない。

(職権記載通知)

第十二条 住民登録法施行令(昭和二十七年政令第二百二十三号)第十一条の規定による通知は、職権記載通知書(別記第十二号様式)により、通知しなければならない。

(備付冊)

第十三条 住民票を取り扱う出張所には、法令に定めものの外、左の簿冊を備え付けなければならない。

一 住民登録受付簿(別記第十三号様式)

変更届

広島市長 浜井信三殿 昭和年月日届出

受付年月日	昭和年月日	登録番号	第	号	
変更年月日		昭和	年	月	日
住所	広島県広島市	町	番地	世帯主	
氏名	変更前	変更後			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
届出人	住所	広島県広島市	町	番地	
署名押印	届出人の資格				
	1	世帯主	2	世帯主に代る世帯管理者	
	2	本	3	本	

別記 第三号様式

国外移住届

広島市長 浜井信三殿 昭和年月日届出

受付年月日	昭和年月日	登録番号	第	号	
移住年月日		昭和	年	月	日
住所	広島県広島市	町	番地	世帯主	
氏名	移住者				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
届出人	住所	広島県広島市	町	番地	
署名押印	届出人の資格				
	1	世帯主	2	世帯主に代る世帯管理者	
	2	本	3	本	

別記 第四号様式

転入届通知書

No.

転入届番号	年	住居	旧	新	世帯主
1			昭和年月日生	9	昭和年月日生
2				10	
3				11	
4				12	
5				13	
6				14	
7				15	
8				16	

別記 第五号様式

上記の者が転入したから、住民票を消除(送付)されたい。

昭和 月 日

広島市長 浜井信三印

二 住民登録簿(別記第十四号様式)

三 住民登録簿記入取扱簿(別記第十五号様式)

四 住民登録報告関係簿

五 住民登録事務日計表(別記第十六号様式)

(保存期間)

第十四条 前条の簿の保存期間は、当該年の翌年から五年間とする。

(届出を怠つた者に対する処置)

第十五条 戸籍課又は出張所の住民登録事務取扱員が、届出を怠つた者があることを発見したときは、届出事件を具して、市長に報告しなければならぬ。

2 市長が前項の報告を受けたときは、必要な調査をして、管轄の簡易裁判所にこれを通知すべきかを決定し、通知を要しないときは、直ちに届出をするよう届出義務者に通知しなければならぬ。

3 前項の簡易裁判所への通知は、届出期間経過通知書(別記第十七号様式)により、届出義務者への通知は、届出催告書(別記第十八号様式)により、通知しなければならぬ。

(報告)

第十六条 戸籍課又は出張所の長は、広島市の人口の状況を明らかにするため、住民登録に關し必要な事項を毎月五日までに、前月中の取扱事件について、市長に報告しなければならぬ。

2 戸籍課又は出張所の長は、毎年一回広島市の人口の状況が住民登録と適合しているか否かについて実地調査を行い、その状況を市長に報告しなければならぬ。

3 第一項の報告は、住民登録報告書(別記第十九号様式)により、報告しなければならぬ。

附則

この規則は、昭和二十七年七月一日から施行する。

別記 第一号様式

受付年月日	昭和年月日	登録番号	第	号	
転入の年月日		昭和	年	月	日
住所	広島県広島市	町	番地	世帯主	
氏名	明大昭	年	月	日生	
本籍	明大昭	年	月	日生	
続柄	男女	筆頭者の氏名			
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
届出人	住所	広島県広島市	町	番地	
署名押印	届出人の資格				
	1	世帯主	2	世帯主に代る世帯管理者	
	2	本	3	本	

別記 第二号様式

受付年月日	昭和年月日	登録番号	第	号	
転居の年月日		昭和	年	月	日
住所	広島県広島市	町	番地	世帯主	
氏名	明大昭	年	月	日生	
本籍	明大昭	年	月	日生	
続柄	男女	筆頭者の氏名			
1					
2					
3					
4					
届出人	住所	広島県広島市	町	番地	
署名押印	届出人の資格				
	1	世帯主	2	世帯主に代る世帯管理者	
	2	本	3	本	

住民票記載事項変更通知書

No.

別記 第九号様式

住所	変更の年月日	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	変更事項			
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者につき住民票の記載事項に変更があつたから、これを更正されたい。
昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

錯誤通知書

No.

別記 第十号様式

住所	筆頭者	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	生年月日	錯誤の事項		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

昭和 年 月 日付の上記の者に対する記載(更正)通知を受理したが、上記の事項に誤りがあるから、住民登録法第16条第2項の規定により通知します。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十三号様式

昭和 年 住民登録受付簿
広島市役所 出張所

受付番号	受理通知	事件名	世帯主又は事件本人の氏名	住所	転入		消除		備考
					世帯主の別	世帯主の計	世帯主の別	世帯主の計	
月日									
月日									
月日									

月日									
月日									
月日									
月日									

右のとおり住民登録法第十七条により通知します。

昭和 年 月 日
広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十一号様式
戸籍附票通知書

原簿籍	新簿籍
住所	住所
番地	番地
氏名	氏名
住所と定められた年月日	住所と定められた年月日
名	名

住所変更通知書

No.

別記 第六号様式

本籍	筆頭者	昭和	年	月	日
住所	筆頭者	転入転居の年月日			
	氏名	生年月日	氏名	生年月日	
1		明大昭 年月日	8	明大昭	年月日
2			9		
3			10		
4			11		
5			12		
6			13		
7			14		

上記の通り住所が変更したから、戸籍の附票の記載を更正されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

戸籍附票記載事項変更通知書

No.

別記 第七号様式

住所	筆頭者	昭和	年	月	日
本籍	筆頭者				
	氏名	変更事項			
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者につき附票の記載事項に変更があつたから、これを更正されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

出生死亡通知書

No.

別記 第八号様式

住所	世帯主	昭和	年	月	日
氏名	明大昭	男	女	たの世帯主と柄	
本籍	筆頭者				

上記の者につき出生死亡届があつたから、住民票の記載を削除されたい。

昭和 年 月 日

広島市長 浜 井 信 三 印

別記 第十二号様式

第 号 職権記載通知書

届出義務者 年月日生

住民票記載の内容

住民登録法による上記の事項の届出がないので職権で住民票の記載をしたから同法施行令第11条により通知します。

昭和 年 月 日

市長名 (出張所 届)

別記 第十八号様式

第 号 届出催告書 (第 回)

届出義務者

届出の種類

事件本人 住所 氏名 年月日生

住民登録法による、上記の届出が未済ですから月 日までに届出られますよう催告します。

昭和 年 月 日 市長名 (出張所 届)

住民登録事務取扱月報 別記 第十九号様式

昭和 年 月分 住民登録事務取扱月報 広島市役所 出張所

種 別	件 数	世帯及び世帯員の増減 (広島市に本籍を有する者 青記 広島市に本籍を有しない者 赤記)							
		増				減			
		男	女	計	世	男	女	計	世
届 出	転入届								
	転居届								
	変更届								
	国外移住届								
	計								
職 権 記 載	出生								
	死亡								
	その他								
計									
合 計									
差 引 (増は青記 減は赤記)	男	女	計	世					
区 分	本籍又は前住地	本人又は届出人	そ の 他	計					
通 知 書	收 受								
	発 送								
区 分	件 数	枚 数	金 額						
騰 本									
抄 本									
記 載 証 明									
その他の証明									
計									
備 考									

別記 第十五号様式

昭和 年 住民登録職権記入取扱簿 広島市役所 出張所

進行番号	記入月日	事件名	事件本人	住所	記載 世帯男女別計	消除 世帯男女別計	備考
	月 日						
	月 日						
	月 日						
	月 日						

別記 第十四号様式

昭和 年 住民登録收発簿 広島市役所 出張所

收発番号	收 月 日	発 月 日	差出人	発送先	書面の要旨	経過
	月 日					
	月 日					
	月 日					

広総戸第 号 年 月 日 簡易裁判所 御中 市長名

住民登録届出期間経過通知について 標記について、住民登録法第31条により下記のとおり通知します。 記

別記 第十七号様式

届出の種類	
事件発生の日	
届出期間満了の日	
届出の日	
事件本人 住所 氏名 年月日生	
届出義務者 住所 氏名 年月日生	
備 考	

住民登録事務日計表

昭和 年 月 日 (曜日) 広島市役所 出張所

種 別	件数	世帯及び世帯員の増減 (本籍者青記 非本籍者赤記)							
		増				減			
		男	女	計	世	男	女	計	世
届 出	転入届								
	転居届								
	変更届								
	国外移住届								
職 権 記 載	計								
職 権 (通知)	出 生								
	死 亡								
	そ の 他								
計									
合 計									
差 引 (増は青記 減は赤記)	男	女	計	世					
区 分	本籍又は前住地	本人又は届出人	そ の 他	計					
通 知 書	收 受								
	発 送								
区 分	件 数	枚 数	金 額						
騰 本									
抄 本									
記 載 証 明									
その他の証明									
計									
備 考									

Table listing property details for 第二基町 and surrounding areas, including address ranges and prices.

Table listing property details for 第二基町 and surrounding areas, including address ranges and prices.

Table listing property details for 大須賀町住宅 and surrounding areas, including address ranges and prices.

Table listing property details for 千田町日赤裏住宅 and surrounding areas, including address ranges and prices.

Table listing property details for 江波港町住宅 and surrounding areas, including address ranges and prices.

Table listing property details for 江波港町住宅 and surrounding areas, including address ranges and prices.

(様式第二号)

市営住宅入居許可書

廣島市

町

(氏名)

市営住宅

入居者計

名

様式第一号

市営住宅入居申込済票

住宅第種 住宅号
番号 殿
氏名
年月日 昭和 年 月 日 受付

廣島市建設局管財課 (扱者印)

Table with 5 columns and 4 rows of numbers, likely a grid for administrative use.

右住宅に入居を許可する
昭和 年 月 日
廣島市長 (氏名)

建設局管財課
発行責任者印

Table listing various groups (e.g., 江波沖町住宅, 宇品町住宅) with columns for group name, address, and numerical data.

Table with columns for '種別宅' (Type of Dwelling), '使用料' (Usage Fee), and '種別宅' (Type of Dwelling) again, listing specific housing units and their fees.

(裏面)

- 一 入居しようとするときは、市管財課管理係に連絡し、指定の期日までに、この許可書と米穀通帳とを管理者に提示して、本人であることを認めてもらってから入居して下さい。
- 二 入居できるものは申請許可になった者のみです。
- 三 同居の承認を得た者は、使用名義者が住宅を立ち退く場合は、必ず同時に立ち退かなければなりません。
- 四 入居の許可を受けた者以外の者に、住宅並びにこれに附随する諸物件を譲渡し又は転貸することは絶対にできません。
- 五 十五日以上住宅を空けるとき、又は住宅を立ち退くときは、前もって管理者に申し出て下さい。住宅の破損等についても管理者に連絡して下さい。
- 六 その他廣島市営住宅管理条例、同施行規則並びにこれに基づいてなされた指示、命令等は堅く守って下さい。
- 七 不正行為があると認められた時はこの許可を取消します。

(様式第三号)

Form for '式四収入 印紙貼付' (Form 4 Income Stamp Adhesive) with fields for '廣島市' (City of Hiroshima) and '町' (Town).

右住宅に入居すること(継続使用)を許可されましたについては、公営住宅法、同施行令、廣島市営住宅管理条例及び同施行規則を堅く遵守すること、勿論、万一家賃を滞納した場合は、連帯保証人において支払ひ致します。その他市の指示命令に従ひ、若し違反した場合は連帯保証人がすべてこの責任を負ひ、市の御処置について何等異議等を申

Table with 3 columns: '種別宅' (Type of Dwelling), '使用料' (Usage Fee), and '種別宅' (Type of Dwelling) for '皆実店舗住宅'.

Table with 3 columns: '種別宅' (Type of Dwelling), '使用料' (Usage Fee), and '種別宅' (Type of Dwelling) for '松原店舗住宅'.

Table with 3 columns: '種別宅' (Type of Dwelling), '使用料' (Usage Fee), and '種別宅' (Type of Dwelling) for '松原店舗住宅'.

Table with 3 columns: '種別宅' (Type of Dwelling), '使用料' (Usage Fee), and '種別宅' (Type of Dwelling) for '松原店舗住宅'.

(様式第四号)

Form for '市営住宅家賃延滞申請書' (Municipal Housing Rent Arrears Application Form) with fields for '住宅名' (Housing Name), '番号' (Number), '家賃' (Rent), and '延滞期間' (Arrears Period).

廣島市長 (氏名) 殿
各保証人の居住証明書内一人は市内に居住し、最近所得細証明書及び市民税を滞納していないことを証する書類を添付する。

右相違ありませんので家賃の延納を御願ひ致します。

昭和 年 月 日 使用名義者(氏) 名(印) 廣島市長(氏) 名(殿)

市営住宅家賃減免許可書 発行責任者管財課 住宅名 申請者(氏) 名(印) 昭和 年 月 日 廣島市長(氏) 名(印)

市営住宅同居承認申請書 現住所 同居しようとする住宅名 (現居住人員 人) 同居しようとする者の氏名 使用名義者 職業 同居しようとする理由

住宅管理者の意見及び同意氏名認印 家賃滞納の有無(係認印)

右御承認を得ました上は、廣島市営住宅管理條例、同施行規則その他市の指示命令は、堅く遵守致します。なお使用名義者が立退く場合は、必ず同時に立退きます。若し立退先がない場合は、使用名義者又は保証人において必ず同居者の身柄を引き取ることを誓約致します。よつてこの同居を御承認下さるよう申請致します。

申請者(氏) 名(印) 使用名義者(氏) 名(印) 保証人(氏) 名(印) 廣島市長(氏) 名(殿) 昭和 年 月 日

市営住宅加工承認申請書 加工の種類 構造(左記図面の通り) 坪 増設、加工を必要とする理由 (家賃滞納の有無 係認印)

住宅管理者の意見及び同意氏名認印 右御承認下さるよう、左記条件を遵守することを誓約致します

申請致します。

市の指示により撤去を要する場合及び住宅を立退く場合は、無条件で原形に復します。原形に復することができない場合は、無条件で市にこれを寄附致します。この場合市において如何な処分をされても絶対に異議要求等一切申し立てません。

住所(住宅名) 申請者(氏) 名(印) 住所 保証人(氏) 名(印) 廣島市長(氏) 名(殿)

Table with 10 columns and 10 rows for return reasons.

市営住宅継続使用申請書 住宅名 家族構成状況 同居者

市営住宅破損報告書 住宅名 破損状況 破損事由 破損月日 入居者の責による破損の場合賠償見込額 管理者の意見及び同意氏名認印

Table with 10 columns and 10 rows for tenant information.

市営住宅入居者名義変更承認申請書 住宅名 新名義人(旧名義人との続柄) 家賃滞納の有無(係認印)

市営住宅異動承認申請書 現住所 町 番地 方 方 転出(入)先 町 番地 方 方 転出(入)者 年令 使用名義者 職業 理由

市営住宅返還届 返還理由 返還年月日 昭和 年 月 日 増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置 移転先 府 郡 町字 番地 右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。

市営住宅加工承認申請書 新名義人(氏) 名(印) 旧名義人(氏) 名(印) 廣島市長(氏) 名(殿) 昭和 年 月 日

市営住宅返還届 返還理由 返還年月日 昭和 年 月 日 増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置 移転先 府 郡 町字 番地 右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。

市営住宅同居承認申請書 現住所 町 番地 方 方 転出(入)先 町 番地 方 方 転出(入)者 年令 使用名義者 職業 理由

市営住宅返還届 返還理由 返還年月日 昭和 年 月 日 増築若しくは現形変更又は同居者がある場合の措置 移転先 府 郡 町字 番地 右により市営住宅返還致しますから此の段御届します。

(様式第十二号)

第 号昭和 年月 日交付 (使用期間一ヶ年)

職名 氏名 年 月 日生

廣島市営住宅管理條例第二十五条の規定に基
 実地検査証
 廣島市長(氏名) 建設局管財課

(裏)
 この証票を携帯する者は、廣島市営住宅管理條例及び同施行規則により関係の物件又は書類を実地検査する資格を有するもので、その関係条文は、次の通りである。

廣島市営住宅管理條例抜すい

第二十五条 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅管理員若しくは特に指定した者に随時住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している住宅に立ち入りるときは、あらかじめ当該住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名称及び管轄区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月八日
 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十五号
 廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名称及び管轄区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

所の位置名称及び管轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

廣島市警察條例第九條による派出所及び駐在所の位置名称及び管轄区域等に関する規則(昭和二十四年十二月三十一日規則第六十号の二)の一部を次のように改正する。

東警察署の項の、駅前調査部長派出所の管轄区域の欄中「二葉の里」の下に「台屋町」を加え、同項の比治山本町巡查派出所の管轄区域の欄中「台屋町」を削る。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

廣島市食品衛生取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日
 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十六号
 廣島市食品衛生取扱規則の一部を改正する規則

廣島市食品衛生取扱規則(昭和二十五年六月十三日廣島市規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改め、同条第二項中「又は承認願」及び「又は様式第四号の二による承認印」を削り、同条第三項第一号中「休業した」を「休業する」に改める。

營業者は、食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下省令という)第二十一条の規定による届出をするときは、様式第三号により正副二通提出しなければならない。

様式第一号を次のように改め、様式第三号表題中「第一項」を、様式第三号の二及び様式第四号の二を、それぞれ削る。

決裁区分
 次長 年月日
 課長 年月日
 係長 年月日
 係員 年月日

(写) 別紙營業許可申請について下記写の通り副申請選してよろしいかどうか
 廣厚保第 号 昭和 年 月 日
 廣島市長 濱井信三 廣島市保健所長 廣島市長 濱井信三

別紙營業許可申請について実地調査の結果は下記のとおりでありますので副申請します

注意 意その他参考事項
 調査監視員氏名印

登過受理
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 廣島市指合厚簡第 号
 許可の有効期間 昭和 年 月 日

又營業所の所在地 廣島市長 濱井信三 殿
 又營業所の名称 右

申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日

營業許可(更新規)申請書(三)

許可
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 廣島市指合厚簡第 号
 許可の有効期間 昭和 年 月 日

所營業所の地
 營業所の種類
 營業内容

申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日

營業許可(更新規)申請書(二)

注意 意その他参考事項
 調査監視員氏名印

登過受理
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 廣島市指合厚簡第 号
 許可の有効期間 昭和 年 月 日

又營業所の所在地 廣島市長 濱井信三 殿
 又營業所の名称 右

申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日

營業許可(更新規)申請書(二)

注意 意その他参考事項
 調査監視員氏名印

登過受理
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 廣島市指合厚簡第 号
 許可の有効期間 昭和 年 月 日

又營業所の所在地 廣島市長 濱井信三 殿
 又營業所の名称 右

申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日

營業許可(更新規)申請書(二)

注意 意その他参考事項
 調査監視員氏名印

登過受理
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 廣島市指合厚簡第 号
 許可の有効期間 昭和 年 月 日

又營業所の所在地 廣島市長 濱井信三 殿
 又營業所の名称 右

申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日
 申請者の住所氏名生年月日

營業許可(更新規)申請書(二)

営業所平面図	
※月止 昭和 年 月 日	営業所附近百メートルの位置図
行政処分、その他事項	使用水

(四) 営業所平面図
 ① 三ヶ月以上休業したとき
 ② 休業中の営業を開始したとき
 ③ 営業を中止したとき

注意事項
 1. この許可証は見えずしるに必ず提示しておくこと
 2. この許可証の記載事項が変更した場合、速やかに届け出ること
 3. 左の各号の一に該当するときは、その事業の生じた日から十日以内に、その旨届出ること

営業所平面図	
※月止 昭和 年 月 日	営業所附近百メートルの位置図
行政処分、その他事項	使用水

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年七月十五日
 廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十七号

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則
 廣島市営住宅管理條例施行規則（昭和二十七年廣島市規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
 別表中の高須第三アパートの次に次のように加える。
 若草町第一アパート 一階四階 一、九五〇
 " 二階三階 二、〇〇〇
 " 三階三階 一、九五〇
 " 一階四階 一、九五〇
 " 二階三階 二、〇〇〇
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

公 示

廣島市告示第六十二号

昭和二十七年六月二十一日
 廣島市長 浜井信三
 左記の通り定例市議会を招集する。
 一 招集日時 昭和二十七年六月二十八日午前十時
 一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示第六十三号

建築基準法第五十四条に基づき左記のとおり公開による職開を行う。
 昭和二十七年六月二十一日
 廣島市長 浜井信三

記
 一 聴聞期日 昭和二十七年六月二十五日午後二時
 二 聴聞場所 廣島市基町一番地
 三 申請者住所 廣島市廣瀬元町一九一ノ四
 四 申請者氏名 齊藤清人
 五 建築場所 廣島市廣瀬元町一九一ノ四
 六 用途概要 印刷工場（用途変更）延二九〇四平方メートル

廣島市告示第六十四号

今回予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づき腸チフス、パラチフスの予防接種を左記の通り施行する。
 昭和二十七年六月二十七日
 廣島市長 浜井信三

実施要領

一 日 時 昭和二十七年七月二十五日
 二 時間 午後二時から午後七時まで
 三 場所 実施場所

月日	実施場所	月日	実施場所
七月七日	白島 尾長小学校 小学校	七月十七日	鞆町 鞆町小学校 母子寮
八日	青崎 矢賀小学校	十八日	木川 大芝小学校
九日	大河 楠那小学校	十九日	中島 江波小学校
十日	仁保 荒神小学校	二十日	舟入 江波小学校
十一日	宇品 比治山小学校	二十一日	古田 神崎小学校
十二日	千田 元宇品小学校	二十二日	南観音 草津小学校
十三日	段原 皆実小学校	二十三日	南観音 草津小学校
十四日	千田 元宇品小学校	二十四日	天満 己斐小学校
十五日	牛田 三篠小学校	二十五日	銀竹 似島小学校
十六日	袋町 竹屋小学校		

四 料 金 一回 十円
 五 接種を受ける人 三才から六十才までの者。

但し昨年完了した者は一回接種
 昨年未完了の者は三回接種（一週間を隔）
 六 受けなくてよい人 有熱患者 心臓並びに血管系 腎臓その他内臓に異常のある者等

廣島市告示第六十五号

廣島市牛田町石井好敏外一五〇一件に対する昭和二十七年年度期収入自転車税、荷車税の督促状、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条並びに市税条例第十一条の規定により公示す。
 昭和二十七年六月二十七日
 廣島市長 浜井信三

廣島市告示第六十六号

昭和二十七年六月三十日
 廣島市長 浜井信三
 漂流物拾得について
 左記のものについて拾得の届出があったから心当りの方は、廣島市役所社会課まで申し出られたい。

- 一 拾得物件 ラッシャー一号ボート一隻 オール二本
- 二 拾得場所 廣島市庚午第七中学校沖
- 三 拾得月日 昭和二十七年五月二十日
- 一 拾得物件 木造漁船（淮水後約五年経過）幅三尺、長さ十八尺深さ一尺 櫓一挺（中頃を接木しあり）
- 二 拾得場所 安芸郡矢野町製鋼所沖
- 三 拾得月日 昭和二十七年六月九日
- 一 拾得物件 伝馬船長サ三間、巾二間櫓一丁
- 二 拾得場所 佐伯郡大柿町柿浦港
- 三 拾得月日 昭和二十七年六月十四日午前十時

廣島市告示第六十七号

六月三十日市議会の議決を経た昭和二十七年年度廣島市歳入出予算追加更正の要領は次の通りである。
 但し、この予算は、即日これを施行する。
 昭和二十七年六月三十日
 廣島市長 浜井信三

- 一、市 税 金七億四千四百九拾八万六千九百拾参円
- 一、普通税 金七億四千四百九拾八万六千九百拾参円
- 二、公企業及財産収入 金八拾七万七千六百四拾参円
- 三、公債収入 金五拾四万七千五百四拾参円
- 四、財産収入 金壹億零千四百拾参万七千六百五拾式円
- 五、使用料及手数料 金参千八百参万七千四百拾参円
- 六、国庫支出金 金四億八千参百万四千七百七拾式円
- 一、国庫補助 金四億八千式百六拾八万 参千六百七拾五円
- 七、県支出金 金九百六拾四万九千九百六拾七円
- 二、補助金 金九百四拾八万九千九百六拾七円
- 十一、雑収入 金参千参百万四拾四万九千九百五拾八円
- 六、雑 入 金貳千四拾八万六千貳円
- 歳入合計 金拾九億参千四百五拾万八千八百参円
- 出
- 二、役所費 金貳億五千四百参万零千七百七拾六円
- 一、役所費 金貳億貳千九拾七万七千四百八拾参円
- 四、警察消防費 金貳億八百万四千八百五拾貳円
- 二、消防費 金六千六百九拾五万七千円
- 五、土木費 金壹億四千貳百四拾貳万 四千四百九拾八円
- 四、港灣維持修繕費 金壹千六百六拾九万九千四百八拾四円
- 七、社会労働施設費 金四億五千八百八拾六万参百八拾貳円
- 三、福祉費 金七拾六万五千五百円

七、厚生諸費 金五百九拾貳万零千参百円
 十五、身体障害者福祉費 金拾九万
 十八、援護費 金百貳万五千元
 十九、傷兵軍人等援護費 金七拾五万零千元
 九、産業経済費 金四千六百八拾参万参千参百九元
 九、土地改良費 金参百参拾五万八千円
 十四、輸送費 金九百四拾万円
 一、輸送費 金九百四拾万円
 十七、諸支出金 金百億七百拾八万八千貳百九拾円
 七、雑支出 金百億貳百四拾五万六千円
 十一、広報費 金八拾七万参千貳百八拾円
 十五、戸籍住民登録費 金四百四拾四万四千円
 歳出合計 金拾九億参千四百五拾万八千八百参円
 歳入出差引当金なし

三十一、換地予定地変更及び未指定地補充換地予定地指定
 第三十一回換地予定地変更指定、第二十二回未指定地補充換地予定地指定、第八回換地指
 定取消の指巻について
 一、換地予定地変更及び未指定地補充換地予定地指定
 1. 広島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行に
 伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を經
 て、換地予定地が変更並びに補充することに決定した
 から、関係者は東部復興事務所にて詳細告知されたい。
 2. 土地所有者に対する換地予定地の指定通知書は、土
 地所有権を提出済の者にはのみ送達する。なお土地所有
 権を未だ提出していない者は、至急提出されたい。
 3. 今回発表の土地を、売買又は譲渡するときは、事前
 に必ず東部復興事務所と協議の上取運び願いたい。
 万一連絡がない場合は、決定した換地取消すること
 なることがあるから、是非連絡方実行されたい。

4. 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他
 の権利については、追って指定する。
 一、第三十一回換地予定地変更指定
 別紙記載の通り
 二、第二十二回未指定地補充換地予定地指定
 別紙記載の通り
 一、換地予定地取消
 広島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行に伴い
 先に指定した左記の換地予定地は、土地区画整理委員
 会の諮問を經て取消することに決定したから、関係者は東部
 復興事務所にて詳細告知されたい。

町名	地番	氏名	町名	地番	氏名
石見	一八七八一	富士見	石見	四四ノ一外二筆	久保田忠次
大手町七丁目	五二ノ一五	大和	六四〇ノ八	三浦秋義	岡田信子
昭和三	四三三ノ一	東千田	二四外二筆	石田一武	三浦秋義
昭和三	二六四ノ六外二筆	南竹屋	八二八ノ四	本田寛六	明藤次郎
千田町三丁目	七三〇ノ三四外三筆	平野	七三〇ノ一外一筆	川崎正造	永井三郎
昭和三	三三三ノ三外一筆	昭和三	四八二ノ四外一筆	田部正夫	浪岡治一
昭和三	五四ノ一	鶴見	二二ノ七	三浦良男	田部正夫
上流川	二二ノ七	下中	三九ノ八外二筆	日本天主教 島井昌 日本興 株式会 加登照康	田部正夫
八丁堀	三〇四ノ一	富士見	一〇三ノ四外三筆	松古栄蔵	二川栄蔵
昭和三	五四ノ一五	昭和三	一〇三ノ四外三筆	小高一男	橋高一名
国泰寺	三ノ七外一筆	大手町八丁目	一四一ノ一〇	吉岡廣夫	中平順一
昭和三	一四一ノ九	同	一四一ノ八	平上順一	平上順一
同	一四一ノ七	同	一四一ノ七	同	同
白島中	一四一ノ六	同	四八六ノ一	松岡正二	松岡正二
鶴見	四九ノ五外一筆	白島東中	四九ノ六	二宮俊二	戸上舜吾
白島東中	四九ノ六	同	六八ノ四外一筆	武中丈一	武中丈一
白島中	六八ノ二	同	三二ノ三外一筆		
白島西中					

町名	地番	氏名	町名	地番	氏名
白島西中	八ノ二外一筆	井上舜吾	白島東中	五ノ六外一筆	大林組
二葉ノ里	四八ノ一	岡本文之	比治山本	一〇八〇ノ一外二筆	二井谷為助
同	四八ノ四外一筆	中島利男	千田町二丁目	六六二ノ二外二筆	藤田利平
東白島	七〇ノ二外二筆	信和建設株式会社	千田町三丁目	八八九ノ四外二筆	寺岡佐吾一
白島東中	四四ノ一外一筆	岩田義樹	白島東中	三ノ一	安田高等女学校
白島東中	三六ノ四	深井利三郎	的場	五八ノ一	大長ハナ子
東白島	八八ノ八	藤田彌太郎	宝魚場	四〇〇ノ五	渡辺亮治郎
白島東中	五ノ八	宮本鉄雄	同	二八七ノ二	同
同	五ノ九	葛原拓造	同	四四四ノ四	同
同	五九ノ二	日本興業会社 広島降臨教会	同	五二ノ五外一筆	同
同		高橋岩男	千田町二丁目	四ノ九	同
同		千代田銀行	同	四ノ二	同
同		三菱電気株式会社	同	四四五ノ五外一筆	同
同		児玉得平	同	八二七ノ一外二筆	同
同		山崎儀介	同	五二ノ二外一筆	同
同		山崎博士	同	八〇二ノ七	同
同		広島市 (札幌小学校)	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		小俣利輔	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		中国電力株式会社	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		角田政雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		郵政省(貯金局)	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		中村繁穂	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		佐伯仁藏	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同		山田仁雄	同	一一〇九ノ二外一筆	同

町名	地番	氏名	町名	地番	氏名
白島東中	五ノ六外一筆	大林組	白島東中	五ノ六外一筆	大林組
比治山本	一〇八〇ノ一外二筆	二井谷為助	比治山本	一〇八〇ノ一外二筆	二井谷為助
千田町二丁目	六六二ノ二外二筆	藤田利平	千田町二丁目	六六二ノ二外二筆	藤田利平
千田町三丁目	八八九ノ四外二筆	寺岡佐吾一	千田町三丁目	八八九ノ四外二筆	寺岡佐吾一
白島東中	三ノ一	安田高等女学校	白島東中	三ノ一	安田高等女学校
的場	五八ノ一	大長ハナ子	的場	五八ノ一	大長ハナ子
宝魚場	四〇〇ノ五	渡辺亮治郎	宝魚場	四〇〇ノ五	渡辺亮治郎
同	二八七ノ二	同	同	二八七ノ二	同
同	四四四ノ四	同	同	四四四ノ四	同
同	五二ノ五外一筆	同	同	五二ノ五外一筆	同
千田町二丁目	四ノ九	同	千田町二丁目	四ノ九	同
同	四ノ二	同	同	四ノ二	同
同	四四五ノ五外一筆	同	同	四四五ノ五外一筆	同
同	八二七ノ一外二筆	同	同	八二七ノ一外二筆	同
同	五二ノ二外一筆	同	同	五二ノ二外一筆	同
同	八〇二ノ七	同	同	八〇二ノ七	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同
同	一一〇九ノ二外一筆	同	同	一一〇九ノ二外一筆	同

鉄砲町	二四ノ一外七筆	廣島食糧株式会社	千田町三丁目	八二八ノ四八外三七筆	廣島電鉄株式会社
尾長町	二四八外二筆	林甚吉郎	皆実町二丁目	二六四ノ一外一三筆	廣島電鉄株式会社
入丁堀	一ノ四外一四筆	清水組	皆実町一丁目	一九三六外三四筆	廣島瓦斯株式会社
白島九軒町	一六四ノ一外三筆	宝院	同 町	一九二三外三筆	同 省
白島西中町	二九ノ一外三筆	小田太一	同 町	一九二七ノ一外二筆	同 省
白島中町	五七ノ一外二筆	中田村	平野町	七三六ノ五外六筆	藤田組
若草町	一六外一筆	今田庫吉	白島東中町	三六ノ一	片岡静一
雑魚場町	二〇四六ノ一	渡辺忠夫	同 町	二、第二十二回未指定地補充換地予定地指定	氏名
新川場町	二九八ノ七外四筆	本照寺	町名		番
白島西中町	四三外八筆	飯田周一	中島本町	一七ノ一外一筆	浜岡外一名
大須賀町	一一〇四ノ一外二筆	廣島銀行	大手町八丁目	七七ノ一外一筆	廣島市
大手町八丁目	六六ノ二	八幡ミツ子	鉄砲町	一五二	同 市
同 町	一一ノ一外二筆	日本医療団	白島北町	一番地外二ヶ町	大藏省
同 町	四二ノ一	海雲寺	同 町	一五六筆	人 事 院
同 町	四五	正清院	同 町	一ノ内	廣島通商産業局
同 町	三三〇ノ一外一筆	廣島県教育会	同 町	右同	廣島法務局
同 町	二九八ノ一〇外二筆	地方職員共済組合	同 町	右同	廣島拘置所
同 町	六	我善寺	同 町	一ノ内	郵政省
新川場町	六	光岡久二	同 町	二外二筆	大藏省(特審局)
大手町七丁目	三三ノ三	妙慶院	同 町	五八五外一筆	廣島高等裁判所
新川場町	三三ノ三	内務省(妙慶院)	同 町	五外二筆	郵政省
同 町	二	古川千代吉	同 町	三外三筆	廣島高等検察庁
同 町	二四外一筆	小売商業組合連合会	同 町	一ノ内外八筆	大 藏 省
同 町	二	丸広産業株式会社			
富士見町	三八ノ二外二筆	丸川株式会社			
大須賀町	一〇七三ノ一外四筆	丸川株式会社			
千田町三丁目	八八二ノ一	吉村克俊			
西白鳥町	九七ノ二	香川卯八			
松原町	一〇五六ノ一	原九造			
小野町	一ノ三外二筆	浅野長武			
平野町	七三六ノ一外二筆	藤田一郎			

指定番号	工事店名並びに代表者名	給水装置技術者	摘 要
第三十三号	株式会社 長沼電業社	田頭一男	廣島市 下中町三番地
第三十四号	大信工業株式会社	森岡正男	廣島市 東白鳥町一九五番地
第三十五号	花川設備工業株式会社	久保木充	廣島市 一丁目二番地

廣島市指定水道工事店の新規指定店
 昭和二十七年七月十日
 廣島市長 浜井信三

工事店並びに代表者名	給水装置技術者	摘 要
三木工業株式会社 三木泰次郎	柏木 研一	廣島市鉄砲屋町三八番地 (既指定水道工事店)
真光工業所 真光 正登	広川 研一	廣島市皆実町一丁目一三六番地 (既指定水道工事店)
株式会社 長沼電業社 長沼 鶴治	田頭 一男	廣島市下中町三番地 (新規指定水道工事店)

廣島市指定水道工事店の給水装置技術者
 昭和二十七年七月十日
 廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十一号
 左記建物を、一般競争入札の方法をもって、売却するから入札希望者は、次の事項通知の上、入札書を差出された。

昭和二十七年七月十四日
 廣島市長 浜井信三

売却物件所在地
 廣島市西観音町二丁目二七番地の二

売却物件
 西観音町市営住宅木造波形鉄板葺平家建九戸建、建坪七十二坪

入札日時
 昭和二十七年七月十八日午前十時

入札場所
 廣島市役所建設局管財課

開札保証金
 入札金額の百分の五以上

売却物件の下見日時
 昭和二十七年七月十七日午前十時

（市内観音町バス停留場に集合のこと）

廣島市告示第七十二号
 廣島市荒神町楠松外三、六九三件に対する、昭和二十七年第一期市民税の徴税令書、住所不名のため送達不能になお入札に関する諸規定その他必要な書類は廣島市建設局管財課において熟読の上、入札に参加されたい。

廣島市告示第六十九号
 建築基準法第五十四条に基き左記のとおり公開による職開を行う。

昭和二十七年七月一日
 廣島市長 浜井信三

つき、地方税法第二十條並びに市税条例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年七月十六日
 廣島市長 浜井信三

廣島市告示第七十三号
 左記に対する昭和二十六年度、不動産差押調書、住所不明のため送達不能につき地方税法第二十條並びに市税条例第十一條の規定により公示す。

昭和二十七年七月十七日
 廣島市長 浜井信三

廣島市山口町二七一
 草田建設工業株式会社

廣島市荒神町二四
 迫 清 子

訓 令

廣島市訓令第四十二号
 廣島市競輪競馬事務局規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十一日
 廣島市長 浜井信三

廣島市競輪競馬事務局規程
 第一条 この規程は、廣島市競輪競馬事務局条例（昭和二十七年六月五日廣島市条例第四十六号）第五條の規定に基き、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 廣島市競輪競馬事務局（以下「事務局」といふ。）は、当分の間、廣島市千田町二丁目一に置く。

第三条 事務局に、左の係を置く。

一 庶務係
 二 業務係

第四条 前条各係の分掌事務は、次のとおりとする。

廣島市訓令第四十三号
 廣島市災害対策委員会規約（昭和二十三年十一月二十五日訓令第五十七号の二）は、廃止する。

昭和二十七年六月二十一日
 廣島市長 浜井信三

廣島市訓令第四十五号
 廣島市臨時伝染病防疫専断規程を次のように定め昭和二十七年六月一日から適用する。

公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	印材個数
局長印	（）	三〇	事務局長名をもち事務局長名をもつて発する文書	木印 一
局長印	（）	二五	事務局長名をもち事務局長名をもつて発する文書	木印 一

一 予算、その他整理に関すること。

二 各種印刷物の調製並びに資材及び物品の調達受払に関すること。

三 文書の收受、発送に関すること。

四 局の庶務に関すること。

五 その他他の主管に属しないこと。

業務係
 一 競輪競馬の企画実施に関すること。

二 競輪競馬の宣伝に関すること。

第五条 事務局に、左の公印を置く。

廣島市競輪競馬事務局
 局長印

廣島市競輪競馬事務局
 局長印

廣島市競輪競馬事務局
 局長印

昭和二十七年六月三十日 廣島市長 浜井信三

第一条 伝染病の多発にそなへ防疫の強化をはかるため、廣島市臨時伝染病防疫対策部(以下対策部という)を置く。

第二条 対策部は、廣島市役所内に設置する。

第三条 対策部の組織は、次の通りとする。

- 対策部長 若干名
対策副部長 若干名
班長 若干名
副班長 若干名
班員 若干名
対策部長は、部務を統轄する。
対策副部長は、対策部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代理する。
各班長は、対策部長の指揮をうけ、防疫に従事する。
各副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。
班員は、上司の指揮をうけ、班務に従事する。
第四条 対策部の構成員は、次の通りとする。
一 対策部長 担当助役
二 対策副部長 厚生局長
三 対策部付 舟入病院長
一 防疫班長 保健所長
二 防疫副班長 保健所

一 衛生班長 保健所 予防課予防係長
二 衛生副班長 保健所 衛生課長
三 施設班長 保健所 衛生課環境衛生係長
四 施設副班長 保健所 衛生課食品防疫係長
五 医療救護班長 保健所 衛生課保健係長
六 医療救護副班長 保健所 衛生課保健係長
七 清掃班長 衛生課 清掃係長
八 清掃副班長 衛生課 普及課長
九 広報班長 保健所 普及課衛生教育係長
十 治療班長 舟入病院 舟入病院副院長
十一 治療副班長 舟入病院 衛生試験室長
十二 検査班長 保健所 衛生試験室細菌検査係長
十三 検査副班長 保健所

第五条 各班の分掌事務は次の通りとする。

- 一 庶務班 庶務整理に関する事。
二 連絡事項に関する事。
三 他の班の主管に属しない事項に関する事。
防疫班
一 患者の収容に関する事。
二 患者の消毒に関する事。
三 保病者検索に関する事。
四 疫学調査に関する事。
衛生班
一 環境衛生に関する事。
二 食品衛生に関する事。
三 清掃班 病院及び隔離所の設置並びに運営に関する事。
四 広報班 予防広報に関する事。
五 医療救護班 一 医療救護に関する事。
二 治療班

一 治療に関する事。
二 細菌検査に関する事。
六条 この規程施行に關し必要な事項は、対策部長が定める。

廣島市訓令第四十六号 庁中一般

廣島市職員身元保証規程を次のように定める。
昭和二十七年七月一日 廣島市長 浜井信三

第一条 この規程は、市長の事務部に勤務する一般職に属する職員的身元保証について定める事を目的とする。
第二条 職員として採用された者は、その日から十日以内に保証人二人連帯の別記様式による身元保証書一通を市長に提出しなければならない。
第三条 保証人は、本市に在住し、独立の生計を営む成年者で、確実な所得又は資産を有する者であつて、市長が適当と認める者でなければならない。但し、やむを得ないときは、そのうちの一人は、市外在住者をもつて充てることができる。
第四条 身元保証契約の期間は、三年とする。
第五条 職員は、保証人が第三条に定める要件を欠くに至つたとき又は前条に定める契約期間が満了したときは、第二条の規定に準じあらたに身元保証書を提出しなければならない。

附則
この訓令施行の日において現に職員である者は、この訓令施行の日から一箇月以内に、この訓令に定める身元保証書を提出しなければならない。
別記様式
二円の収入印紙をはり、消印する。 身元保証書

本住所 廣島市
一 廣島市小町 中国電力株式会社 西営業所 長
二 廣島市小町 中国電力株式会社 東営業所 長
三 廣島市南竹屋町 中国電力株式会社 東営業所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。
昭和二十七年七月十日 廣島市公安委員会

昭和二十七年七月十日 廣島市長 浜井信三

右の者廣島市職員として在職中は、本人の身分上に関し、一切の事を保証人において引き受け、故意又は過失によつて市に損害を及ぼした場合は、指示に従つて保証人において連帯賠償の責を果します。

なお、本人退職後であつても、在職中の行為によつて市に損害を及ぼした場合は、また、同様にその責を果します。

- 昭和二十七年七月十日
本住所 廣島市
一 廣島市小町 中国電力株式会社 西営業所 長
二 廣島市小町 中国電力株式会社 東営業所 長
三 廣島市南竹屋町 中国電力株式会社 東営業所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。
昭和二十七年七月十日 廣島市公安委員会

職名 氏名
右の者廣島市職員として在職中は、本人の身分上に関し、一切の事を保証人において引き受け、故意又は過失によつて市に損害を及ぼした場合は、指示に従つて保証人において連帯賠償の責を果します。

廣島市長
この職員は、現金又は物品を取り扱ふ者で、(該当のもの)
ある
ない
保証人の氏名
所得の種類及び金額
資産の種類及び金額
確認の印

廣島市訓令第四十七号の二

廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。

- 一 住民登録に關すること
二 主要食糧の配給に關すること
三 人口異動の集計及び報告

廣島市訓令第五十号
廣島市文書取扱規程(昭和二十七年廣島市訓令第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月十日 廣島市長 浜井信三

- 一 出産及び死亡届の受付並びに火葬認許証の交付
二 水道の使用及び故障修理の受付
三 住民票の閲覧並びに謄抄本及び証明その他の証明の交付
四 事業内容証明に関する事
五 徵稅令書その他通知書等の配布
六 其の他特に命ぜられたこと

廣島市訓令第五十一号
廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月二十一日 廣島市長 浜井信三

廣島市公安委員会告示第十五号
緊急自動車指定について
一 廣島市南竹屋町
中国電力株式会社 東営業所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。

廣島市公安委員会告示第十六号
緊急自動車指定について
一 廣島市小町
中国電力株式会社 西営業所 長
右申請に係る標記の件道路交通取締令第十九条に基き緊急自動車として左記の通り条件を附して指定する。
昭和二十七年七月十日 廣島市公安委員会

指定自動車
一 九五〇年式トヨペット
二 四輪車、貨物乗車
三 緑色
四 公共用急務作業の為災害現場へ急拠赴く際

指定自動車
一 九五〇年式トヨペット
二 小型自動四輪車、貨物乗車
三 緑色
四 公共用急務作業の為災害現場へ急拠赴く際

廣島市公安委員会告示第十七号
道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に關する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月十日 廣島市公安委員会

一 の8を次のように改正する。
8 廣島市草野町一六番地先より同市堀川町七九番地先を經て同市八丁堀七三番地先(含同市堀川町八番地先より以西、同市堀川町四七番地先より以西各々金座街に至る間)に至る車馬(但し自転車を除く)の通行禁止
(一)十一月一日より五月三十一日まで

種別	件数	出生		死亡		離婚	婚姻	最大	最上一日分	前年同差	増(減)引	摘要
		男	女	男	女							
出生計	1,011	547	464	101	101	11	11	11	11	11	11	出生計1,011人(男547人、女464人)
死亡計	1,011	547	464	101	101	11	11	11	11	11	11	死亡計1,011人(男547人、女464人)
離婚	11											離婚11件
婚姻	11											婚姻11件

戸籍上の市勢について(昭和二十七年六月)

一、市内の出生と死亡から見た増(減)数 男26人 女21人 計47人
平均6.2人

一、前年同上 男25人 女21人 計46人 平均6.5人
一、謄抄本作成枚数 謄抄本 従事人員延び一人 一日平均
謄抄本 一人平均5.6枚

一、失期件数 内訳 出生3 死亡2 離婚2 後見
終了

一、()内は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送
届出たもの

一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日その他は二十五日分
で計算したもの

出限所別	人口	同上前月の比較	世帯
牛田	9,416	三〇四	二,三八六
尾長	一三,八六一	一,一五	三,三〇四
青崎	九,七四七	九	二,三〇四
段原	二一,六四七	七	五,七二一
比治山	一七,五九七	五二	四,二七四
仁保	五,八五五	七	一,五〇四
大河	一,四七四	二	二八七
皆実	一七,〇八三	△	四,九一〇
宇品	二五,〇四五	△	六,四九三
似島	二,一八二	△	四九六
基町	二九,〇八七	△	七,五二四
元中央	四〇,八二二	三〇四	一〇,五二一
十日市	二一,六八八	六九	五,四一九
舟入	一四,七五三	九	三,七七九
鏡音	一九,四四五	一四	四,六二五
斐波	一七,六七九	三	四,二九
三津	一三,五五二	△	三,三三七
計	三二〇,一七二	△	八八,七八

一、請第十九号 比治山保勝協会に対し季節管理権及び助成金下附について 沼保 閉会中審査

(六月三十日)

一、第七十三号議案 昭和二十七年広島市才入出算追加更正
広島市職員定数条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十五号議案 広島市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十六号議案 広島市証明及び関税手数料条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十七号議案 広島市印鑑条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第七十八号議案 広島市住民登録施行条例制定について 原案可決

一、第七十九号議案 職員の分限に關する手続及び効果に關する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第八十号議案 財産の取得について 原案可決

一、第八十一号議案 契約締結の承認について 原案承認

一、第八十二号議案 昭和二十七年における広島市の公務員に対する夏期手当の支給に關する条例制定について 原案可決

二葉の里下水溝整備について

建設委員会付託

(七月一日)

一、第八十六号議案 広島市警察官じゆつ条例制定について 原案可決

二葉の里下水溝整備について 採 択

一、請第二十四号

執行委員長 鈴木正道
副委員長 田辺正道

書記長 岩村政太郎
書記次長 井常吉
執行委員 岩村政太郎 吉田 当選
監査委員 宮重安 水野 幸逸 幸克
監査委員 宮重安 水野 幸逸 幸克

二 事務所所在地 広島市雄魚場町三三〇番地 教育会館内

地方公務員法及び職員団体の登録に關する条例の規定に適合する職員団体として次のおり広島市高等学校教職員組合を登録した。

一 登録番号 第三号

二 職員団体の名 広島市高等学校教職員組合

三 事務所の所在地 広島市舟入川口町 舟入高等学校内

四 業務 組合員の生活の安定、地位の向上並びに教育民主化の達成を期し組合員の人格、識見の向上を図り、文化の進展に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため次の事業を行う。

1 広島市教育委員会並びに広島市当局等との交渉に關すること。

2 組合員の生活の安定、福利厚生に關すること。

3 教育行政並びに学校運営の民主化に關すること。

4 教育についての研究並びに活動に關すること。

5 他の諸団体との連絡提携に關すること。

6 その他この組合の目的達成に必要なこと。

五 役員
執行委員長 上野 隆
副委員長 小川 泰
書記長 永井 幸
執行委員 近宅 正幸
委員 山崎 勇 保山 正幸 堀明

出限所別	人口	同上前月の比較	世帯
草津	三二〇,一七二	△	八八,七八
己斐	一七,六七九	△	四,二九
鏡音	一九,四四五	一四	四,六二五
舟入	一四,七五三	九	三,七七九
十日市	二一,六八八	六九	五,四一九
元中央	四〇,八二二	三〇四	一〇,五二一
基町	二九,〇八七	△	七,五二四
似島	二,一八二	△	四九六
宇品	二五,〇四五	△	六,四九三
皆実	一七,〇八三	△	四,九一〇
大河	一,四七四	二	二八七
仁保	五,八五五	七	一,五〇四
比治山	一七,五九七	五二	四,二七四
段原	二一,六四七	七	五,七二一
青崎	九,七四七	九	二,三〇四
尾長	一三,八六一	一,一五	三,三〇四
牛田	九,四一六	三〇四	二,三八六
計	三二〇,一七二	△	八八,七八

庶務係長

廣島市報

No. 76

発行
昭和27年8月20日
(水曜日)

電話

中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七一	中三七二	中三七三	中三七四	中三七五	中三七六	中三七七	中三七八	中三七九	中三八〇	中三八一	中三八二	中三八三	中三八四	中三八五	中三八六	中三八七	中三八八	中三八九	中三九〇	中三九一	中三九二	中三九三	中三九四	中三九五	中三九六	中三九七	中三九八	中三九九	中四〇〇
中三五二	中三五三	中三五四	中三五五	中三五六	中三五七	中三五八	中三五九	中三六〇	中三六一	中三六二	中三六三	中三六四	中三六五	中三六六	中三六七	中三六八	中三六九	中三七〇	中三七一	中三七二	中三七三	中三七四	中三七五	中三七六	中三七七	中三七八	中三七九	中三八〇	中三八一	中三八二	中三八三	中三八四	中三八五	中三八六	中三八七	中三八八	中三八九	中三九〇	中三九一	中三九二	中三九三	中三九四	中三九五	中三九六	中三九七	中三九八	中三九九	中四〇〇

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

【目次】

- 條 例 廣島市税條例の一部改正……………一頁
- 廣島市消防等賞じゆつ條例……………二
- 規 則 廣島市財政調査委員會規則の一部改正……………二
- 廣島市管理條例施行規則の一部改正……………二
- 廣島市中央卸賣市場運営委員會規則……………二
- 社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例施行規則……………四

○告 示

- 定例市議會招集について……………六
- 公示送達について……………六
- 公示送達について……………六
- 公示送達について……………六
- 昭和三十七年度廣島市歳入歳出予算追加について……………七
- 換地予定地指定の公示送達について……………七
- 不動産公賣公告について……………八
- 不動産公賣公告について……………八
- 建築許可申請に関する公開聴聞について……………九

○訓 令

- 廣島市役所出張所規程の一部改正……………九
- 廣島市消防表彰審査委員會規程……………九

廣島市図書室規程……………一〇
社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長專決規程……………一〇

○選舉管理委員會告示

- 市議會議決事件について……………一〇
- 出張所管区域別人口状況について……………二〇
- 戸籍上の市勢について……………二〇

○條 例

廣島市税條例の一部を改正する條例をここに公布する。
昭和二十七年八月二日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市條例第五十七号

廣島市税條例の一部を改正する條例
廣島市税條例昭和二十五年八月三十日廣島市税條例第二十九号の一部を次のように改正する。
廣島市税條例目次中「第六節廣告税（第百五條―第百十八條）及び「第七節接客人税（第百十九條―第百二十五條）」を削る。
第三條中第六号及び第七号を削る。
第十八條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項（用）

2 前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第十一條の二の規定の適用を受ける者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く。）を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に市民税を課する。
第二十三條中「同法第四十九條第五項」を「同法第四十九條第六項」に改める。
第二十六條第一項第三号を次のように改める。
三 所得税法第十一條の二第一項後段の規定の適用を受ける者でその者と生計を一にする配偶者その他の親族の經營する事業から受ける所得以外の所得を有しない者（前号に掲げる者を除く。）三百円
第三十二條の七第二項の次に次の一項を加える。
3 第八條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合において、当該徴収猶予を受けた税額に、その徴収猶予を受けた期間に應じ、当該税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）に於いて「日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。
第三十五條の次に次の一條を加える。
（昭和二十七年度分の市民税に係るこの條例の規定の適

第三十五條の二 昭和二十七年分の市民税に限り第二十三條中「同法第四十九條第六項」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第五十三号)による改正前の所得税法第四十九條第五項」と読み替えるものとする。

第六十二條中「(法第四百二十九條の規定の適用がある場合を含む。)(を)」(法第四百二十九條及び法第四百二十九條の二の規定の適用がある場合を含む。)(を)」に、「三十日」を「四十日」に、「五十日」を「六十日」に、「四十日」を「六十日」に改める。

第二章第六節及び同章第七節を削る。

附則

1 この條例は、公布の日から施行し、廣告税及び接客人税に関する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年分分から適用する。この場合において、年税である廣告税にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

2 昭和二十六年分以前の市税(廣告税及び接客人税にあつては昭和二十七年六月三十日までの分)については、なお従前の例による。

廣島市消防等賞、じゅつ、金授與の要件

昭和二十七年八月五日

廣島市長 浜井信三

廣島市條例第五十八号

廣島市消防等賞、じゅつ、金授與の要件

(この條例の主旨)

第一條 廣島市の消防吏員、消防團員及び廣島市災害対策規則(昭和二十七年廣島市規則第四十七号)に基く災害対策に従事する者(以下「災害対策従事者」という。)の賞、じゅつ、金授與については、別に定めるものの外、この條例の定めるところによる。

(賞、じゅつ、金授與の要件)

第二條 消防吏員、消防團員及び災害対策従事者が、災厄を被ることを予断できずにかかわらず、これをかえりみることをなくその職務を遂行したことによつて災害を受け、そのため不具廢疾となり、又は死亡した場合においては、賞、じゅつ、金を授與することができる。

(賞、じゅつ、金の種類及び金額)

第三條 賞、じゅつ、金の種類及び金額は、左の通りとし、別表の定めるところにより授與する。

一 殉職者賞、じゅつ、金

この額は、百万円以下とし、功績の程度及び扶養家族(一般職の職員の給與に関する條例(昭和二十六年三月三十日廣島市條例第六十二号)第九條第二項各号に掲げる者の例による。以下同じ。)の状況によつて定める。

二 不具廢疾者賞、じゅつ、金

この額は、百万円以下とし、功績及び不具廢疾の程度並びに扶養家族の状況によつて定める。この場合、不具廢疾とは、廣島市職員公務災害補償條例(昭和二十六年八月十一日廣島市條例第二十号)別表第一の第八級以上の身体障害を指し、その程度は、同表の等級の区分により定める。

(殉職者賞、じゅつ、金の授與の対象)

第四條 殉職者賞、じゅつ、金は、殉職者の遺族に授與するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、廣島市職員公務災害補償條例第十三條及び第十四條の例による。

(賞、じゅつ、金の授與者)

第五條 賞、じゅつ、金の授與は、市長が行う。

(審査)

第六條 賞、じゅつ、金の授與については、廣島市賞、じゅつ、金審査委員会を設けなければならない。

(委任規定)

第七條 この條例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

廣島市長 浜井信三

別表

功績の程度	金額
(イ) 功績が著しいもの	一、〇〇〇、〇〇〇円
(ロ) 功績が著しいもの	七五〇、〇〇〇円
(ハ) 功績が著しいもの	五〇〇、〇〇〇円

この條例は、公布の日から施行する。

別表

功績の程度	金額
第一級	一、〇〇〇、〇〇〇円
第二級	七〇〇、〇〇〇円
第三級	五〇〇、〇〇〇円
第四級	三〇〇、〇〇〇円
第五級	二〇〇、〇〇〇円
第六級	一〇〇、〇〇〇円
第七級	五〇、〇〇〇円
第八級	二〇、〇〇〇円

1 この表の等級又は金額の決定については、廣島市職員公務災害補償條例第十條第二項から第五項までの規定の例による。

2 扶養家族が二人以上のときは、一人をこえる扶養家族が五人に至るまでは、一人につき(イ)に相当するときは四〇、〇〇〇円、(ロ)に相当するときは三〇、〇〇〇円、(ハ)に相当するときは二〇、〇〇〇円をそれぞれ増額する。但し、この表の額と合して一、〇〇〇、〇〇〇円をこえることはできない。

規則

廣島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月二十八日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十八号

廣島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則

廣島市財政調査委員会規則(昭和二十七年廣島市規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「三分の二以上」を「二分の一以上」に改める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月三十一日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第五十九号

廣島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則

廣島市営住宅管理條例施行規則(昭和二十七年廣島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中の二葉の里住宅の次に次のように加える。

庚午浜町應急住宅一の一	七〇四〇〇
一号自二至七	九〇、〇〇〇
一号自八至九	七〇、〇〇〇
一号自一〇至一五	九〇、〇〇〇
一号の一六	七〇、〇〇〇
二号の一	七〇、〇〇〇
二号自二至七	九〇、〇〇〇
二号自八至九	七〇、〇〇〇
二号自一〇至一五	九〇、〇〇〇
二号の一六	七〇、〇〇〇
三号自一至四	一〇〇、〇〇〇
四号自一至一二	一二〇、〇〇〇
五号の一	七〇、〇〇〇
五号自二至五	九〇、〇〇〇
五号自六至七	七〇、〇〇〇
五号自八至一一	九〇、〇〇〇
五号の一三	七〇、〇〇〇
六号の一	七〇、〇〇〇
六号自二至九	九〇、〇〇〇
六号自一〇至一一	七〇、〇〇〇
六号自一二至一九	九〇、〇〇〇
六号の二〇	七〇、〇〇〇

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市中央卸賣市場運営委員会規則をここに公布する。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜井信三

廣島市規則第六十号

廣島市中央卸賣市場運営委員会規則

第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という。)の發展及び向上を図るため、廣島市中央卸賣市場運営委員会(以下委員会という。)を置く。

第二條 委員会は、市長の諮問に應じ、市場の運営に關する基本的な重要事項を審議する。

- 第三條 委員会は、市場内におく。
- 第四條 委員会は、左の委員をもつて組織する。
- 一 市議會議員 六名
 - 二 市職員 三名
 - 三 卸賣人代表 五名
 - 四 仲買人代表 四名
 - 五 生産者代表 二名
 - 六 小賣人代表 一名
 - 七 附屬營業人代表 一名
- 第五條 前項の委員は、市長が委嘱又は任命する。
- 第六條 委員に委員長一名及び副委員長二名をおく。
- 第七條 委員長は、會務を総理する。
- 第八條 委員長は、委員長の補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代理する。
- 第九條 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 第十條 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、會議を開くことができない。
- 第十一條 委員會議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 第十二條 委員会に幹事及び書記若干名をおき、市職員の中から市長が任命する。
- 第十三條 幹事及び書記は、委員長の命を受けて會務を處理する。
- 第十四條 この規則に定めるものの外、委員會議の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。
- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例施行規則をここに公布する。

昭和二十七年八月十五日
廣島市長 浜井信三

廣島市規則第六十一号

社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例
施行規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、社會保險廣島市民病院使用料及び手数料條例(昭和二十七年廣島市條例第三十九号)以下條例」という。)第五條の規定に基き、條例の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 條例第二條に規定する使用料及び手数料の額は、左の通りとする。

- 一 健康保險法(大正十一年法律第七十号)、國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)、船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)若しくは精神予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の適用を受ける者については、健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の算定方法(昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六号。以下「告示」という。)に基いて算定した額とする。但し、政府管掌健康保險の被保險者及び被扶養者の算定額は、一点につき十四四十錢とする。
- 二 前号に該当しない者で、本市に住所を有する者については、告示の一点単價を十三円として算定した額とする。
- 三 前二号に該当しない者については、廣島市の開業医の一般診療料金を基準として別に定める。
- 四 その他の使用料及び手数料

- 一枚につき 二十四 (三十五ミリメートル以内)
- 集團の場合のX線精密 (必要に応じて血沈測定)
- 一人につき 四百円 (及び檢たんを含む)
- 集團の場合のX線透視
- 一人につき 五十円
- 集團の場合の総合身体検査
- 一人につき 二十五円以上
- 藥劑容器の使用
- 藥劑容器の使用については、投藥の際、その実費を予納させてこれを保管し、後日、容器の返還があつたとき、その予納金を還付する。但し、使用の容器を破損したり、又は最終投藥後一箇月以内に返還しない場合は、予納金を損料として徴収する。
- 手数料
- 普通診断書料 一通につき 六十円
- 特別診断書料 一通につき 百二十円
- 証明書料 一通につき 六十円
- 集團の場合のツベルクリン皮内反應検査 一人につき 十円
- 集團の場合の赤血球沈降速度測定 一人につき 二十円
- 集團の場合のふん便顕微鏡的検査 一人につき 十円
- ハ 分べん料 一件につき 七百円
- 第三條 健康保險その他關係保險者及び事業主団体から診療契約の締結の申出があつた場合においては、市長は、社會保險廣島市民病院運営委員會の意見を聞いて、前二條に規定する使用料及び手数料の額の範囲内でその料金を定めることができる。
- 第四條 入院診療を受けようとするときは、健康保險の被保險者及び診療契約による者は、別記様式第一号による誓約書を、その他の者は、別記様式第二号による入院願

を提出して、院長の承認を受けなければならない。

2 前項の誓約書又は入院願は、本人又はその世帯主が提出しなければならない。但し、院長がやむを得ない事由があるとき認めるときは、本人の親族その他關係者から提出することができる。

(入院患者の使用料又は手数料の納期)

第五條 入院患者の使用料又は手数料の納期は、毎月一日、十一日及び二十一日とする。但し、納期が休日にあたるときは、その翌日とする。

(使用料又は手数料の減免)

第六條 條例第三條但書の規定により、院長は、左の各号の一に該当すると認められる者に対し、使用料又は手数料を後納又は分納させることができる。

- 一 應急の診療を要し、即納する暇がないとき。
- 二 その他即納し難い特別の事情があると認めるとき。

2 後納又は分納の場合は、毎月二期(一日から十五日まで及び十六日から末日までとする。)に区分し、別記様式第三号による料金後納(分納)認可申請書に記入した支拂期日までに納付しなければならない。

3 後納又は分納の手続は、料金後納(分納)認可申請書を院長に提出し、その認可を受けなければならない。

(使用料又は手数料の減免)

第七條 條例第四條の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、その事由を具し、別記様式第四号による料金減免許可願を院長に提出して、許可を受けなければならない。

(報告)

第八條 院長は、前二條に定める事項について、毎月市長に報告しなければならない。

(使用料及び手数料の納入様式)

第九條 使用料又は手数料の納入は別記様式第五号により行う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

誓約書(社會保險廣島市民病院) 昭和 年 月 日入院

(本籍) 郡市 村町 番地

(現住所) 郡市 村町 番地

所屬組合の名称 記号 番号

職業 (患者氏名) (当歳)

右の者このたび貴院に入院診療を受けるについては、左の事項を履行することを誓約いたしますから、入院を御承認願います。

一 病院の諸規定を遵守いたします。

二 本人において負担すべき諸費用は、御指定の期日までに相違なく納付いたします。若し、万一本人において納付しない場合は身元保証人において必ず納付いたします。

三 手術その他診療中における不慮の事故については、何等の異議を申しません。

四 療養上の指示並びに前項の規定に背いた場合は、いつ退院を命ぜられても異議を申しません。

昭和 年 月 日

(願出人住所) (患者との続柄) (当歳) 印

(氏名)

(保証人住所) (患者との続柄) (当歳) 印

(職業) (氏名)

社會保險廣島市民病院院長 印

備考 患者自身から願出の場合は、願出人の欄に患者が記名捺印のこと。但し、患者が未成年者の場合は、法定代理人が願出人の欄に記名捺印のこと。

別記様式第二号

入院願(社會保險廣島市民病院) 昭和 年 月 日入院

(本籍) 郡市 村町 番地

(現住所) 郡市 村町 番地

職業 (患者氏名) (当歳)

右の者このたび貴院に入院診療を受けたいと存じますから御承認願います。

なお、御承認の上は、左の事項を履行することを誓約いたします。

一 病院の諸規定を遵守いたします。

二 入院料、治療費及びその他の諸費用は、御指定の期日までに相違なく納付いたします。若し、万一本人において納付しない場合は、身元保証人において必ず納付いたします。

三 手術その他診療中における不慮の事故については、何等の異議を申しません。

四 療養上の指示並びに前項の規定に背いた場合は、いつ退院を命ぜられても異議を申しません。

昭和 年 月 日

(願出人住所) (患者との続柄) (当歳) 印

(氏名)

(保証人住所) (患者との続柄) (当歳) 印

(職業) (氏名)

社會保險廣島市民病院院長 印

備考 患者自身から願出の場合は、願出人の欄に患者が記名捺印のこと。但し、患者が未成年者の場合は、法定代理人が願出人の欄に記名捺印のこと。

別記様式第三号

料金後納(分納)認可申請書

一本籍 郡市 村町 番地

二現住所 郡市 村町 番地

三氏名 年令満 歳 職業

四病名(科)

五使用料及び手数料額 円

六後納(分納)の期日及び方法

七後納(分納)申請理由

右の通り料金後納(分納)を御認可下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日 右(氏名) 印

社會保險廣島市民病院院長

昭和 年 月 日

料金額減免許可願

一本籍 郡市 村町 番地

二現住所 郡市 村町 番地

三氏名 年令満 歳 職業

四病名(科)

五使用料及び手数料額 円

六減免希望率

七減免願出理由

右の通り料金の減免を御許可下さるようお願いいたします。

昭和 年 月 日 右(氏名) 印

社會保險廣島市民病院院長

別記様式第五号

領 取 票		
第 号	種 別	点 数
	藥 劑 料	
	手 術 料	
	処 置 料	
	注 射 料	
	レントゲン写真料	
	同 透視料	
	同 間接料	
	計	
	使 用 料	
	手 数 料	
	計	
	合 計	
	控 除 額	
	総 額	
		取 扱 者 印

※ 取扱者印なきものは無効とす

取 入 票		
第 号	種 別	点 数
	藥 劑 料	
	手 術 料	
	処 置 料	
	注 射 料	
	レントゲン写真料	
	同 透視料	
	同 間接料	
	計	
	使 用 料	
	手 数 料	
	計	
	合 計	
	控 除 額	
	総 額	
		取 扱 者 印

※ 取扱者印なきものは無効とす

取 入 原 票		
第 号	種 別	点 数
	藥 劑 料	
	手 術 料	
	処 置 料	
	注 射 料	
	レントゲン写真料	
	同 透視料	
	同 間接料	
	計	
	使 用 料	
	手 数 料	
	計	
	合 計	
	控 除 額	
	総 額	
		取 扱 者 印

社会保険廣島市民病院

告 示

廣島市告示第七十四号

昭和二十七年七月二十三日
廣島市長 浜 井 信 三
左記の通り定例市議會を招集する。
記
一、招集日時 昭和二十七年七月三十日午後一時
二、招集場所 廣島市役所
廣島市告示第七十五号
左記に対する昭和二十六年度不動産差押調査、受領拒否のため送達不能につき地方税法第二十條並びに市税條例第十一條の規定により公示す。
昭和二十七年七月二十三日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第七十六号

廣島市仁保町字青崎一〇三ノ三 草田 康子
廣島市告示第七十六号
廣島市翠町原田政子外三一九三件に対する昭和二十七年第一期分市税の督促状、住所不明のため、送達不能につき、地方税法第二十條並びに市税條例第十一條の規定により至八月十二日の十四日間公示す。
昭和二十七年七月二十九日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第七十六号の二

廣島市大手町一丁目亀田至徳外五、五〇三件に対する、昭和二十七年第二期固定資産税の徴税令書住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條並びに市税條例第十一條の規定により公示す。
なお、右公示分の納期日は、昭和二十七年七月三十一日

付とあるを、同年八月十五日に変更する。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第七十七号

八月二日市議會の議決を経て昭和二十七年廣島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。
但し、この予算は、即日これを施行する。
昭和二十七年八月二日
廣島市長 浜 井 信 三

昭和二十七年廣島市歳入出予算追加

歳 入	
一、市 税	金貳百九十八万八千円
一、普 通 税	金貳百九十八万八千円
七、縣支出金	金百七拾四万六千円
一、交 付 金	金参拾九万五千円
二、補 助 金	金百参拾五万五千円
歳入合計	金参百八拾四万四千円
歳 出	
一、警 察 費	金壹百八拾貳万八千円
二、消 防 費	金五拾貳万参千円
三、選 挙 費	金百参拾貳万五千円
三、漁業調整委員	金参拾九万零千円
三、選挙執行費	金参拾九万零千円
十七、諸支出金	金百六拾貳万五千円
八、災害対策費	金百貳拾五万五千円
十六、平和祭式典費	金参拾七万円
歳出合計	金参百八拾四万四千円
歳入出差引残金なし	

廣島市告示第七十七号の二

昭和二十七年八月五日

廣島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行者

廣島市長 浜 井 信 三

廣島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行地区内の別紙土地所有者林哲雄外一名、関係者新屋功外二名に対する特別都市計画法第十三條の規定による換地予定地指定については、居所不明、受領拒否その他のため送達不能につき、耕地整理法第三十五條の規定により公示する。

換地予定地指定通知書

廣島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行地区内の貴殿所有又は関係の土地に対し、特別都市計画法第十三條の規定により別紙調書及び図面の通り指定する。
一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し従前の土地は使用出来ない。
一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になったもの、また道路公園その他公共用地になったものについては、おつて調査の上移轉方通知する。
一、換地予定地に他人の建物その他工作物があるときは、

公示送達に関する調査
町名 地番 表 符 土地所有者 関係者
國泰寺町 七八ノ一 413 2 153 國泰寺町八二ノ二 林 哲雄
紙屋町三ノ一 166 413 28 紙屋町三ノ一 山根 丘
新屋 功 領地不調の爲受領拒否
岩井 秋三 居住不明
沖田 秋三

町名	地番	表 符	土地所有者	関係者
國泰寺町	七八ノ一	413	2 153	國泰寺町八二ノ二 林 哲雄
紙屋町	三ノ一	166	28	紙屋町三ノ一 山根 丘
新屋	功			領地不調の爲受領拒否
岩井	秋三			居住不明
沖田	秋三			

土地所有者住所氏名	前之土地		加算	減歩	差引権	換地		記事
	地積	地積				表示	符号	
國泰寺町 大寺町五丁目 國泰寺町	七ノ一 七ノ二 七ノ三 七ノ四 七ノ五 七ノ六 七ノ七 七ノ八 七ノ九 七ノ一〇 七ノ一一 七ノ一二 計	三三・八五 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇 三三・〇〇	二〇三・〇七 七・三三 二・九五 二・九五 一〇・七〇 一〇・七〇	三七・七〇 二五・四八 四〇・六四	三七・七〇 四〇・六四	413	413 3 15	四九四・六 三三・六三 確定後

土地所有者住所氏名	前之土地		加算	減歩	差引権	換地		記事
	地積	地積				表示	符号	
紙屋町 紙屋町 紙屋町	三ノ一 三ノ二 三ノ三 計	一七・〇〇 一五・〇〇 一三・〇〇 三三・〇〇	七・三三	四六・〇〇	四六・〇〇	166	28	四三・〇〇 確定後

廣島市告示第七十八号

昭和二十七年八月八日
廣島市長 浜 井 信 三

公賣公告
左記のものは市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以つて、公賣するから買受希望者は、入札心得書(徴収課備付)並びに現物承知の上別記条件に依り当市徴収課に入札書を差出されたい。

廣島市舟入川町五八一番地
附屬 木造粉葬平屋建倉庫 一棟
建坪 百三十五坪
家屋番号同町五百番ノ一
式

別記
條件
一、入札及び開札年月日
開札昭和二十七年八月二十五日午前十一時
一、入札場所 廣島市役所徴収課
一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積価格の百分の五以上。
(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)
一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部は公賣しない事がある。
一、契約保証金は契約不履行のときは没収する。
一、公賣代金は現金を以つて即日納付する事。
(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

廣島市告示第七十九号

昭和二十七年八月八日

六、用途概要 自動車整備工場(用途変更)延一三二平方
米 商業地域

訓令

廣島市訓令第五十一号

廣島市役所出張所規程(昭和二十七年廣島市訓令第四号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年七月二十一日
廣島市長 浜 井 信 三
第一條但書中「牛田及び」を削る。

廣島市訓令第五十二号

廣島市消防表彰審査委員會規程を次のように定める。
昭和二十七年七月二十二日
廣島市長 浜 井 信 三

廣島市消防表彰審査委員會規程
第一條 廣島市消防表彰條例(昭和二十四年四月一日條例第十五号)第十一條の規程に基き、廣島市表彰審査委員會(以下委員會とす)を置く。
第二條 委員會は、廣島市消防局内に設ける。
第三條 委員會は、左の委員をもつて組織し、市長が任命又は委嘱する。
一 廣島市職員
二 廣島市消防局長
三 廣島市消防局次長
四 廣島市消防署長
五 廣島市消防署長
第四條 委員會に、委員長及び副委員長をおく。
第五條 委員長は、委員の互選とする。
第六條 委員長は、委員會に關する事務を掌理する。
第七條 委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

廣島市長 浜 井 信 三

建坪 十九坪二合五勺
廣島市京橋町四十七番地
廣島市松川町八十六番地
家屋番号同町七十一番ノ四
一、木造粉葬平屋建住宅 一棟
建坪 十三坪

別記
條件
一、入札及び開札年月日
開札昭和二十七年八月二十五日午前十一時
一、入札場所 廣島市役所徴収課
一、入札加入契約保証金 買受各自の公賣財産見積価格の百分の五以上。
(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)
一、時宜に依り公賣物件の全部又は一部は公賣しない事がある。
一、契約保証金は契約不履行のときは没収する。
一、公賣代金は現金を以つて即日納付する事。
(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

廣島市告示第八十号

建築基準法第五十四條に基き左記のとおり公開による聴聞を行う。
昭和二十七年八月九日
廣島市長 浜 井 信 三

一、開催期日 昭和二十七年八月十二日午前十時
二、開催場所 廣島市本寺町三九
廣島市総合教育委員室(三階)
廣島市鶴見町四百五十五番地ノ十
三、申請者住所 江 川 原 二
四、申請者氏名 廣島市鶴見町四百五十五番地ノ十
五、建築場所 廣島市鶴見町四百五十五番地ノ十

廣島市長 浜 井 信 三

公賣公告
左記のものは、市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以つて公賣するから、買受希望者は入札心得書(徴収課備付)並びに現物承知の上、別記条件に依り当市徴収課に入札書を差出されたい。

廣島市塩屋町五十三番地
家屋番号 同町四十三番
一、木造粉葬平屋建事務所 一棟
建坪 五坪
一、木造粉葬平屋建住宅 一棟
建坪 十一坪二合五勺
一、木造粉葬平屋建物置 一棟
建坪 三坪
一、木造粉葬平屋建庇
建坪 四坪
一、木造粉葬平屋建工場 一棟
建坪 六十四坪二合五勺

廣島市西蟹屋町二百三十五番地
一、宅地 百二坪四合六勺
廣島市西蟹屋町字三ノ割二百四十一番地ノ六
一、木造瓦葺二階建店舗 一棟
建坪 十五坪
外二階 九坪
廣島市西蟹屋町二百三十五番地
家屋番号同町二百五十番ノ五
一、木造瓦葺平屋建住宅 一棟

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市告示第八十号
建築基準法第五十四條に基き左記のとおり公開による聴聞を行う。
昭和二十七年八月九日
廣島市長 浜 井 信 三

は、その職務を代理する。

第六條 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

第七條 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ會議を開くことができない。

第八條 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第九條 委員に、書記若干名をおき、消防職員の中から消防局長が任命する。

第十條 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第十一條 この規程施行に關し、必要な事項は、委員長が定める。

廣島市訓令第五十四号

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市職員図書室規程を次のように定める。

昭和二十七年八月一日

廣島市長 浜 井 信 三

廣島市職員図書室規程

第一條 図書その他の図書室資料を、しゆら集し、職員職務の遂行及び教養の向上に資するため、廣島市職員図書室(以下図書室という。)を置く。

第二條 図書室は、市長が管理し、職員課においてその事務を掌理する。

第三條 図書室の運営のために廣島市職員図書室運営委員会(以下委員会という。)を置く。

第四條 委員会は、市長のしんに應じて図書室の運営に關する必要な事項を調査審議する。

第五條 委員会は、前項の事項につき市長に建議することができ、市長は、委員若千人で組織し、そのうち一人を委員長とする。

第六條 委員は、市職員の中から、市長が命ずる。

2 委員長は、會務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第七條 委員の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

第八條 委員会の會議は、委員長が招集する。

第九條 委員の職務は、職員課において処理する。

第十條 この規程の実施に關し必要な事項は、別に定める。

廣島市訓令第五十六号

廣島市長 浜 井 信 三

社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長専決規程を次のように定める。

昭和二十七年八月十五日

廣島市長 浜 井 信 三

社會保險廣島市民病院長及び同病院事務局長専決規程

第一條 社會保險廣島市民病院長(以下「病院長」という。)及び同病院事務局長(以下「事務局長」という。)は、別に定があるものを除く外、この規程の定めるところにより専決する。

第二條 病院長が専決できる事項は、次の通りとする。

一 臨時職員任免、進退、賞罰、給與、服務、公傷認定等に関する事。

二 醫師及び醫師以外の十級職以上の職員諸願届出処理及び除服出仕に関する事。

三 職員の時外勤務及び市内出張に関する事。

四 一件十万円未満の工事以外の事業の施行及び經費支出に関する事。

五 一件三十万円以上五十万円未満の物品の購入及び修繕に關すること。

六 一件貸付料年額又は総額五十万円未満の財産の貸與又は借受に關すること。

七 見積價格三十万円未満の用品処分に関する事。

八 病院に關係ある營造物使用許可及び違背処分に関する事。

九 病院に關係ある市有財産の管理に関する事。

十 諸収入金の納付延期及び徴收猶予減免に関する事。

十一 輕易な各種行事の開催に関する事。

第三條 事務局長が専決できる事項は、次の通りとする。

一 職員(醫師及び醫師以外の十級職以上の職員を除く。)の諸願届出処理及び除服出仕に関する事。

二 法令若しくは市法規に基き諸給與金の支給に関する事。

三 定例の諸証明願、公簿閲覧、諸願届出処理に関する事。

四 定例又は輕易な文書處理に関する事。

五 収入支出及び振替命令に関する事。

六 一件三十万円未満の物品の購入及び修繕に關すること。

七 諸収入金の徴收に關すること。

八 諸収入金徴收委託並びに受託に關すること。

九 病院内取締に關すること。

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第九号

昭和二十七年七月十二日付縣選第二一六号による廣島縣選舉管理委員會の通牒に基き八月十三日執行の安藝海區漁業調整委員會選舉における委員候補者の氏名及び黨派別の揭示順位を定めることを行ふ。

昭和二十七年七月二十九日

廣島市選舉管理委員會

委員長 平 井 憲 太郎

日時 昭和二十七年八月二日 午前九時

場所 廣島市選舉管理委員會

辭 令

事務吏員 桂 時 雄

牛田出張所稅務係長を命ずる

技術吏員 石 突 正

願により本職を免する

昭和二十七年七月二十一日(各通)

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

日 山 完 吾

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

吉 富 浩 太

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

甲 斐 太 郎

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

村 上 基 千 代

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

八級七号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

十一級四号給を給する

社會保險廣島市民病院産婦人科部長を命ずる

昭和二十七年八月一日(各通)

外 川 修 三

廣島市技術吏員に任命する

技術師に補する

廣島市技術吏員に任命する

十級四号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月二日

高 崎 健 三

廣島市事務吏員に任命する

主事に補する

八級九号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月九日

川 田 勝 義

廣島市事務吏員に任命する

書記に補する

廣島市事務吏員に任命する

五級七号給を給する

社會保險廣島市民病院庶務課勤務を命ずる

昭和二十七年八月四日

事務吏員 國 安 榮

會計課兼務を命ずる

昭和二十七年八月十四日

事務吏員 國 安 榮

社會保險廣島市民病院會計課長兼務を命ずる

廣島市出納員を命ずる

昭和二十七年八月十四日

市議會議員 網 本 芳 人

猪 岩 井 常 光 夫

廣島市財政調査委員會委員を委嘱する

廣島市財政調査委員會委員を委嘱する

昭和二十七年八月一日(各通)

技術吏員 西 山 高 明

地方公務員法第二十八條第二項第一号により二箇月間休職を命ずる。

一般職の職員に給與に關する條例第十三條の二第二項により二箇月間、給料、扶養手当及び勤務手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

昭和二十七年八月一日

事務吏員 竹 中 忠 雄

社會保險廣島市民病院庶務課係長を命ずる

技術吏員 山 地 廉 平

十級五号給を給する

社會保險廣島市民病院勤務を命ずる

昭和二十七年八月九日(各通)

技術吏員 嵐 森 幸 徳

事務吏員 安 達 昭 久

市長室勤務を命ずる

昭和二十七年八月十二日(各通)

事務吏員 内 田 達 雄

廣島市環境衛生監視員を命ずる

事務吏員 平 田 精 一
 廣島市医療監視員を命ずる
 廣島市環境衛生監視員を命ずる
 昭和二十七年七月二十八日(各通)
 事務吏員 正 垣 武 夫
 願により本職を免する
 昭和二十七年七月二十六日

◎雑報

定例市議会において左記の通り議決された。

- (八月二日)
- 一、第八十七号議案 昭和二十七年年度廣島市歳入出予算追加 原案可決
 - 一、第八十八号議案 廣島市税條例の一部を改正する條例制定について 原案可決
 - 一、第八十九号議案 廣島市消防貸付條例制定について 原案可決
 - 一、第九十号議案 財産の取得について 原案可決
 - 一、第九十一号議案 財産の取得について 原案可決
 - 一、第九十二号議案 契約締結の同意について 同意
 - 一、第九十三号議案 契約締結の同意について 同意
 - 一、第九十四号議案 契約締結の同意について 同意
 - (八月八日)
 - 一、第九十七号議案 契約書案変更の同意について 同意
 - 一、第九十九号 比治山保勝協會に対し季節の管理権及び補助金交付要望について 閉會中審査
 - 一、請第二十号 三立山農耕地を現農作者に拂下について 建設委員会付託閉會中審査

一、請第二十九号 縫針工業協同組合に資金融資について
 産業委員会付託閉會中審査
 (八月十二日)
 一、第九十五号議案 契約締結の承認について、承認
 一、第九十六号議案 予算外義務負担について 原案可決

出帳所々管區域別人口狀況

出帳所別	人口	同上前月の比較	世帯	同上前月の比較
牛田	九、四一七	二二八	二、三七九	七〇
尾長	一四、〇八九	二二八	三、三八四	七〇
青崎	九、七七五	二二八	二、三八九	一一
段原	二一、五二四	二二三	五、七〇三	一一
比治山	一七、五四八	四九九	四、二七四	一八
仁保	五、八六一	六	一、五〇〇	四
大河	一、五七九	一〇五	二、八九六	二四
皆実	一六、九六二	二二	四、二二〇	二九
皆品	二四、九九五	五〇	六、四九二	二九
似島	二、一六六	一六	四、四九八	二
基町	二九、二二三	一三六	七、五九四	七〇
元中央	四一、一七四	三五二	一〇、六一四	九三
十日市	二一、七八四	九六	五、四四二	二三
舟入	一四、七九四	四一	三、七九八	一九
観音	一九、四四〇	一〇三	四、六二〇	一五
已斐	一七、三二二	四三	五、一四四	一五
三篠	一三、五三六	一六	三、三三一	一
草津	三一〇、九三四	七六二	七、七八一	三二六

戸籍上の市勢について(七七月份)

種別	件数	同上1日分		前年同月	増減(別摘要)
		最大	最少		
種別	一七六	一〇	一	一六六	一〇
婚姻	二二	二	一	二二	〇
離婚	二	二	一	二	〇
出生	二〇	二	一	二〇	〇
死亡	一〇	一	一	一〇	〇
転入	一五	一	一	一五	〇
転出	一	一	一	一	〇
請願	三	三	三	三	〇
印鑑	一六	一六	一六	一六	〇
印鑑	一六	一六	一六	一六	〇
身分	五〇	五〇	五〇	五〇	〇
戸籍	四六	四六	四六	四六	〇

◎正誤

廣島市報第七十五号第二頁の廣島市証明及び閲覧手数料條例の一部を改正する條例(昭和二十七年廣島市條例第四十九号)中「第一條を次のように改める。」の誤り。
 一、()は本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は、三十一日、その他は二十七日で計算したもの

広島市条例第六十号
 広島市立学校授業料並びに入学検査料条例
 広島市立学校授業料並びに入学検査料条例(昭和二十三年十一月二十六日条例第五十八号)の全部を次のように改正する。

(目的)
 第一条 この条例は、広島市立学校における授業料並びに入学検査料の徴収について定めることを目的とする。
 (市立学校の定義)
 第二条 この条例で広島市立学校とは、左の学校をいう。
 一 全日制
 広島県広島基町高等学校
 広島県広島舟入高等学校
 二 定時制
 広島県広島基町高等学校
 広島県広島千田高等学校
 (授業料額及び徴収方法)
 第三条 授業料は、月額とし、次に定める額を当該生徒の在籍する月に応じて、毎月末日までに徴収する。但し、その月の全日数を通過して授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。
 全日制高等学校 三五〇円
 定時制高等学校 二二〇円
 2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、当該月の授業料を徴収する。
 (入学検査料額及び徴収方法)
 第四条 入学検査料額は、次の通りとし、第一学年入学志願者又は転入志願者に対し、その出願の際徴収する。
 全日制高等学校 一五〇円
 定時制高等学校 一〇〇円
 (減免規定)
 第五条 休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、

又はその徴収を延期することができる。
 (未納者処分)
 第六条 授業料を期限内に納入しない者に対しては、出席を停止し、又は退学を命ずることができる。
 (還付禁止)
 第七条 既納の授業料及び入学検査料は、第五条の場合を除く外、いかなる事由があつても還付しない。
 (委任規定)
 第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。但し、第五条及び第六条の施行に關し必要な事項は、教育委員会が定める。
 附則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。
 水道企業組織に關する条例をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第六十一号
 水道企業組織に關する条例
 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十四条の規定に基き、広島市水道局を設置する。
 附則
 1 この条例は、昭和二十七年十月一日から施行する。
 2 広島市役所事務分掌条例(昭和二十六年六月十九日条例第九号)の一部を次のように改正する。第一条及び第二条中水道局を削る。
 3 広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中第二号を第三号とし、以下順次繰り下げ、第一号を次のように改め、第一号の次に第二号を次のように加える。
 更員 九九六八(内社会福祉 主事三七八)

一 市長事務部局の職員 計 四四三九人
 二 水道局の職員 計 一〇〇八人
 三 同条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。
 広島市議会定例会条例を廃止する条例をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三
広島市条例第六十二号
 広島市議会定例会条例を廃止する条例
 広島市議会定例会条例(昭和二十七年広島市条例第四十三号)は、廃止する。
 附則
 この条例は、公布の日から施行する。

規 則

広島市規則第六十二号
 広島市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年八月二十二日
 広島市長 浜 井 信 三
広島市規則第六十三号
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月一日

広島市規則第六十三号
 広島市営住宅管理條例施行規則の一部を改正する規則
 広島市営住宅管理條例施行規則(昭和二十七年広島市規則第五十四号)の一部を次のように改正する。
 別表中「若草町災害住宅」自一六号七六〇、〇〇〇の次に「若草町災害住宅」自三三〇号七七〇、〇〇〇を加える。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第六十四号
 広島市中央卸売市場業務條例施行細則の一部を改正する規則
 昭和二十七年九月十一日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第六十五号
 広島市議会定例会規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第六十六号
 広島市議会定例会規則をここに公布する。
 昭和二十七年九月二十日
 広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第八十一号
 昭和二十七年八月二十一日
 広島市長 浜 井 信 三
 第三十二回換地予定地変更指定第十二回換地予定地借地権指定の発表について
 一、換地予定地変更指定
 1 広島特別都市計画事業復興東部土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て換地予定地が変更決定したから、関係者は東部復興事務所へ、詳細承知されたい。
 2 土地所有者に対する換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者のみ送達する。なお、土地所有届を未だ提出していない者は、至急提出されたい。
 3 今回発表の土地を、売買又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取り運び願いたい。
 4 万一連絡がない場合は、決定した換地を取消すこととなるから、是非連絡方実行願いたい。
 前記換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

告 示

町 名	地 所	在 番	土地所有者 氏 名
土 地	所 在	番	氏 名
斜 屋 町	一外二筆		佐々木 和夫
同 町	五ノ一		山田 徳次郎

斜屋町	一ノ四外一筆	山本千恵子
平塚町	一〇〇ノ一	三浦十一
鶴見町	四六七ノ三	永井照次
西魚屋町	三一ノ二	藤田組
同 町	三〇ノ一外五筆	天野顯二
同 町	甲七外一筆	眞志田久太郎
同 町	九ノ二	眞志田正子
同 町	九三七ノ八外一筆	坪川時次郎
同 町	四二ノ一外二筆	常林寺
同 町	四三ノ二	土井晴男
同 町	四二ノ三外三筆	山代秀子外一名
同 町	四二ノ一外一筆	山下ヤス子
同 町	四二ノ二外一筆	高田林藏
同 町	四二ノ二外一筆	今田ミヨコ外四名
同 町	四二ノ二外一筆	郭龍根
同 町	四二ノ二外一筆	沖本キヨコ
同 町	四二ノ二外一筆	松本久五郎
同 町	一五ノ一	高田義博
同 町	一五ノ四	緑保和
同 町	一四ノ二	牧野良一
同 町	一一九外二筆	藤原俊顯
同 町	九ノ一外二筆	小畑貞男
同 町	一五七ノ二外四筆	八木直義
同 町	二二二	守田教夫
同 町	一四九ノ三	眞崎大和
同 町	一四九ノ一	西銘株式會社
同 町	一四九ノ一	高橋ヨシ子
同 町	六四ノ一	明藤次郎外二名
同 町	六四ノ二	廣瀬順良
同 町	六四ノ三	玉岡正夫
同 町	七三〇ノ二外二筆	浪岡広子
同 町	六三二ノ四外一筆	浪岡熊治
同 町	六四ノ五	江形登

同	大手町九丁目	六四ノ一	山本利三郎	西白島町	五六ノ三外一筆	満井マツヨ	東白島町	五ノ二外三筆	田川フイ
同	同	二〇三ノ三	望月敬子	白島西中町	三一ノ一外一筆	飯田清五郎	雑魚場町	一一ノ六	福井春二
同	同	二二四ノ二外三筆	佐伯久米夫	雑魚場町	二八六ノ八外三筆	沢田鎮雄	同	一一ノ七外一筆	高須賀守行
同	同	一七二外一筆	山県不似磨	同	六一ノ六	小島辰一	同	一一ノ二	荒岡谷六朗
同	白島九軒町	一七三外二筆	中村好美	同	六一ノ一	加藤文盛堂	同	五三七ノ二外二筆	浅野野組
同	同	九八ノ一外一筆	丸西才一郎	同	四八四ノ一四	西本直助	同	五三七ノ四	長谷川英一
同	同	一七八	藤田理平	同	六三ノ三外一筆	第百生命保險	同	三三ノ一	坂村陽藏
同	同	六六二ノ二外二筆	山田二雄	同	一一八四ノ一	法相正會社	同	三三ノ二外一筆	福原榮太郎
同	同	七三七ノ三	織田カヲノ	同	一一八四ノ二	宮崎貞夫	同	一四一ノ一	太田広一
同	同	六四九ノ四外一筆	山崎周次郎外一名	同	四一	山本修徳外一名	同	二六〇ノ一外三筆	高橋雄次
同	同	五五〇ノ七外四筆	天理教本府	同	四三外三筆	石原貞優	同	二六四ノ二	下田久雄
同	同	三二ノ二外二筆	中分教	同	二〇ノ一外五筆	羽兼貞男	同	二六四ノ三	高橋雄次
同	同	二二ノ五外二筆	寺本スナ外一名	同	三八ノ一	保田茂	同	一一ノ四外一筆	森脇武夫
同	白島九軒町	甲一四六ノ五外二筆	山田照子	同	一三二ノ三外三筆	玉井南枝	同	田中町	辰岡宏外一名
同	同	四ノ二	天野常重	同	二六外一筆	山根春太郎	同	同	同
同	同	四ノ三	永井智	同	三三ノ二外一筆	川本章一	同	同	同
同	同	四ノ四	中村助太郎	同	三五ノ一外一筆	島本善男	同	同	同
同	同	二一外一筆	天野想太郎	同	四〇ノ一外二筆	松井亮吉	同	同	同
同	同	九一ノ一外一筆	橋本健藏	同	四〇ノ一〇	廣島銀行	同	同	同
同	同	九一ノ四	荒山淳康	同	一〇二ノ五外二筆	十和株式会社	同	同	同
同	同	二外二筆	井山三郎	同	九九ノ二外一筆	岩田和夫	同	同	同
同	同	一ノ七外二筆	中村吉太郎	同	二〇ノ四外三筆	天野馨外一名	同	同	同
同	同	五九ノ一外一筆	竹井恒	同	一三ノ一	中央百貨店	同	同	同
同	同	七四ノ三外一筆	西林重太郎	同	三三ノ一	土地株式會社	同	同	同
同	同	六一ノ一外一筆	八木直孝	同	三四	鈴木潔	同	同	同
同	同	二八六ノ一	桑原忠衛	同	一三ノ六	佐野為之	同	同	同
同	同	〇〇合併ノ一外一筆	天野義彦	同	一〇ノ一	廣島繁次郎	同	同	同
同	同	〇〇合併ノ四外一筆	白木勝	同	一〇ノ三	聖光寺	同	同	同
同	同	一五〇ノ三	久都内敏	同	五五ノ四	廣川政太郎	同	同	同
同	同	一五〇ノ一三	鈴木清	同	六二八ノ一外一筆	栗林忠雄	同	同	同
同	同	一五〇ノ一四	松川孝一	同	六三ノ一外一筆	中村茂清	同	同	同
同	同	七六ノ一三外一筆	半田ハル	同	六二七外一筆	明喜久子外二名	同	同	同
同	同	五九ノ一外一筆	同	同	同	山田実	同	同	同

一、換地予定地借地権指定
 二、換地予定地借地権指定
 三、換地予定地借地権指定

土地名	土地所有権者氏名	借地権者氏名
的場町	二〇外二筆 梶山フサ外二名	福島一久
同	同	同
同	同	同
同	同	同

廣島市告示第八十二号
 昭和二十七年九月一日より新たに下水道使用料を徴収する区域は、別紙図面表示のとおりである。
 その図面は、廣島市役所建設局下水道課に備え置いて縦覧に供する。

右廣島市下水道条例第二十五条第一項により告示する。
 昭和二十七年八月二十二日
 廣島市長 浜井信三

廣島市告示第八十三号
 建築基準法第五十四条に基き、左記のとおり公開による
 公開を行う。
 昭和二十七年八月二十五日
 廣島市長 浜井信三

一、開催期日 昭和二十七年八月二十七日午前九時
 二、開催場所 廣島市庁舎内社会党議員控室(三階)
 三、申請者住所 廣島市吉島町六七二
 四、申請者氏名 向井トモエ
 五、建築場所 廣島市吉島町六七二
 六、用途概要 ベンゾール貯蔵庫、延二〇、二五平方米
 住居地域

一、開催期日 昭和二十七年八月二十七日午前十時三十分
 二、開催場所 廣島市国泰寺町三九
 三、申請者住所 廣島市庁舎内社会党議員控室(三階)
 四、申請者氏名 岡棟卓造
 五、建築場所 廣島市吉島本町宇吉島新開五〇三
 六、用途概要 製材工場、延一九三平方米、住居地域

一、開催期日 昭和二十七年八月二十七日午後一時三十分
 二、開催場所 廣島市国泰寺町三九
 三、申請者住所 廣島市庁舎内社会党議員控室(三階)
 四、申請者氏名 明見光

廣島市告示第八十四号
 昭和二十七年八月二十六日
 廣島市長 浜井信三

五、建築場所 廣島市南観音町五八九
 六、用途概要 製材工場、延五九〇四平方米、住居地域

廣島市告示第八十五号
 昭和二十七年八月三十日
 廣島市長 浜井信三

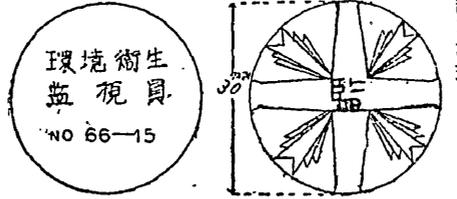
廣島市告示第八十六号
 左記の記章は、昭和二十七年八月一日紛失したので、以後無効とする。
 昭和二十七年九月一日
 廣島市長 浜井信三

環境衛生監視員記章 第六六一一五号
 記章様式

一、記章標図
 (1)十字形に旭光を配し、中心に「監」の字を収む。
 (2)直径三〇毫米の四角形である。
 (3)旭光は三段とする。
 (4)十字四端辺稍中拡がる。
 (5)裏面に「環境衛生監視員」の文字及び全国一連の番号が入れてある。

廣島市告示第八十七号
 昭和二十七年九月一日
 廣島市長 浜井信三

漂流物拾得について
 左記のものについて、江田島町長より拾得の通知があったから、心当りの方は、廣島市社会課まで申し出られたい。
 一、拾得物件 小舟(ボート型)一隻長さ一尋半
 二、〇〇日 昭和二十七年八月二十日午前九時
 三、〇〇場所 江田島町秋月火薬庫沖海上
 四、〇〇届入 小川 奥田 小平
 二、拾得物件 伝馬船一隻長さ十二尺白ペンキ塗
 二、〇〇日時 昭和二十七年八月二十一日午前九時



三、ク 場所 江田島町小用沖二千メートルの海上

四、ク 届人 瀬戸内海汽船株式会社江田島出張所

広島市告示第八十八号

広島市松原町吉本茂外一、〇五七件に対する昭和二十七年市民税第二期徵稅令書、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条並びに市税条例第十一条の規定により公示す。

なお、右公示分の納期限は、昭和二十七年八月一日より八月三十一日とあるを、同年九月十八日に変更する。

昭和二十七年九月三日

広島市長 浜井信三

広島市告示第八十九号

昭和二十七年九月八日 広島市長 浜井信三

左記の通り定例市議会を招集する。

記

一、招集日時 昭和二十七年九月十五日午後一時

二、招集場所 広島市役所

広島市告示第九十号

九月十五日市議会の議決を経た昭和二十七年広島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和二十七年九月十五日

広島市長 浜井信三

昭和二十七年度広島市歳入出予算追加

- 一、市 歳入 税 金四十四万五千円
一、普 通 税 金四十四万五千円
七、県 支 出 金 金五百十三万二千円
一、交 付 金 金五百十三万二千円

歳入 合計 金五百五十七万七千円

四、警察 消防費 金四十四万五千円

一、警 察 費 金四十四万五千円

十二、選 挙 費 金五百十三万二千円

四、選 挙 公費 金六十九万九千円

五、最高裁判所裁判官 衆議院議員選挙及 国民審査投票執行費 金百九十五万五千円

六、県市教育委員選挙 公費 金四十三万六千円

七、県市教育委員選挙 公費 金二百四万六千円

歳入出 合計 金五百五十七万七千円

広島市告示第九十一号

九月十五日市議会の議決を経た昭和二十七年広島市歳入出予算追加の要領は次の通りである。但し、この予算は即日これを施行する。

昭和二十七年九月十五日

広島市長 浜井信三

昭和二十七年度広島市歳入出予算追加

- 七、県 支 出 金 金七十八万円
一、交 付 金 金七十八万円
歳入 合計 金七十八万円
十二、選 挙 費 金七十八万円
八、県議会議員補 欠選挙公費費 金七十八万円
歳入出 合計 金七十八万円
歳入出 合計 金七十八万円

広島市長 浜井信三

公売公告

右記のものは、市税滞納処分により、差押財産入札の方法を以て公売するから買受希望者は入札心得書(徴収課備付)並びに現物承知の上、別記条件に依り当市徴収課に入札書を差出されたい。

広島市舟入川口町五八二番地

帯納者 有限会社佐伯製材所

広島市舟入川口町字十一ノ割五百八十一番地

家屋番号同町五百番ノ二

一、木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 百三十五坪

附属 木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 四十五坪

広島市舟入川口町字十一ノ割五百八十一番地

家屋番号同町五百番ノ三

一、木造粉葺平屋建住宅 一棟 建坪 六坪

附属 木造粉葺平屋建住宅 一棟 建坪 八坪

木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 四十八坪

木造粉葺平屋建倉庫 一棟 建坪 六十三坪

木造瓦葺平屋建事務所 一棟 建坪 三十七坪八合

右不動産及び工場抵当法第三条による提出目録記載の機械器具

別記

一、入札及び開札年月日 入札昭和二十七年九月二十七日 開札昭和二十七年九月二十七日 午前十一時

一、入札場所 広島市役所徴収課

一、入札加入契約保証金 買受各自の公売財産見積価格の百分の五以上(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可)

一、時宜に依り公売物件の全部又は一部を公売しない場合がある

一、契約保証金は、契約不履行のときは没收する。

一、公売代金は現金を以て十月十日迄に納付すること(銀行保証小切手又は銀行発行小切手は可) 以上

広島市告示第九十三号

昭和二十七年後期の広島市指定水道工事店の新規指定並びに責任技術者の試験を都合により取り止める。

昭和二十七年九月二十日

広島市長 浜井信三

広島市告示第九十四号

地方税法第四百十条第三項(価格の登録)の規定によつて

第一条の一照明中、段原、背崎、皆実、宇品、元宇品、千田、牛田、本川、江波、観音古田、竹屋の各小学校江波観音の各中校及び基町、千田、舟入の各高等学校の「会場」による区分し及び「照明の程度」の欄を次のように改める。

Table with columns: 会場, 区分, 照明の程度. Lists various schools and their lighting specifications.

固定資産課税台帳に登録した土地(広島市尾長町龍田賢一外九八、一四〇件)、家屋(広島市彌生町石井チヨ外四八、五〇一件)及び償却資産(広島市基町灰塚実外四、七四五件)について同法第四百十五條第一項但書の規定により、昭和二十七年九月二十二日から同年十月十一日までの間は、広島市役所及び同年十月一日から十月三十一日までの間は、固定資産所在の町を所管している出張所において関係者の縦覧に供する。但し、二箇所の出張所及び出張所と本庁との関係のある町は、簿冊の都合上左記の出張所及び本庁において縦覧に供する。

段原新町、段原中町、東雲町、比治山出張所、庚午北町、已斐出張所

◎教育委員会告示

広島市教委告示第十号

選挙運動のために個人演説会開催のために必要な設備の程度等(昭和二十六年五月二十二日広島市教委告示第五号)の一部を次のとおり改める。

昭和二十七年九月四日

広島市教育委員会 副委員長 本田 亮 作

Table with columns: 古田町, 下流川町. Lists school equipment specifications for various locations.

会場による区分	照明の程度
広島市立荒神小学校 普通教室 廊下を使用しない 理科室 廊下を使用しない 職業室 廊下を使用しない 併士控室	十八坪につき百しよく光四灯 二〇坪につき一〇〇ワット一灯 三〇坪につき一〇〇ワット二灯(配線) 四坪につき一〇〇ワット一灯(配線)

同条の七(1)照明明中青崎小学校草津小学校の次に

会場による区分	照明の程度
広島市立仁保小学校 映写室 廊下を使用しない 併士控室 広島市立牛田小学校 礼法室 廊下を使用する 併士控室 広島市立白鳥小学校 廊下を使用しない 併士控室 広島市立補那小学校 廊下を使用しない 併士控室	十八坪につき一〇〇ワット二灯(配線) 九坪につき一〇〇ワット一灯(配線) 三〇坪につき一〇〇ワット七灯 八坪につき一〇〇ワット八灯 二〇坪につき百しよく光二灯(配線) 二〇坪につき百しよく光一灯

を加え、広島県広島舟入高等学校を削る。

第一条の七(2)演壇中、古田小学校及び段原中学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種類及び程度
広島市立古田小学校 理科室 広島市立段原中学校 職業室	卓子一台椅子一脚湯呑一個水差一ヶ黒板一面黒板拭一ヶ白黒五本

同条の七(2)草津小学校の次に

会場による区分	種類及び程度
広島市立牛田小学校 礼法室 広島市立仁保小学校 普通教室	卓子一台椅子一脚湯呑一ヶ水差一ヶ黒板一面黒板拭一ヶ白黒五本

を加え、広島県広島舟入高等学校を削る。

第一条の七(3)聴衆席中古田小学校及び段原中学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種類及び程度
広島市立古田小学校 理科室 廊下を使用しない 職業室 廊下を使用しない 腰掛五〇脚	職員室をこれにあてる 卓子一台椅子五脚

同条の七(3)聴衆席中、草津小学校の次に

会場による区分	種類及び程度
広島市立牛田小学校 礼法室 廊下を使用する 併士控室 広島市立比治山小学校 普通教室 廊下を使用する 併士控室 広島市立仁保小学校 映写室 廊下を使用しない 長腰掛六〇脚	椅子二〇脚、机二〇脚 上敷一〇枚 長腰掛六〇脚

を加え、広島県広島舟入高等学校を削る。

第一条の七(4)併士控室中荒神小学校の「会場による区分」及び「種類及び程度」の欄を次のように改める。

会場による区分	種類及び程度
広島市立荒神小学校	職員室をこれにあてる 卓子一台椅子五脚

同条の七(4)併士控室中、荒津小学校の次に

会場による区分	種類及び程度
広島市立牛田小学校 広島市立仁保小学校 広島市立青崎小学校 広島市立段原中学校	校長室をこれにあてる 卓子一台椅子五脚 普通教室をこれにあてる 併接室をこれにあてる 衛生室をこれにあてる

を加え、広島県広島舟入高等学校を削る。

第二条を次のように改める。

第二条前条の設備は次の場所についてこれを行う。

広島市立牛田小学校	普通教室	普通教室	礼法室	校長室
荒神小学校	講堂	講堂控室	普通教室	職員室
尾長小学校	普通教室	普通教室		

矢賀小学校	普通教室	応接室		
青崎小学校	普通教室	応接室		
段原小学校	普通教室	普通教室		
比治山小学校	講堂	講堂控室		
皆実小学校	普通教室	特別教室		
仁保小学校	講堂	理科室	映写室	普通教室
大河小学校	講堂	講堂控室	普通教室	作法室
爾那小学校	講堂	講堂控室	普通教室	
宇品小学校	講堂	講堂控室	普通教室	
似島小学校	普通教室	普通教室	普通教室	
白鳥小学校	講堂	職員室	普通教室	職員室
兼町小学校	音楽教室	音楽教室		
袋町小学校	普通教室	普通教室		
竹屋小学校	脱靴室	応接室		
千田小学校	音楽教室	衛生室		
中島小学校	普通教室	普通教室		
広瀬小学校	普通教室	応接室		
本川小学校	講堂	講堂控室		
神崎小学校	普通教室	普通教室		
舟入小学校	講堂	講堂控室	普通教室	普通教室
江波小学校	普通教室	普通教室	又は応接室	普通教室
天南小学校	普通教室	普通教室		
観音小学校	音楽教室	購買部室		
南観音小学校	普通教室	普通教室		
大芝小学校	普通教室	職員室		
三篠小学校	普通教室	職員室		
己斐小学校	講堂	講堂控室	普通教室	普通教室
古田小学校	講堂	理科室	普通教室	普通教室
草津小学校	講堂	職員室		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

広島市教委告示第十一号

公職選挙法施行令第二百一十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設のための納付すべき費用の額を次の通り定める。

昭和二十七年九月八日

広島市教育委員会 副委員長 本田 亮 作

元宇品小学校	普通教室	職員室	
似島学園小学校	講堂	講堂控室	
広島市立段原中学校	講堂	普通教室	職員室
観音中学校	雨天体操場	普通教室	衛生室
翠町中学校	工業室	普通教室	
宇品中学校	普通教室	普通教室	
兼町中学校	裁縫室	普通教室	
江波中学校	普通教室	普通教室	
庚午中学校	普通教室	校長室	
中広中学校	普通教室	職員室	
国泰寺中学校	普通教室	普通教室	
青崎中学校	普通教室	校長室	
似島中学校	普通教室	職員室	
似島学園中学校	普通教室	講堂控室	
二葉中学校	普通教室	校長室	
広島県広島舟入高等学校	生徒集会場	普通教室	普通教室
舟入高等学校	講堂	講堂控室	
千田高等学校	普通教室	図書室	

◎公平委員会告示第一号

この告示は、公布の日から施行する。

附則

右当事者間の昭和二十七年公平委不第一号強制による依頼退職処分に対する審査請求事件について次のように公開口頭審査を行う。

昭和二十七年八月二十五日
廣島市公平委員会委員長 田坂戒三

審理期日 昭和二十七年九月二日午前十時
審理場所 廣島市議会議事堂

◎公平委員会告示

この告示は、公布の日から施行する。

附則

右当事者間の昭和二十七年公平委不第一号強制による依頼退職処分に対する審査請求事件について次のように公開口頭審査を行う。

昭和二十七年八月二十五日
廣島市公平委員会委員長 田坂戒三

審理期日 昭和二十七年九月二日午前十時
審理場所 廣島市議会議事堂

◎公平委員会告示

この告示は、公布の日から施行する。

附則

右当事者間の昭和二十七年公平委不第一号強制による依頼退職処分に対する審査請求事件について次のように公開口頭審査を行う。

昭和二十七年八月二十五日
廣島市公平委員会委員長 田坂戒三

審理期日 昭和二十七年九月二日午前十時
審理場所 廣島市議会議事堂

◎公平委員会告示

この告示は、公布の日から施行する。

附則

右当事者間の昭和二十七年公平委不第一号強制による依頼退職処分に対する審査請求事件について次のように公開口頭審査を行う。

昭和二十七年八月二十五日
廣島市公平委員会委員長 田坂戒三

審理期日 昭和二十七年九月二日午前十時
審理場所 廣島市議会議事堂

種別	会場	坪数	平日	休日	夜間	備考
牛田小学校	廣島市牛田区	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
荒神町	廣島市荒神町	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
尾長	廣島市尾長	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
矢賀	廣島市矢賀	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
青崎	廣島市青崎	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
比治山	廣島市比治山	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
仁保小学校	廣島市仁保	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
大河	廣島市大河	1,000	1,000	1,000	1,000	映写室
桶那	廣島市桶那	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
宇品	廣島市宇品	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
似島	廣島市似島	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
白島	廣島市白島	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
似島	廣島市似島	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
袋町小学校	廣島市袋町	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
竹屋	廣島市竹屋	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
千田	廣島市千田	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
中島	廣島市中島	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
廣瀬	廣島市廣瀬	1,000	1,000	1,000	1,000	普教

種別	会場	坪数	平日	休日	夜間	備考
本川	廣島市本川	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
神崎	廣島市神崎	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
舟入	廣島市舟入	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
江波	廣島市江波	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
天満	廣島市天満	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
観音	廣島市観音	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
南観音小学校	廣島市南観音	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
大芝	廣島市大芝	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
三篠	廣島市三篠	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
己斐	廣島市己斐	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
古田	廣島市古田	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
草津	廣島市草津	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
元字品	廣島市元字品	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
似島学園	廣島市似島	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
段原中学校	廣島市段原	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
観音中学校	廣島市観音	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
翠町	廣島市翠町	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
宇品	廣島市宇品	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
機町	廣島市機町	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
江波	廣島市江波	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
庚午	廣島市庚午	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
中広	廣島市中広	1,000	1,000	1,000	1,000	講堂
国泰寺	廣島市国泰寺	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
青崎	廣島市青崎	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
似島	廣島市似島	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
似島学園	廣島市似島	1,000	1,000	1,000	1,000	普教
二葉	廣島市二葉	1,000	1,000	1,000	1,000	普教

◎公安委員会告示第二十号

道路交通取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に關する必要な制限(昭和二十三年三月七日廣島市公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年八月一日 廣島市公安委員会

- この告示は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月五日から適用する。
- 公職選挙法施行令第二百一十一条第一項の規定による選挙運動のために個人演説会の施設の公営のために納付すべき費用の額(昭和二十六年四月三日廣島市公安委員会告示第一号)は、廃止する。

但し、右費用の額は、演説会が十一月一日より、三月三十一日までの間に行われる場合は、百二十円を加算する。

附則

舟入高等学校講堂
廣島市中央公民館

産業局農水産課勤務を命ずる 西野 潔
 社会保険広島市民病院庶務課勤務を命ずる 辻 隆
 総務局市民税課勤務を命ずる 西本 紀奇
 総務局総務課勤務を命ずる 金子 克彦
 北条 三千雄
 水道局給水課勤務を命ずる 技術吏員 浜本 節
 事務吏員 土肥 幹三
 総務局総務課勤務を命ずる 事務吏員 長 神勉
 離友 新
 総務局徴収課勤務を命ずる 事務吏員 祝 清二
 厚生局労働課勤務を命ずる 技術吏員 清水 義海
 衛生監督に補する 衛生局衛生課勤務を命ずる 事務吏員 林 唯雄
 段原出張所税務係長を命ずる 事務吏員 西村 隆枝
 厚生局社会課勤務を命ずる 事務吏員 松本 正夫
 昭和二十七年九月一日(各通)
 建設局管轄課工事係長を命ずる 技術吏員 岡崎 行雄
 広島市性病予防吏員を命ずる 事務吏員 豊岡 勳三

広島市医療監視員を命ずる 昭和二十七年九月五日(各通) 三好 誠
 広島市技術吏員に任命する 技術師に補する 九級四号給を給する 社会保険広島市民病院勤務を命ずる 昭和二十七年九月八日 中野 松枝
 広島市技術吏員に任命する 七級特に一一、〇〇〇円を給する 社会保険広島市民病院看護婦長を命ずる 昭和二十七年九月九日 加藤 政夫
 広島市工場設置委員会幹事を命ずる 事務吏員 小林 整
 広島市工場設置委員会書記を命ずる 事務吏員 石田 貞夫
 広島市工場設置委員会幹事を命ずる 事務吏員 佐々木 英男
 広島市工場設置委員会書記を命ずる 事務吏員 向井 一貫
 広島市工場設置委員会幹事を命ずる 事務吏員 桑原 茂
 広島市工場設置委員会書記を命ずる 事務吏員 石井 博
 昭和二十七年九月十三日 松坂 義正
 広島市表彰審査委員会施行規則第七条第二項の規定により、広島市表彰審査委員会委員長に選出された。 昭和二十七年九月十三日

保健所予防課勤務を命ずる 技術吏員 向井 秀夫
 技術吏員 甲斐 太郎
 広島市職員審査委員会臨時委員を命ずる 事務吏員 永井 要
 昭和二十七年九月十八日(各通) 酒井 節司
 広島市中小企業小口融資制度諮問委員会委員を命ずる 廣田 利三
 昭和二十七年九月十八日(各通) 岡田 男
 技術吏員 山内 之
 事務吏員 久保 義之
 宮田 辰雄
 日下 晃次郎
 諏訪 武士
 中村 元三郎
 広島市中小企業小口融資制度諮問委員会委員を委嘱する 昭和二十七年九月十八日(各通) 畑野 栄一
 技術吏員 畑野 栄一
 事務吏員 国広 順三
 昭和二十七年九月十九日(各通) 廣田 順三
 願により本職を免する 昭和二十七年九月十七日 中村 正忠
 秘書課兼務を命ずる 昭和二十七年九月十九日 大野 邦男
 広島市固定資産評価審査委員会委員に選任する 中村 藤太郎
 昭和二十七年九月十五日(各通)

◎雑報

九月市議会において左記の通り議決された。
 (九月十五日)
 一、第九十八号議案 昭和二十七年広島市歳入出予算追加 原案可決
 一、第九十九号議案 昭和二十七年広島市歳入出予算追加 原案可決
 一、第一百零一号議案 広島市立学校授業料並びに入学者査料条例制定について 原案可決
 一、第一百零二号議案 広島市職員公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 一、第一百零三号議案 水道企業組織に関する条例制定について 原案可決
 一、第一百零四号議案 財産の取得について 原案可決
 一、第一百零五号議案 財産の用途廃止並びに処分について 原案可決
 一、第一百零六号議案 契約締結の承認について 承認
 一、第一百零七号議案 口径七〇〇耗雨水排水ポンプ(電気施設及び附属品その他)購入契約締結の同意について 同意
 一、第一百零八号議案 契約締結の同意について 同意
 一、第一百零九号議案 契約締結の同意について 同意
 一、第一百一十号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 同意
 一、諮問第一号 公有水面埋立市会諮問について 支障なしと決定
 一、議員提出第十七号テレビ放送の地方普及促進に関する要請提出について 原案可決
 一、第一百十三号議案 市金庫事務を取り扱う者の指定につ

出張所別人口

出張所別	人口	同上前月	同前月
牛田	1,500	1,480	1,470
尾崎	9,800	9,700	9,600
比治	1,500	1,480	1,470
仁保	1,500	1,480	1,470
大井	1,500	1,480	1,470
皆島	1,500	1,480	1,470
宇品	1,500	1,480	1,470
似島	1,500	1,480	1,470
基町	1,500	1,480	1,470
元町	1,500	1,480	1,470
十市	1,500	1,480	1,470
舟入	1,500	1,480	1,470
観音	1,500	1,480	1,470
己斐	1,500	1,480	1,470
三津	1,500	1,480	1,470
草津	1,500	1,480	1,470
計	1,500	1,480	1,470

戸籍上の市勢について(二七、八月分)

種別	件数	同上	最少	平均	前年同月	増減
婚姻	1,677	1,677	1,677	1,677	1,677	0
出生	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
死亡	99	99	99	99	99	0
転入	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
転出	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
住民登録	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
印鑑届	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
印鑑照査	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
身分証明	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0
戸籍開覧	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	0

記(一)記は、本市以外地での事件を本籍地の本市へ郵送届たもの。
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は、三十一日分その他は、二十五日分で計算したもの。

廣 島 市 報

No. 7 8

發 行
昭和 27 年 10 月 20 日
(月 曜 日)

發行人所 廣 島 市 役 所
廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九

電話
中 三 五 一 一 三 三 (代 表)
中 三 三 九 九 (建 設 局 總 務 課)
中 三 三 八 八 (商 工 政 務 課)
中 三 三 七 七 (計 劃 課)
中 三 三 六 六 (稅 務 課)
中 三 三 五 五 (總 務 課)
中 三 三 四 四 (會 計 課)
中 三 三 三 三 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 三 二 二 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 三 一 一 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 三 〇 〇 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 九 九 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 八 八 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 七 七 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 六 六 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 五 五 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 四 四 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 三 三 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 二 二 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 一 一 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 二 〇 〇 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 九 九 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 八 八 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 七 七 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 六 六 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 五 五 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 四 四 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 三 三 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 二 二 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 一 一 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 一 〇 〇 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 九 九 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 八 八 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 七 七 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 六 六 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 五 五 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 四 四 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 三 三 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 二 二 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 一 一 (中 央 卸 賣 市 場)
中 三 〇 〇 〇 (中 央 卸 賣 市 場)

【目 次】

○規 則	一
廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部改正	一
廣島市衛生事務委任に関する規則の一部改正	二
市長の消防服制等に關する規則	二
○告 示	三
結核療防法に基く定期外健康診断及び療防接種の實施について	三
公賣中止について	三
建築許可に對する公明懸問について	三
畜犬登録及び狂犬病療防注射について	三
食品衛生監視員証の紛失について	三
市金庫指定について	三
廣島市金庫事務の一部取扱所の設置について	四
公示送達について	四
建築許可申請に關する公明懸問について	四
○教育委員會規則	五
廣島市教育委員會會議規則の一部改正	五
廣島市教育委員會事務局事務分掌規則の一部改正	五
廣島市教育委員會事務決裁規則の一部改正	五
廣島市立學校授業料減免規則	六
○公平委員會告示	七
公開口頭審理について	七

○辭 令

出張所管區域別人口及び世帯状況について……………七
戸籍上の市勢について……………八

○規 則

廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十九日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十六號
廣島市職員公務災害補償條例施行規則の一部を改正する規則
廣島市職員公務災害補償條例施行規則（昭和二十六年十一月一日規則第五十七號）の一部を次のように改正する。
第二條中第二號を第三號とし、以下順次繰り下げ、第一號の次に次の一號を加える。
二 水道局
別紙（立入検査証）中「公平委員會又は」及び「審査又は」を削る。
附 則
この規則は、昭和二十七年十月一日から施行する。但し別紙の改正規定は、昭和二十七年六月十日から適用する。

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則

廣島市衛生事務委任に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月三十日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第六十七號

廣島市衛生事務委任に關する規則（昭和二十三年十二月一日廣島市規則第五十三號）の一部を次のように改正する。
第二條第三號（中）「アイスクリーム製造業を含む。」を削り、同條第十八號から第二十號まで中「理容師法」を「理容師美容師法」に改める。
同條第二十號の次に次の一號を加える。
二十の二 理容師美容師法第十四條の規定による閉鎖命令に關すること。
同條第二十二號中「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法」を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」に改め、同條の次に次の一號を加える。
二十二の二 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十一條第二項の規定による處分に關すること。
同條第二十四號から第二十九號までを次のように改める。
二十四 結核療防法（昭和二十六年法律第九十六號）第

性者にはB.C.G.接種を行い、陽性者には間接撮影を行う。

二、期日 自昭和二十七年九月二十九日起至昭和二十七年十二月十日

三、場所 結核患者家族

ツベルクリン反検査	間接撮影	場所
十月二日	十月四日	牛甲小学校
〃 七日	〃 九日	〃 〃
〃 十四日	〃 十六日	〃 〃
〃 二十一日	〃 二十三日	〃 〃
〃 二十八日	〃 三十日	〃 〃
十一月四日	十一月六日	〃 〃
〃 十一日	〃 十三日	〃 〃
〃 十八日	〃 二十日	〃 〃
〃 二十五日	〃 二十七日	〃 〃
〃 三十一日	〃 十二月二日	〃 〃
十二月八日	十二月十日	〃 〃
〃 十五日	〃 〃	〃 〃
〃 廿二日	〃 〃	〃 〃
〃 廿九日	〃 〃	〃 〃
〃 十一月五日	〃 〃	〃 〃

五條の規定による定期外の健康診断に關すること。

二十五 結核療法第十四條の規定による定期外の療防に關すること。

二十六 結核療法第三十條の規定による家屋の消毒等に關すること。

二十七 結核療法第三十二條第一項の規定による質問及び調査に關すること。

二十八 結核療法第三十四條第二項及び第三項の規定による一般患者に對する療防に關すること。

二十九 結核療法第四十一條第二項の規定による急迫時の特別に關すること。

三十 結核療法第四十二條第一項の規定による報告の請求及び検査に關すること。

同條第五十六條の次に次の二號を加える。

五十七 榮養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八號)第十一條第一項の規定による調査指導に關すること。

五十八 榮養改善法第十六條第一項の規定による特殊榮養食品の検査及び収去に關すること。

第三條中「別に定める様式により」を削る。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

市長の消防服制等に關する規則をここに公布する。

昭和二十七年十月三日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十八號

市長の消防服制等に關する規則

第一條 この規則は、市長の消防服制並びに制服、制帽等の支給及び着用期限について定めることを目的とする。

第二條 市長の消防服制は、次の通りとする。

九月二十九日 東警察署

十月六日 保健所 舟入分室

〃 十三日 宇品出張所

〃 二十日 己斐小學校

〃 二十七日 保健所

十月八日 保健所 舟入分室

〃 十五日 東警察署

〃 二十二日 己斐小學校

〃 二十九日 宇品出張所

十一月五日 保健所

十一月十二日 保健所

十一月十七日 保健所

十一月十九日 保健所

廣島市告示第九十六號
昭和二十七年九月二十七日
廣島市長 濱井信三

公賣中止公告
市稅滞納處分(因り九月二十七日午前十時左記の者に對する不動産の公賣實施は、都合により中止する。)

廣島市舟入川口町五八八番地
廣島市舟入川口町字拾壹の割 五百八拾壹番地
廣島市舟入川口町字拾七の割 五百八拾壹番地
廣島市舟入川口町字拾七の割 五百八拾壹番地

一、木造粉葺平屋建 居室 壹棟 建坪六坪
附屬 木造粉葺平屋建 居室 壹棟 建坪八坪

一 市長章、袖章及び帽子巻ひもは、次表による。

市長章	袖章	帽子巻ひも
上部に市長、下部に廣島市と記した金色金屬製のものを左助部につける。形狀及び寸法は、別圖(一)の通りとする。	黒色綿、織線一條をつけ、その下に蛇腹組金線二條を表裏面にまとい、その下部に金色消防章三箇をつける。	帽の周圍に、黒色斜子線及び蛇腹組金線三條をつける。 夏は、白又は茶褐色布のおおいをつけることができる。 形狀及び寸法は、別圖(二)の通りとする。

二 前號に定めるものの外は、廣島市消防吏員の服制に關する規則(昭和二十六年九月一日廣島市規則第四十二號)別表の規定を準用する。

第三條 市長の制服、制帽等の支給は、必要に應じて行ふものとする。

この規則は、公布の日から施行する。

(一) 市長章

(二) 袖章

(三) 帽子巻ひも

廣島市告示第九十七號
建築基準法第五十四條に基き、左記とおり公開による聽聞を行う。

昭和二十七年九月三十日
廣島市長 濱井信三

一、開催期日 昭和二十七年十月三日午前十時

二、開催場所 廣島市廳舎内議員第二控室

三、申請者住所 廣島市東觀音町二丁目二六二

四、申請者氏名 石田正

五、建築場所 廣島市東觀音町二丁目二六二ノ一

六、用途 製材工場(新築) 木造平屋家建延一八四八平方米

七、地 域 住居地域

廣島市告示第九十八號
狂犬病療法(昭和二十五年法律第二百四十七號)による昭和二十七年年度畜犬登録及び定期狂犬病療法注射(後期分)を左記の通り實施するから所定の期間内に畜犬登録及び療法注射を受けられたい。

なお登録を受けず、若しくは鑑札を付けていない犬又は療法注射を受けず、若しくは注射済票を付けていない犬は捕獲されその飼主は法第二十七條の規定により三萬圓以下の罰金に處せられることがある。

昭和二十七年十月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第九十五號
結核療法(昭和二十六年法律第九十六號)の規定に基き、定期外健康診断及び定期外療防接種を左記の通り施行する。

昭和二十七年九月二十六日
廣島市長 濱井信三

一、診断及び接種を受けなければならない人
結核患者家族、理容師、美容師
但し、ツベルクリン反検査を實施し、陰性者及び疑陽器械具

木造粉葺平屋建 倉庫 壹棟 建坪四拾八坪
木造粉葺平屋建 倉庫 壹棟 建坪六拾參坪
木造瓦葺平屋建 事務所 壹棟 建坪拾七坪八合
右不動産及び工場抵當法第三條による提出目録記載の機械器具

廣島市告示第九十五號

結核療法(昭和二十六年法律第九十六號)の規定に基き、定期外健康診断及び定期外療防接種を左記の通り施行する。

昭和二十七年九月二十六日
廣島市長 濱井信三

一、診断及び接種を受けなければならない人
結核患者家族、理容師、美容師
但し、ツベルクリン反検査を實施し、陰性者及び疑陽器械具

木造粉葺平屋建 倉庫 壹棟 建坪四拾八坪
木造粉葺平屋建 倉庫 壹棟 建坪六拾參坪
木造瓦葺平屋建 事務所 壹棟 建坪拾七坪八合
右不動産及び工場抵當法第三條による提出目録記載の機械器具

1 實施期間 昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日まで（日曜日及び祝日を除く。）

2 家施場所 廣島市保健所
當日は犬を連れて来る必要はない。（なお、別記注射場でも特別に取扱う。）

3 登録手数料 三〇〇圓

1 實施期日及び場所

注射月日	曜	時	間	注射場所
十月六日	月	午後一時		草津小學校
七日	火	四時		古田小學校
八日	水			中廣小學校
九日	木			三篠小學校
十日	金			廣島市立小學校
十一日	土			江波小學校
十三日	月			宇品出張所
十四日	火			青島出張所
十五日	水			尾長出張所
十六日	木			船入出張所
十七日	金			荒神出張所
十八日	土			大須賀出張所
二十日	月			皆實小學校
二十一日	火			淵崎小學校
				段原小學校
				天満小學校
				中島小學校

十月二十一日	十月二十二日	十月二十三日	十月二十四日	十月二十五日	十月二十七日	十月二十八日	十月二十九日	十月三十日	十月三十一日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
午後一時									
廣島市立小學校	女子商業學校	宇品出張所	袋町小學校	千田小學校	廣島小學校	白島小學校	大洲出張所	大洲出張所	大洲出張所

2 手数料 注射料 一五〇圓
注射済票交付手数料 三〇〇圓
計一八〇圓

廣島市告示第九十九號
左記の証票は、昭和二十七年九月六日盗難紛失したので以後無効とする。
昭和二十七年十月一日
廣島市長 濱井信三

食品衛生監視員の証 第四十號 青山 弘

廣島市告示第百號
市金庫指定告示
廣島市議會の議決を経て、廣島市金庫事務を取り扱う者を左記の通り定める。
昭和二十七年十月一日
廣島市長 濱井信三

一、株式会社 廣島銀行

廣島市告示第百一號
廣島市金庫事務の一部取扱所の設置に伴う告示
廣島市金庫事務取扱者株式会社廣島銀行は、廣島市金庫事務の一部取扱所を左記の通り設置した。
なお昭和二十六年十月一日廣島市告示第五十五號（支金庫設置告示）は、これを廢止する。
昭和二十七年十月一日
廣島市長 濱井信三

店舖の名稱	所在地
廣島銀行廣島駅前支店	廣島市松原町一〇四八ノ三
同 向洋支店	仁保町字背崎〇〇ノ一
同 大河支店	旭町一三四四ノ九
同 仁保支店	仁保町字西一ノ割一
同 宇品支店	宇品町北通り三ノ一八
同 皆實町支店	皆實町三丁目九〇ノ一
同 中央市場支店	水主町一〇二
同 船入支店	舟入仲町一六六ノ一
同 草津支店	草津本町五八
同 已斐支店	已斐町三二七ノ六
同 彌屋町支店	彌屋町四六
同 横川支店	横川町二丁目六六ノ八
同 銀山町支店	下柳町四一ノ一
同 大手町支店	大手町八丁目一〇
同 段原支店	霞町廣島縣廳内

廣島市告示第百二號
昭和二十七年度市民稅第二期督促狀、市内職町竹本夏子外二、一〇八件住所不明のため送達不能につき、地方稅法第二十條並びに市稅條例第十一條の規定により、自十月九日（十月十四日）間、公示す。
なお右公示分の督促指定期限、昭和二十七年九月二十九日とあるを、同年十月二十三日に変更する。

昭和二十七年十月九日
廣島市長 濱井信三

廣島市告示第百三號
建築基準法第五十四條に基き、左記のとおり公開による聽聞を行う。
昭和二十七年十月十五日
廣島市長 濱井信三

- 記
- 一、開催期日 昭和二十七年十月十七日午前十時
 - 二、開催場所 廣島市國泰寺町三九番地
 - 三、申請者住所 廣島市西觀音町二丁目三四一番地
 - 四、申請者氏名 小田助三郎
 - 五、建築場所 廣島市東觀音町二丁目二六二番地
 - 六、用途概要 靴下製造作業場、一六五平方メートル、動力五馬力、住居地域

◎教育委員會規則

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會會議規則（昭和二十五年十二月一日廣島市教委規則第一號）の一部を次のように改正する。
第三十七條中「委員長がこれを決定することができる。」を「次回の委員會（繼續し、なお、議決に至らない場合は後會に繼續しない。）に改める。」
第四十四條を次のように改める。

廣島市教育委員會會議規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會會議規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

第四十四條 會議録には、秘密會の議事及び委員長が取消しを命じた發言は記載しない。
第四十七條中「その採擇を」を「その採擇の可否及びこれに伴う處理について」に改める。
第四十八條を次のように改める。
第四十八條 削除
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

十 児童及び生徒の管理に關すること
同條中「施設課管理係」を削る。
同條中「施設課管理係」の事務分掌中「教育」を「學校」に改め、第一號中「設置」の下に「管理」を加え、第二號中「建設計畫」を「營繕保全の計畫及び實施」に改め、第四號の次に次の二號を加える。
五 學校施設の賃借に關すること
六 課内庶務に關すること
同條中「社會教育課成人教育係」の事務分掌の第六號を次のように改める。
六 社會教育施設の建設並びに設置及び管理に關すること
同條中「社會教育課文化係」の事務分掌の第七號を第八號とし、第六號の次に次の一號を加える。
七 ニネスコ活動及び民間のニネスコ活動の助成に關すること
第四條第一項中「課長が」の下に「代理し、主管の課長にも事故があるときは、課の配列順位により他の課長がその事務を」を加え、同條第二項中「係長が」の下に「代理し、所管係長にも事故があるときは、上席の係長がその事務を」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

廣島市教育委員會事務分掌規則の一部を改正する規則
廣島市教育委員會事務分掌規則（昭和二十六年一月二十日廣島市教育委員會事務分掌規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會 本 田 亮 作

本規則中「代決」を「専決」に改める。
第一條の各號を次のように改める。
一 學校その他の教育機關の設置及び廢止に關するこ
二 教科内容及びその取扱の一般方針に關すること
三 教科用圖書の採擇に關すること
四 教育委員會事務局（以下「事務局」という。）職員
中、課長、指導主事及び社會教育主事並びに學校その
他の教育機關の長の任免その他の人事に關すること
五 事務局及び學校その他の教育機關の職員組織する
職員団体及び労働組合に關すること
六 學校その他の教育機關の敷地の設定及び變更並びに
校舍その他の建物の新築、移築、再築、變更等の計畫
に關すること
七 條例をもつて定める事項に關すること
八 委員會規則の制定又は改廢に關すること
九 委員會の所掌に係る才入、才出豫算に關すること
十 教育の目的のための基本財産及び積立金の管理に關
すること
十一 一件三十万円以上の工事以外の事業の施行に關す
ること
十二 一件百五十万円以上の物品の購入及び修繕に關す
ること
十三 一件貸借料年額又は總額百萬元以上の財産の貸
與又は借受に關すること
十四 委員會所管に係る見積價格百萬元以上の財産の處
分に關すること
十五 請願、訴訟及び異議申立に關すること
十六 通學區域の設定及び變更に關すること
十七 他の教育委員會との協議會に關すること
十八 その他特に重要と認められる事項
第二條第六號中「及びその貨物」を削り、第六號の次に
次の一號を加え、第七號を第八號とし、以下順次繰下げ、

第十一號中「委員會において議決した」を削る。
七 學校その他の教育機關の營繕の實施に關すること
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
廣島市立學校授業料減免規則をここに公布する。
昭和二十七年九月二十日
廣島市教育委員會
副委員長 本田 亮 作

二 保護者の家庭收支調査
三 資産及び納税についての市町村長の証明書
2 學校長は、前項による願出を受理したときは、資産及
び家計の状況を調査した上、詳細な意見書及び本人の成
績証明書、出席状況調査書を附して進達しなければならない。
3 休學中の者が授業料の免除を受けようとするときは、
前二項の規定にかかわらず、當該學校長の証明書を添え
て、願出するものとする。
（減免の停止又は變更）
第五條 授業料の減免を受けている者が事情の變更により
その必要が消滅したとき、又はその變更を必要とするこ
きは、學校長を経てすみやかに教育委員會に届出なけれ
ばならない。
2 學校長は、前項による届出を受理したときは、事情を
調査し、意見書を附して進達しなければならない。
（結果の通知）
第六條 教育委員會は、第四條又は前條の書類を受理した
ときは、これを審査し、その結果を當該學校長を経て本
人に通知する。
（減免等の効果）
第七條 授業料の減免又は減免の停止若しくは變更は、願
出を受理した月から實施する。
2 授業料減免の有効期間は、當該年度内とする。
（授業料の追徴）
第八條 不當に授業料の減免を受けた者に對しては、これ
を取消し、減免した授業料を追徴することができる。
（雜 則）
第九條 この規則の實施に關し必要な事項は、教育長が定
める。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一
日から適用する。

廣島市公平委員會告示第二號
請求者 森 澤 敏 次
處分者 廣島市選舉管理委員會
右當事者間の昭和二十七年廣島公平委第一號強制による
依願退職處分に對する審査請求事件について次のように公
開口頭審理を行う。
昭和二十七年十月十日
廣島市公平委員會委員長 田 坂 戒 三
審理期日 昭和二十七年十一月四日午前十時
審理場所 廣島市公平委員會室

廣島市水道事業管理者を命ずる
昭和二十七年十月一日
川 本 剛
廣島市事務吏員に任命する
主事に補する
九級六號給を給する
社會保險廣島市民病院會計課經理係長を命ずる
昭和二十七年十月九日
事務吏員 今 橋 重 雄
原 田 種 吉

廣島市傳染病豫防吏員を命ずる
昭和二十七年十月十日（各通）
初 谷 清 一 郎
廣島市中小企業融資委員會を委嘱する
廣島市中小企業融資委員會委員を解く
技術吏員 岡 崎 行 雄
向 井 秀 夫
衛生管理者に選任する
昭和二十七年十月十一日（各通）

公平委員會告示

公平委員會告示第二號

廣島市公平委員會告示第二號
請求者 森 澤 敏 次
處分者 廣島市選舉管理委員會
右當事者間の昭和二十七年廣島公平委第一號強制による
依願退職處分に對する審査請求事件について次のように公
開口頭審理を行う。
昭和二十七年十月十日
廣島市公平委員會委員長 田 坂 戒 三
審理期日 昭和二十七年十一月四日午前十時
審理場所 廣島市公平委員會室

辭 令

廣島市技術吏員に任命する
技師に補する
十二級三號給を給する
社會保險廣島市民病院内科部長を命ずる
昭和二十七年八月十一日
事務吏員 井 上 良 治
願により本職を免ずる
昭和二十七年九月十五日

廣島市固定資産評價審査委員會委員に選任する
事務吏員 中 村 正 忠
秘書課兼務を命ずる
昭和二十七年九月十九日（各通）
事務吏員 青 笹 武 男
願により本職を免ずる
昭和二十七年九月三十日

廣島市公平委員會告示第二號
請求者 森 澤 敏 次
處分者 廣島市選舉管理委員會
右當事者間の昭和二十七年廣島公平委第一號強制による
依願退職處分に對する審査請求事件について次のように公
開口頭審理を行う。
昭和二十七年十月十日
廣島市公平委員會委員長 田 坂 戒 三
審理期日 昭和二十七年十一月四日午前十時
審理場所 廣島市公平委員會室

Table with columns for names and positions, including 助役 高山一三, 川本剛, 事務吏員 今橋重雄, etc.

Table with columns for names and positions, including 岡崎行雄, 友則正之, 後藤文彦, etc.

雑 報

出張所々管區域別人口及び世帯状況に
ついて (二七・一〇・一現在)

Table showing population and household statistics for various districts like 牛田, 尾長, 青崎, etc.

種別	件数	戸籍上の市勢について (二七、九月)		前年同差	増減
		最大	最少		
結婚	(九七)	(一)	(一)	(九七)	九〇
離婚	(九四)	(一)	(一)	(九四)	一〇
出生計	(三六)	(一)	(一)	(三六)	〇
死亡計	(三六)	(一)	(一)	(三六)	〇
抄本請求	(一〇)	(一)	(一)	(一〇)	〇
印鑑届	(二〇)	(一)	(一)	(二〇)	〇
印鑑照査	(五)	(一)	(一)	(五)	〇
身分証明	(四)	(一)	(一)	(四)	〇
戸籍開覽	(二)	(一)	(一)	(二)	〇
計	三、〇八八	一、六四四	七、九四七	三、七〇	三、七〇

市内の出生と増減数
 死亡から見た増減数
 男一四九人 計三〇〇人 一日平均一〇人
 女一五一人
 一、前年同 上
 男一三七人 計二三九人 一日平均 八人
 女一〇二人
 一、謄抄本作製数 九、九八九枚
 従事者延三一人 一人平均 三一・九人
 一、失期件数 三四件

備考 一、()は、本市以外地での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、その他は二十五日で計算したもの

◎正 誤

廣島市報第七十七號の告示の部 固定資産台帳の縦覧について(廣島市告示第九十四號)中七頁中段十一行「記」の前に「昭和二十七年九月二十日廣島市長濱井信三」が入るはずの、同市報の辭令の部 十三頁上段六行及び中段一行「柴田重暉」とあるのは、「柴田重暉」のいずれも誤植